

うに、平時はそれほど実員を抱えておく必要がない職種、あるいはそういうものについて、予備自衛官という裏づけによって有事急速に補充できれば、平時から持つておるのはややせいたく過ぎるというものを中心に考えられておるわけでござります。

各国の場合は、特に陸軍等を中心と考えれば予備勢力の方が現役より多いぐらいの国が多いわけあります。その点我が國の場合は完全志願制ということで、予備自衛官、予備勢力が非常に少ないわけでござりますが、それにいたしましても、例えば今回お願いしております航空自衛隊の予備空員、これはかなりの人間が必要ります。そのための例えは短サムであるとかあるいは高射機関砲、携帯サムといったものを使って基地防空をするわけでございますが、そういう要員については、平時は基幹要員だけを抱えておいて有事はこれに緊急補充した予備自衛官等を充当をして、十分な基地防空の任務に当たらせるといった形でありますし、陸上自衛隊で言えば、例えば師団等の主動部隊が前線の方に出動していくといた形になりますと、その後が空き家になるといいますか、警備が非常に手薄になります。そういうものを肩がわりをして警備等に当たる軽普通化連隊といったものも我々構想いたしておりますが、そういった人員に充てるといったことで、平時からそれを実員で抱えておくには余りにも経費的な負担が大き過ぎると思われるものについては、予備自衛官制度というものを取り入れていく方がいいんではないかというように考えておるわけでございます。

○野田哲君 長官に伺いたいと思いますが、栗原防衛厅長官は、衆議院でのこの法案の審議の際に、民間の予備自衛官制度という構想を述べられた。検討課題として構想を持つておられるというふうに報道をされているわけですが、一休民間の予備自衛官制度という構想、これはどういう構

想であるのか、またどういう理由といいますか、必要性によるものであるのか、伺いたいです。

○國務大臣(栗原祐幸君) いわゆる自衛隊OBからのみ予備自衛官を求めるということよりも、広く国民の中で予備自衛官としてひとつやろうというような方々があれば、そういう方々にお働きいたくという意味でも、それなりの意味があるんじゃないかという意味が前提出してございます。ただ、どのようにしてどうするか、そういうことにつきましてはこれから検討課題でございます。

○野田哲君 漠然とした今長官のお答えがあつたわけですが、これは具体的に検討課題として、序内で法律改正なども含めて検討されているわけですか。

○政府委員(西廣整輝君) 补足して御説明申し上げますが、今御質問の自衛官の経験者でない者から予備自衛官を採用する件につきましては、今回法改正でお願いしている予備自衛官の増員とは直接關係がないわけでござりますが、将来の問題といたしまして、先ほどちょっと触れましたように、自衛隊がいかにも弾力性が乏しいという点がございまして、また、将来とも自衛隊の人員の効率的な使用という点を考えてまいりますと、後方部門その他についてより民間に委託できる分野はないであります。そういう研究も現在しておるわけでござります。そういう点はいかがですか。

○國務大臣(栗原祐幸君) そういうことは全然ございません。ただいま政府委員から述べたような、そういう子細でござります。

○野田哲君 今長官は、そういうことは全然ありませんと、こういうことで首を横に振つて否定を

るおそれがあるんではないかということを考えま

して、将来の問題として、民間のいわゆる自衛官経験者でない者から予備自衛官を採用するということでも十分研究に値する問題であるということであり勉強いたしております。

○野田哲君 栗原長官から民間の予備自衛官構想出をされている「共同防衛への同盟国の貢献度」に関する報告、このレポートがあるわけですが、このレポートの中に、ウォーターハムホスト・ネーション・サポート、こういう項目があるわけあります。それを見ると、幾つかの戦時のホスト・ネーション・サポート協定は、ホスト国に対し米軍部隊を支援する戦闘の役務を提供すべき組織さ

れる軍人及び民間人の部隊を供与することを要求

している、こういうことで、ドイツにおける民間人の具体的な協力の例がここに挙げられている

わけであります。

今回のこの民間予備自衛官制度の構想というのは、このアメリカの国防総省がレポートとして出している「共同防衛への同盟国の貢献度」に関する報告の中で述べられているウォーターハム・ホスト・ネーション・サポート、これに基づくアメリカの要請というものがその背景にあるのではない

ます。そういう背景にあるのではないかと、こういう疑念を持ったわけでありますけれども、その点はいかがですか。

ういうふうに書いてあるわけです。

日本の戦時ホスト・ネーション・サポート
一九七八年の「日米防衛協力のための指針」では、将来ホスト・ネーション・サポート取り決めに至る可能性のある分野の研究を行ふと規定されている。しかし、同指針はこれらの研究の結論がどうあれ、いずれの政府とも法的、予算的あるいは行政的措置をとる義務を負うものでないことを前提としている。したがつて、公式かつ拘束力ある取り決めは、日本で緊急立法が可決され初めて可能となる。現在、二分野の研究が進められているが、それは、①日本防衛に関する研究、②日本以外の極東で緊急事態が発生した際、日本は米国にどんな支援を供与することが可能かという、いわゆる便宜支援(F-A)研究——の二つである。

そこで、この①の「日米防衛に関する研究」、これはまた何回も議論されていてあります。が、私どもこれからも内容をただしてまいりたいと思うんですねけれども、二つ目の「日本以外の極東で緊急事態が発生した際、日本は米国にどんな支援を供与することが可能か」という研究が行われている、こういうふうに述べているわけですが、その研究の内容とすることは一体どのような状況になつているわけですか。

○政府委員(渡辺允君) ただいま先生御指摘になりました研究は、昭和五十三年に合意を見ておりました研究は、昭和五十七年に二回ほど研究グループの会合を開催いたしましたけれども、その後、研究は進展を見ていないと実は実情でござります。

○野田哲君 これはワインバーガー長官のレポートの項がはつきりと書かれているわけですね。こ

トによると、今外務省の方からは二回ばかり研究グループが集まつてやつたけれども、具体的な研究が進んでいないような報告であったわけですが、ワインバーガー長官のレポートを読むと、これはかなり進んでいるような印象を受けるわけです。現在二分野の研究が進められている。そしてこの研究は「計画立案」によつて緊急時にどんな支援が可能であるか、支援を供与するメカニズムはどうなのなどをよりよく理解するのに大きく役立つ。」こういうふうに述べているわけです。今のお外務省の報告のようなことでは、とてもこのアメ

すので、これに対する支援というものは、自衛隊が直接行動して支援をすることはできませんので、日本政府全般として支援をするという内容でございますので、先ほど外務省の方から御答弁があつたように、外務省を中心として検討をされておるわけでござりますし、それについて自衛隊がやり得ることというのは、いわゆる自衛隊の行動にかかるるものということではないというふうに御理解いただきたいと思ひます。したがつて、先ほど来話の出でおります予備自衛官というものがそれらの構想とは全く関係のないものだというふうに御理解をいただきたいと思つわけであります。

法という目的に合致しない行動については、自衛隊法の関与するところではないというふうに判断をいたしました。」と、こういうふうに述べておられるわけであります。

この松永政府委員、丸山政府委員の見解、これは松永政府委員の見解は安保条約をもとにしての見解であります。丸山政府委員の見解は自衛隊法をもとにした見解であります。それぞれ安保条約なり自衛隊法の第何条、どういう見解に基づいてこのような見解を述べておられるのか、これを持て伺いたいと思います。

○政府委員(渡辺允君) ただいま御質問のうち、当時の松永条約局長の答弁につきましては、外務省のこととござりますので私から御答弁をさせて

隊法三条に「自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、國の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが國を防衛することを主たる任務」という規定がございますが、この三条の我が國の安全を保つために我が國を防衛する、こういう自衛隊の任務に合致しないということから、当時の丸山防衛局長は、当該訓練を自衛隊法の関与するところではないというように答えたわけでござります。

○野田哲君 今の答弁ですがね、議事録を読み返してみると、韓国を防衛するために、というふうな前提での答弁にはなっていないと思うんですね。単純に在韓米軍と自衛隊とが合同演習をすることは法律的に可能なのかどうか、こういう質問に対して丸山政府委員は「自衛隊の立場で在韓米軍と訓練をすると、ということはできない」ということ

ングであるということが書いてござります。
それから、先ほど御説明申し上げた日本以外の
極東における事態における便宜供与の研究という
ものも、これはなくなってしまったわけではない
わけでございます。ただ実態は、先ほど申し上げ
ましたように、五十七年に会合して以降、実は進
んでおらないというのが実情でございます。

○野田哲君 在韓米軍と日本の自衛隊との国内での合同演習が行われたわけですが、この問題について何いいたいと思うんですが、今まで在韓米軍と日本の自衛隊とが合同演習をやることにつきましては何回も国会で議論をされているわけであります。

まず私は、昭和五十一年の十月二十一日の衆議院予算委員会における政府の見解についてただし

うべきである、というようなことが明文で定められているわけではない、ということを言っているだけでございまして、ただいま御指摘の部分に統計まして、したがって、その問題は一般国際法の問題として処理されることになると思います、というふうなことを言っておりますことからもういう御理解をいただきたいと思います。

○政府委員(依田智治君) 五十年十月二十一日、衆議院予算委員会におきまして当時の丸山防衛局長がお答えした件について私の方からお答えいた

うに判断しております。」と極めて明快に、端的に答えていたわけですね。さらに続けて、「自衛隊の任務は、わが国の安全を守るというのが目的でございます。したがいまして、わが国の安全を守るために合致しない行動については、自衛隊法の関与するところではない」というふうに述べているわけです。韓国防衛のために云々、こういう前提での質問ではない、単純な質問であったと思うのですが、ちょっとその点、今の局長の答弁は少し前提を置きかえているんじゃないんですか。

○政府委員(西廣賛輝君) 今お尋ねの民間人をソースとする予備自衛官、これも有事の際は自衛官の身分に変わるのでござりますから、当然のことながら自衛隊の人間になる。我が国自衛隊の場合西独等と違つては、先生も十分御承知のとおり、我が国は集団的自衛権の行使ができませんから、自衛隊が行動するというのは我が国防衛のために限るわけでございまして、いわゆる安保条約で言えば五条事態に限るわけでござります。一方、お尋ねの件は極東有事、六条事態の状況でございま

このときには松永政府委員、たしか當時は外務省の条約局長をなさつておられたと思います、今アメリカ大使ですが、「こういうふうに答えておられるわけです。「在韓米軍、それと日本の自衛隊が合同演習を行うということは、安保条約上定められている事柄ではないだろうと思います。」と答えていますが、これはここに議事録もありますから明確であります。それから、同じ席で丸山政府委員、これは当時はたしか防衛庁の防衛局長であつたと思ひます。この丸山政府委員がこういうふうに答えておられます。「自衛隊の立場で在韓米軍と訓練をするということはできない」というふうに判断しております。」、「わが国の安全を守る

御指摘の答弁は、当時質問者が岡田春夫委員でございましたが、当時の三木・フォード共同新聞発表第三項について言及し、米韓相互防衛条約と日米安保条約とが連動して韓国の平和のために作用を及ぼすということを明確にしておるのではなかいかというような点等も指摘しつつ、自衛隊と在韓米軍との共同訓練の可否をただしたのに対しまして、そういう中で防衛局長が否定的な見解を述べたわけでございます。その趣旨は、在韓米軍との韓国防衛を前提とするような共同訓練はできないということを述べたわけでございます。

これは自衛隊法との関係におきましては、自衛

○政府委員(依田智治君) このときは、三木総理等に対しまして共同新聞発表等の問題を取り上げていろいろ質問があつた過程において、丸山局長の方にも質問があつたわけでございまして、先ほど私が申し上げたようなそういう過程において防衛局長は答えている。したがいまして、先生が先ほど読み上げていただきました文章でございますが、丸山政府委員は、「自衛隊の任務は、わが国を安全を守るというのが目的でござります。したがいまして、わが国の安全を守るという目的に合致しない行動については、自衛隊法の関与するところではない」ということで、ここで申してあります。

すように、我が国を守るということに合致しない行動については関与してないということを述べておるわけでございまして、その裏にやはり韓国を防衛するというような目的としての訓練はやらなければそういうことが、暗にそれは自分としてそのように考えておる。私も直接この間も当時の丸山防衛局長に会いましたのでお話を伺つてみましたが、そのようであるというようなことをお伺いした次第でござります。

○野田哲君 今度は長官の発言について、長官に伺いたいと思うんですが、栗原長官は防衛庁長官としては前例のない二度のお務めなんですが、前回の防衛庁長官のときに、昭和五十九年三月二十七日参議院の予算委員会におきまして、在韓米軍との共同訓練については、法的には可能であるが、やるべきではないかは、今総理の話にありますように、高度の政治判断、状況を考えながらやるべきでございまして、ただいまいろいろ御指摘のあらゆること、つまり、在韓米軍との共同訓練については私どもはやるべきではないかは、今総理の話にありますと、それ以上にいわゆる集団的自衛権とか、第三国との間にそういう同盟やら軍事的関係を結ぶということはやらない」と、こういうふうに述べているわけであります。そして、それから約半月くらい後にも同じように、四月十日の参議院の予算委員会で同じ趣旨のこと強調されているわけであります。つまり、高度の政治判断や状況を考えながらやるべきことであつて、今指摘されたような在韓米軍との共同訓練についてはやるべき考え方はありませんと、こういうふうに述べておられるわけです。

ところが、先月、北海道方面で在韓米軍も参加をして合同演習をやられたわけであります。これは一体どのような高度の政治判断や状況の変化があつたのか、長官としての見解を伺いたいと思います。

○國務大臣(栗原祐幸君) 私が前の防衛庁長官の

ときには参議院の予算委員会で発言したことは、今御指摘のとおりであります。法的にはいかなる国、いかなる部隊とも共同訓練ができるけれども、高度の政治判断でいろいろ考えるべきだ、在韓米軍との共同訓練はしない、そういうふうに申し上げた。これが非常に、何といいますか、ある意味で誤解を招いておる。私は在韓米軍と在日米軍と自衛隊、そういったものが一緒に共同訓練するなどということは高度の政治判断からすべきでない、これは今でもそれはそう思つております。

ただ、韓国に配置されておる軍用機が日本へ来て、在日米軍の指揮下で自衛隊と一緒に共同訓練するということは一向差し支えないと。なぜかならば、これはフィリピンに配置されている米軍機が日本へ来て在日米軍の指揮下に入つて現に共同訓練しているんです。私が答弁したときも、それはそういう実事がある。そのことを私は踏まえまして、米軍の指揮下にある在韓米軍と、それから日本で指揮をとつておる在日米軍、それと自衛隊の三者の共同訓練はしないということでございまして、今回、A-10並びにOV-10これが韓国に配置されているやつが日本へ来て在日米軍の指揮下にあるということは一向差し支えないと。そういうことでよろしいということになつたわけであります。

○野田哲君 これは、栗原長官五十九年の見解の後で私はつけられた理屈じやないかと思うんでですよ。今長官の言われたように、在韓米軍が日本に来ればこれもやはり在日米軍になるんだとこういうふうになると、これはもう安保条約の建前といつても、日本の領域に米軍が入つてしまふときには安保条約及び日米地位協定の適用を受けまして在日米軍司令官の指揮下に入るという建前になつております。

○野田哲君 それは米軍の方の建前、編成上の問題としてはあるいはそつていう解釈になつてゐるかもわかりませんけれども、それについてはやはりそんな無制限なことはなつていらない。幾らでもそれじや太平洋地域に展開をしている米軍が膨らんでいくことになるわけで、在日米軍としてこれはもう無制限に膨らんでいくことになるわけですね。そんなことにはなつてないんじやないで

すか。

○國務大臣(栗原祐幸君) 安保条約の解釈の問題は私の所管じやございませんから、それはもう外務省の方からやつていただきますけれども、私は、事の性格上いわゆるいかなる国のかなる部隊ともできる、しかしながら高度の政治判断で排除するところは排除する、その場合に、在韓米軍とう一つの部隊と在日米軍という一つの部隊と日本

の自衛隊が共同訓練するということは高度の政治判断からやるべきでない、ただし、もう既にフィリピンに配置されている、あるいはまあほかにもあるでしょうけれども、フィリピンに配置されるる米軍機が日本へ来て、在日米軍の指揮下で現にもう在日米軍とそれから自衛隊と共同訓練をやつているのですから、それと同じ意味におきまして、韓国に配置されている軍用機が日本へ来て自衛隊と共同訓練をする、一向差し支えないと、こう思います。

安保条約上の問題については、外務省の方からお答えいただきたいと思います。

○政府委員(齊藤邦彦君) 安保条約に関する面につきましてお答えいたします。

日米安保条約のもとにおきましては、我が国の領域内に存在する限り、どのような形態の米軍でありますとともに、日本の領域に米軍が入つてしまふときには安保条約及び日米地位協定の適用を受けまして在日米軍司令官の指揮下に入るという建前になつております。

○野田哲君 それは米軍の方の建前、編成上の問題としてはあるいはそつていう解釈になつてゐるかもわかりませんけれども、それについてはやはりそんな無制限な変更ということで事前協議、こういふ規定が取り決められているわけですね。だから、ハワイにいる米軍が日本に来ればこれは在日米軍に、高度の政治判断、状況を考えながらやるべきなんだ、フィリピンと現にやつていいじやないか、

ンと現にやつていいということは国民が知らな

い、問題にしない。あなた方は国民に知らさないでやつていて、そういう実績があるんだと言われても私どもはそれを了とするわけにいかないわけでも、どこの部隊でも日本に来れば全部在日米軍なんだ、そんな無制限なことにはなつてないと思ふんですよ。一定規模以上のものが来るときには、これはちゃんと事前協議の対象になるわけでしょう。そうじやないです。

○政府委員(齊藤邦彦君) 事前協議の問題につきましてはただいま御指摘のとおりでございまして、一定の条件のもとで、米軍の規模その他が変わると、これは事前協議の義務がアメリカ側にあります。先ほど私が御答弁申し上げましたのは、その点とは別にいたしまして、安保条約の建前上、日本の領域内にある米軍、これは安保条約及び地位協定の適用を受けるという点を申し上げた次第でございます。

○野田哲君 この間日本に来た在韓米軍といいますか、在韓のアメリカの空軍、これは日本に来たんだから在日米軍なんだ、こういうふうに長官は言われたわけですが、これは装備の重要な変更という事前協議の対象の量ではなかつたから別にそういう手続はとつていい、こういうことなんですか。

○政府委員(齊藤邦彦君) ただいま言われましたとおりでござります。

○野田哲君 五十九年の栗原長官の予算委員会での答弁、私もこの質問者に聞いたわけですよ、これをお読み返してみてもそなりますよ。在韓米軍によつて在韓米軍との合同演習というのにはあり得ない、こういう理解をしておりますよ。私が今これを読むと、質問した方から言えば、あの答弁によつて在韓米軍との合同演習というのにはあり得ない、こういう理解をしておりますよ。私が今これ

までそれじや太平洋地域に展開をしている米軍が膨らんでいくことになるわけで、在日米軍としてこれはもう無制限に膨らんでいくことになるわけですね。そんなことにはなつてないんじやないで

の議論でもいろいろな経過があるわけでありますし、総理や防衛庁長官も国会で、予算委員会等でみずからそれについての見解を述べているわけですから、私は、在韓米軍の参加による共同訓練を準備していく過程においては、当然防衛省内部でも、今までの国会での議論あるいは政治的な影響、こういうものについてもいろいろ部内で検討されてきた経過があると思うんですよ。統幕だけでは単純にああいう形になつたとは思えない。当然、長官以下内局の皆さんも相談を受けて、そして国会の審議の経過なども検討された上で判断をされたと思うんです。だから、今、教育訓練局長が、あるいは西廣防衛局長もおられますべく、どつちが言ひ出しつべかわからない、決まつた結果だけ私どもは知つたんだというようなことは私はあり得ないことだと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(依田智治君) ちょっと先生の方が今どちらが言い出したかということだったので、その点について私がちょっと答えたということです。

A 10等が今回参加するということにつきましては、そういう協議の過程でこういう話が出たと。日本側としては支援戦闘機としてのF-1が出たわけでございまして、米軍の方はこれを支援するものとしてA 10並びにOV-10を持つていてから出る。したがいまして日本はF-1を出すということに対応して、米軍側はA-10、OV-10を出すということに恐らくなつたのであろうと思いますが、そういうことで話が出てきた以後の問題につきましては、これはもちろん内局等におきましても過去の答弁等も踏まえまして慎重に検討し、日本防衛のためのこういう必要性のある訓練ならば、過去の答弁とも食い違いがある問題ではないし、よろしいのではないかということで、もちろん大臣等の高度の判断もいただきまして、こういう訓練を実施する運びになつたわけでございます。

○野田哲君 ですから、日本でやる合同演習なんですから、日本側から米軍の方へ要請をして、そして対地支援のためにA-10と一緒にやりたい、こ

○政府委員(依田智治君) 日本が特にこのA-10、O-V10の参加を要請して実現したというものではないというよう承知しております。今回のシナリオがちょうど空地作戦というのを重視したシナリオでございまして、日本の持っている支援戦闘機であるF-1、米軍の方はA-10並びにO-V10等が参加したということございまして、その点は、日本側がぜひこれに出てくれることでやつたものではないというよう承知しております。

○野田哲君 機種がA-10だろうと何であろうといいです。在韓米空軍に共同訓練参加を求めるのは日本側でしよう、こういうことなんですね。そうすると、初めて在韓米空軍の参加を求めたその必要性といいますか、判断の根拠は何だったのですかと、こう聞いているんです。

○政府委員(依田智治君) 私の承知でるところでは、両方でこのシナリオ等を研究して、今回は統合演習をどういう形で効果的にやるかということで、十分慎重に議論する過程におきまして、支援戦闘機としてのF-1並びにA-10、O-V10等が有効であるということで決まったわけでございました。このA-10並びにO-V10は日本はもちろん持っておりますが、日本周辺においては韓国にしか米軍もないわけでござりますので、したがいまして、今回の訓練には有効であるということで韓国からまたまた来ることになった。A-10、O-V10は日本周辺においては韓国しか配置してございません。そういうことで、作戦を効果的に実施するために韓国から飛来し在日司令官の指揮下に入り、日本防衛の目的のために訓練をやつたということございます。

しながら伺いたいと思ひます。次は、SDIの問題について伺いたいと思ひます。外務大臣も近くお見えになると思ひますので、その前に事務的なことからまず伺つておきたいと思つんです。

SDIの研究参加を決定したときの官房長官の談話によりますと、SDIの「参加問題について」は、現行の我が国国内法及び日米間の取り決めの枠組みの中で処理することが適当であり」こういふうふうに述べておられるわけですが、この「現行の我が国内法」、そして「日米間の取り決めの枠組み」というのは、どういう国内法であり、枠組みであるのか、まずその点から伺います。

○政府委員(渡辺允君)　お答え申し上げます。

本年の九月九日に発表いたしました官房長官談話の中で、我が国からのSDI研究計画への参加は、先ほど先生御指摘のとおり、「現行の我が国国内法及び日米間の取り決めの枠組みの中で処理することが適当」であるということを申しております。ここで申しておりますのは、現行の我が国国内法及び日米間の取り決めの枠組みの中で処理することが適当であるということをございまして、逆に申し上げれば、例えば、SDI研究計画参加のために新規の国内立法を行うというようなことはしないという趣旨でござります。

それでは、具体的にここで言つております「国内法」あるいは「日米間の取り決め」とは何かということになりますけれども、これは今後具体的に我が国の企業等が参加をいたしてまいります場合に、その参加の形態等によつても、どの法律ないしとの取り決めが関係してくるかということは変わり得るところかとは思いますけれども、一般的に現段階で申し上げれば、例えれば日米間の取り決めとして念頭にござりますのは、日米相互防衛援助協定、あるいは対米武器技術供与取り決め等があるわけでございます。

○野田哲君　国内法は一体今どのような枠組みがあるわけですか。

○政府委員(渡辺允君)　国内法で申しますと、例

えればいわゆる外為法でござりますとか、それから先ほど日米間の取り決めということで申し上げたうんですが、つまり国内法で言えば外為法、それから日米間の取り決めで言えば日米相互防衛援助協定、この援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器技術供与に関する交換公文、それから同じく実施細目の取り決め、附属書、そしてさらに日米相互防衛援助協定に伴う秘密保護法、これが現行の国内法であり、日米間の取り決めだと、こういうことですね。

○政府委員(渡辺允君)　ただいま先生がお挙げになりましたような国内法及び取り決めは、ここに申します現行の国内法ないし日米間の取り決めに当たるものであろうと思ひます。

ただ、先ほど申し上げましたのは、必ずしもそれだけに限るかどうかということは、これは今後の参加の実態によつて決まってくるわけでござりますので、そういうことだけちょっと申し上げたわけでございます。

○野田哲君　今後の協議の経過によつてということがですが、協議の結果によつて考えられる国内法というのはどういうものが想定をされますか。

○政府委員(渡辺允君)　ちょっと私の御答弁がよくなかつたかと思いますが、何か具体的に別の法律とか取り決めを念頭に置いて先ほど申し上げたようなことを申し上げたわけでは必ずしもございませんで、基本的に、あるいは一般的に申し上げれば、先ほど来先生が御指摘になつたようなものであろうとということでござります。

○野田哲君　武器の定義という問題について伺いたいと思うんです。

昭和五十一年の二月二十七日に、衆議院の予算委員会において、当時の三木武夫内閣総理大臣が、みずから武器の定義について見解を示しておられたわけです。これは、いろいろな武器を輸出してゐたということが問題になつて、そのときに総理

が国会で見解を示されているわけであります。

こういうふうに述べておられるわけです。

「武器」という用語は、種々の法令又は行政運用の上において用いられており、その定義については、それぞれの法令等の趣旨によつて解釈すべきものであるが、

(一) 武器輸出三原則における「武器」とは、「軍隊が使用するものであつて、直接戦闘の用に供されるもの」をいい、具体的には、輸出貿易管理令別表第一の第百九十七の項から第二百五の項までに掲げるもののうちこの定義に相

当するものが「武器」である。

こういうふうに総理みずからが武器輸出の三原則における武器の定義を示しておられるわけであります。この輸出貿易管理令の別表の一九七から二〇五までの間に列記されている品目、通産省おられままでございました。すか——ちよつと品名を挙げてください。

○説明員(村田成二君) お答え申し上げます。

ちよつと長くなりますが、順次申し上げますと、まず第一に銃砲及びこれに用いる銃弾が一つござります。それから二番目に爆発物及びこれを投下し、発射する装置。それから三番目に火薬類及びジェット燃料。それから四番目に爆薬安定剤。

五番目に軍用車両。六番目に軍用船舶。七番目に軍用航空機。八番目に防潜網あるいは魚雷防御網等でございます。それから九番目に装甲板、軍用鉄かぶと、防弾衣。十番目に軍用探照灯。十一番目に軍用細菌製剤、軍用化学製剤、軍用放射性製剤。これらが列挙されております。

○野田哲君 一九八三年十一月八日に日米相互防衛援助協定に基づく対米武器技術供与に関する交換公文といふのがあります。この日本側の書簡の中で「日本国政府の了解は、次のとおりであります。」こういふことで、1の項の(2)で「この了解の適用上、「武器技術」とは、附属書に定義する技術をいい、武器技術の供与を実効あらしめるため必要な物品であつて同附属書に定義する「武器」に該当するものを含む。」このように述べています。

そして、その附屬書の中では「武器技術」とは、

千九百七十六年二月二十七日の武器輸出に関する方針に定義する「武器」の設計、製造

又は使用に専ら係る技術をいい。」こういうふうに述べています。そして(2)の項で「輸出貿易管理令別表第一の第一九七の項から第二〇五の項までに掲げる物品のうち軍隊が使用するものであつて、直接戦闘の用に供されるもの」こういうふうに定義をされているわけです。

つまり、まず三木総理が明らかにした政府の武器ということについての見解、そこで定義をする「武器」の設計、製造又は使用に専ら係る技術をいい。こういうことで、具体的には輸出貿易管理令の別表第一の一九七から二〇五までの物品、これが日米相互防衛援助協定に基づく対米武器技術供与に関する物品である、こういうふうに交換公文で、あるいは附属書で規定されているわけですね。そのとおりですね。どうですか。

○野田哲君 このSDIの研究参加によって日本に求められる技術、これは一体どういう技術が求められるのかという点をまず伺いたいわけです

が、SDIの官民合同調査団の報告によると、「分野別のSDI研究の現状は次のとおりであるが、今後目標とする技術水準を達成するためには解決すべき課題も多いと考えられる。」こういうこと

で、「SATKAA等」こういふことで「レーダー、赤外センサー、信号処理等」、それから「KEW」(誘導制御、電磁加速、センサー等)、それから「DEW」(DEW関連技術(高出力レーザー、高出力粒子ビーム、光学装置等))こういふうに幾つか項目を挙げてあるわけですが、大体こ

ういう内容のものが研究参加の中で求められている技術と理解していいわけですか。

○政府委員(渡辺允君) ただいま先生がお読み上げになりました官民合同調査団の報告でございま

すが、これはここにも書いてござりますように、第一の一九七から二〇五までに掲げられているものの中でも、この武器の定義に該当するものだと、こういふうに述べておられるわけ

です。つまり武器というのは、まだいま通産省の輸出貿易管理令別表第一の一九七から二〇五の項までに掲げるもののうちこの武器の定義に該当するものだと、

それは、「軍隊が使用するものであつて、直

接戦闘の用に供されるもの」をいい、具体的には、

まず第一に、この分野の範囲内で参加を

するというのはおっしゃるとおりでござります。

在SDIとして米国で行われている研究の諸分野なわけでございます。したがいまして、これは必ずしもこれらの分野について日本の参加が求めら

れているというような趣旨のものではないわけでございます。

一般的に申しまして、米国からこれまで具体的な分野を特定して、この分野に参加してほしいと

いうような要請というのは一切ございませんし、研究参加の仕組みから申しましても、恐らくそつ

いつまり、まず三木総理が明らかにした政

府の武器ということについての見解、そこで定義

をする「武器」の設計、製造又は使用に専ら係る技

術をいい。こういうことで、具体的には輸出貿易

管理令の別表第一の一九七から二〇五までの物

品、これが日米相互防衛援助協定に基づく対米武

器技術供与に関する物品である、こういふうに

交換公文で、あるいは附属書で規定されているわ

けですね。そのとおりですね。どうですか。

○野田哲君 そのとおりでございます。

理令の一九七から二〇五までをつけておられるわけです。だから、アメリカとの武器技術の供与の枠組みというのはこれに限定されているわけですね。

そうすると、今SDIの研究の課題としていろ述べた技術、これは武器としてアメリカとの間で交換公文で取り決めている、ここに列記をし

てある物品あるいはその部品やその技術、こういうものとほとんどこれは該当しないものじやないかと思うんですか、該当するもの、該当しないもの、わかりますか、これ。

○野田哲君 まだ協議中であるということですか

ら、具体的な品名は決まっていないだろうと思つ

んでけれども、しかしSDIの構想そのものが、

SDIの研究の現状というものは、私が今述べたよ

うなものがSDIの研究の対象になつてゐるわけ

でありますから、日本からの研究参加を求められ

る技術というのも、私が今述べたような範囲の中

で研究を求められると、こういうことじやないん

ですか。

○政府委員(渡辺允君) この報告書に書いてござ

いますのは、先ほど申し上げましたように、SD

は。そうですね、そういうことなんですか。

○説明員(今野秀洋君)お答え申し上げます。

輸出貿管令の別表の第一の物の表、これに具体的な物がどういうふうに該当するかという問題につきましては、その具体的な物がはつきりいたしませんと、その判断ができないわけでござります。今この五分野というのは非常に広い分野でございまして、非常に多岐にわたる概念といいますか、それが列挙されておるわけでございまして、そこの中で具体的にどういう技術について日本の企業等が参加することになるのか、そういうことがわかるわけでござりますので、その時点で判断がわかりますれば、それに基づいてそこで出てくるデータと申しますか、形状、属性といったことがわかるわけでござりますので、その時点で判断するということにならうかと存じます。

○野田哲君 倉成外務大臣は今出席されたばかり

であります。栗原長官はずつとおられたわけで

す。お聞きになりましたように、もう一回順序を

追つて私が質問したことを探り返しますと、SD

Iの研究参加について官房長官の談話で述べてお

られる、参加に当たっては、枠組みは現行の国内

法とそれから日米間の取り決めの枠組みの中で処

理することが適当であると、こういうふうに述べ

ておられるわけです。そして今までの国会での議

論の中でも、新たな法制は必要ないと、こういう

ふうに言つておられるわけです。そこで、国内法

と日米間の取り決めの枠組みというのはどうい

うですかといふうに次に伺つたわけです。こ

れは国内法というのではなく、それから日米相互

防衛援助協定に基づく秘密保護法、そして日米間

の取り決めというのは、日米相互防衛援助協定、

そしてそれに基づく交換公文、実施細目取り決め、

附屬書これが日米間の取り決めの枠組みです。

そしてその附屬書の中では、武器としてはこれこ

れのものでよどいことで、貿易管理令の一九

七から二〇までの品目、その部品、そして製造

する技術、これがつと列記をされているわけで

す。そこで、私が調査団の報告によつてSDIの

研究テーマ、研究課題というのはどういうことで

すかといふことで伺つて、今SATKA、KEW

あるいはDEW、こういうふうにいろいろ研究の

計画、研究課題、こういうものを報告の中述べ

ているわけですね。じゃそれは一体、日米間で取

り決められている武器として、日本からアメリカ

に提供する武器技術、ここで定めている品目のど

に該当するんですか、こういうふうに伺つたと

ころが、これはまだ固まつていらないんだからどれ

に該当するかは今特定できない、こういうことで

すけれども、私が見る限りはむしろSDIの研究

として日本に求められるもの、レーダーとかある

いは赤外センサーあるいは誘導制御、電磁加速、

センサー、高出力レーザー、高出力粒子ビーム、光

学装置、こういういろんな技術があるわけですが

れども、この附属書で定めている中の百九十八の

爆発物及びこれを投下したは発射する装置、こ

れにかかるものは確かにこの一九八に該当する

ということになるでしょうが、ほとんどはまだ特

定できない、そして定めてある附属書に列記をさ

れている品目外のものがほとんどだらうと思うん

です、求められる技術は、そういうふうにまだ特

定できない仮定の状態の中になぜ、新たな法制は

必要ないとかあるいは既存の国内法やあるいは日

米の取り決めの枠組みで処理できるんだと、こう

いうふうに述べられるんですか。それに該当する

かがまだ、求められる技術がわからないし、これ

が御指摘のように、武器技術供与に關する取り決

めの対象となるものであるのか、あるいはそうで

いません。その場合に、入札のものであれば

あくまでアメリカ側がつくつておるものでござい

ます。それに対して、例えば日本の企業であれ

ば、企業が関心がある場合に、入札のものであれ

ば応札してそれを落札すればそれで契約を結ぶ

そういう形で入つていくわけでござります。

他方、それでは対象となります技術が、今先生

が御指摘のように、武器技術供与に關する取り決

めの対象となるものであるのか、あるいはそうで

はないわゆる汎用技術になるのか、というの

は、これは最初に申し上げましたような形で今後実際

の参加が進んでいかないと思われます。それでござ

ります手続に従つて供与されるわけでございま

す。ただ、いずれにいたしましてもこの武器

技術供与の取り決めの対象となります武器技術

であります場合には、当然この取り決めに定めてあ

ります手続に従つて供与されるわけでございま

す。一方いわゆる汎用技術であります場合には、

これは現在と同じ、他の汎用技術と同じことでござ

いません。原則としてそれについて制限は課さ

れていません。ただ、いたしましてもこの武器

技術供与の取り決めの対象となります武器技術

であります場合には、当然この取り決めに定めてあ

ります手続に従つて供与されるわけでございま

す。ただ、いたしましてもこの武器

技術供与の取り決めの対象となります武器技術

であります場合には、当然この取り決めに定めてあ

ります手続に従つて供与されるわけでございま

す。ただ、いたしましてもこの武器

技術供与の取り決めの対象となります武器技術

であります場合には、当然この取り決めに定めてあ

ります手續に従つて供与されるわけでございま

うなのが、そういうことになるんじやないですかと、このことを聞いているんです。

○国務大臣(倉成正君) 今いろいろとお話を伺つておりますが、御案内のとおり、汎用技術についてでは相互に自由に交流ができるようになつてきております。したがいまして、先生の御懸念のお気持ち、御質問されているお気持ちはよくわかりますけれども、日本側もまた、アメリカ側からいろいろな技術を導入するということもありますし、日本側からも汎用技術についてはこれを米国側に契約に基づいて与えるという、相互的にいろいろ得たり与えたりするものがあろうかと思うわけでございまして、技術の性格上、これは御承知のとおり、悪用もされば善用もされる。我々としてこの技術というものは、ギリシャの文学者が申しておりますように、やはり両刃のやいばであるという、いわばこれが非常に悪い方面に利用されたら大変なことになるということはわかるわけですがございますけれども、しかし汎用技術について、自由に交流できるものについてこれを一々せんざくし、そしてこれが一体どうなるのかというところまでは、なかなか難しいんじやないかという感じがするわけでござります。

日米間の取り決めというのはそういう問題とは別の次元で、むしろ日本の企業がSDI計画に参加した場合に、せっかく研究をした結果の成果がなかなか企業の成果として得られない、そういう場合もあるだろう。そういう場合に、向こう側は向こう側の言い分があるかもしれないけれども、日本側としてはできるだけその成果が得られるよう努力する。そういう内情なことができるようには、企業間でもやるでしょうが、企業間で全部やれば一番いいことでありますけれども、そういう大きな枠組みについてひとつ決めていくこというのが日米間の協定の趣旨でございますから、相手があることでございますからこれからどういう形になるか、まだ何とも申し上げるわけにはまいりませんけれども、そういう成果の利用を含めて、両方にとつて満足のいく形のものになるような協定を結ばうということで、今鋭意交渉しておるよ

うな次第でござります。

○野田哲君 SDIの研究参加ということになりますとね、基本的な枠組みとして、西ドイツの例などもあるわけですか、まず一つは研究参加によつての技術の転用が可能なのかどうか、かなり厳しい制約が課せられるんじゃないか、それから秘密保護の扱いが一体どうなるのか、こういうような問題が西ドイツの例などでかなり大きな問題になつてゐるわけありますけれども、アメリカは対米協議のための代表をこの間派遣をされたようありますけれども、基本的なスタンスというのはどういう立場で臨んでおられるわけですか、対米交渉について。

○国務大臣(倉成正君) 今のSDI研究計画についてのお話ございましたが、SDI研究計画に参加すると否とにかくわらず、汎用技術については相互に自由に交流しておるわけでござりますから、企業がそういう形で汎用技術についての交流が行われること、これをとめることはいたしてないわけでござりますから、おのずから日米の企業の間で、あるいはこれがSDIの場合には先方の政府ということにならうかと思ひますが、契約として決められることにならうかと思ひますが、契約といいます。したがつて、その中でおのずからいろいろな制約が若干出てくる場合があり得ると考えておる次第でございます。その辺のところは十分そういうことを踏まえながら円滑にくつよつにしたままである。ただ、日本でも転用したいという業界は非常に強い希望を持つてゐる。ところが、西ドイツの例などもあって、研究に参加をして得た技術については日本でも転用したいという業界は非日本政府としては決めておるわけでござります。

○野田哲君 いや、私が伺つてるのは交渉の途中だからこそ伺つてゐるんであつて、いろいろ西ドイツの例などもあって、研究に参加をして得た技術については日本でも転用したいという業界は非日本政府としては決めておるわけでござります。したがつて、その中でおのずからいろいろな制約が若干出てくる場合があり得ると考えておる次第でございます。その辺のところは十分そいつはやはりそう簡単に外国にはこれを転用は認めない、こういう議論が出てゐる。あるいはまたアメリカの例を見ても、かなり厳しい秘密保持のための立法を要請されているとか、こういう情報があるので、これららの問題も含めて一体何をもそれは答えられないというのでは、これはもう国民は全く目隠しの中でSDI参加という巨大な軍事プロジェクトに日本の企業が参加をしていきませんけれども、そういうふうに伺つておきたいと思います。

○野田哲君 いや、私が言つてるのは、汎用技術がどうなるのかということじやなくて、アメリカとの間の交渉、この間も行かれたわけですね、協議が調わなかつたというふうに伺つておる。時間がほぼ参りましたのでちょっと別の問題で、せつかく貿易管理令の中に定めてある武器の問題に議論が行つておりますので、最後に伺つておきたいと思います。

○国務大臣(倉成正君) 西ドイツについていろいろな点で御説明がありましたように、政府が統一見解として示した武器技術、この範囲は具体的には輸出貿易管理令別表第一の一九七から二〇五の項目までに掲げる物品のうちで軍隊が使用するもの、直接戦闘の用に供されるもの、こういうふうに

う立場をとつて交渉に臨んでおられるのか、さらには今の対米交渉の焦点になつておるのはどういう点なのか、そういう点を伺つておるんです。

○国務大臣(倉成正君) 政府委員からも申し上げます。基本的に申し上げますと、例えばたまにありますね、基本的な枠組みとして、西ドイツの例などもあるわけですか、まず一つは研究参加によつての技術の転用が可能なのかどうか、かなり

が何かの形でお知りになつたことであれば、またいろいろ我々にも教えていただきたいと思いますけれども、公表されていないと聞いておる次第でござります。

○野田哲君 SATKAから

始まりまして、もう一々詳しいこと申しませんが、

CIAまで至る五分野にわたる、あるいはそのほ

かの分野にわたる非常に広範な分野の研究でござりますから、その中で汎用技術についていろいろお互いにどこが欲しいかというようなこともありますし、そういった問題を含めて、現行の枠内でもとにかくやつていこうという基本的な方針を

いますから、そこでもう一度詳しくお話しします。

○野田哲君 いや、私が伺つてるのは交渉の途中だからこそ伺つてゐるんであつて、いろいろ西

ドイツの例などもあって、研究に参加をして得た技

術については日本でも転用したいという業界は非

日本政府としては決めておるわけでござります。

○野田

に定義をされている。そしてこの定義は、アメリカに対する対米武器技術供与に関する交換公文の附屬書の中でも確認をしているわけですが、この二〇五に、先ほど通産省の方からも説明があつたわけですが、「軍用の細菌製剤」これが規定をされており、この細菌製剤というのは具体的にはどのようなものを指しているわけですか。

○説明員(岡林哲夫君) お答えいたします。

軍用の細菌製剤とは一般に軍隊が使用するものであつて、微生物または毒素の生理的効果により人、動物、植物を疾病あるいは死に至らしめるものをいう、と考えられております。

○野田哲君 私非常に不可解に思うのは、この貿易管理令と、それからこの対米武器技術供与の交換公文の附屬書で細菌製剤というのが規定をされているということ、全く不可解なわけなんです。

この細菌兵器というのは、一九八二年の六月に細菌兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約これを批准して、同じく同日付で細菌兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律、これが施行をされていて、その第四条によつて、生物兵器は製造してはならない、生物兵器は所持をしてはならない、生物兵器は譲り渡し、または譲り受けではない、こういうふうに規定をされているわけですね。国際条約を批准し、そして法律で製造すること、譲り渡すことを禁止したこの細菌兵器、生物兵器、これがなぜ対米供与の中に含まれているのか、あるいはまた貿易管理令の中に武器として掲げてあるのか、これ理解に苦しむわけですが、この点はどう解釈すればいいですか。

○政府委員(齊藤邦彦君) ただいま御指摘のありました生物・毒素兵器禁止条約と、それから武器技術供与取り決めの附屬書の関連について私から申し上げます。

生物・毒素兵器禁止条約及びそれに基づきます

国内法におきまして、いわゆる細菌製剤と言われておりますものの製造等が禁止されている点はただいま御指摘のあつたとおりでございます。

他方、この武器技術取り決めの附屬書に貿管令別表第一の二〇五というのが掲げられておりまして、その中に「軍用の細菌製剤」云々というのが掲げられております。この武器技術供与取り決めの附屬書にこういつ品目が掲げられております趣旨は、この日米間の取り決めにおける武器技術、それからそのもとになつております武器、これらの定義がどういうものであるかという点についての日米間の了解を示すものでございます。したがいまして、ここに書いてあるから当然日本から米国にこれに関連する技術が供与されるということを定めている趣旨ではございませんで、仮に生物・毒素兵器禁止条約の方で禁止されております細菌製剤というようなものの供与の可能性というようなものが問題になりました場合、そのようなことができないということは、これはもう当然のことだと思います。

○野田哲君 武器の定義として挙がつてゐるんだ、そこまではわかるんですよ。そこまではわかるんです。武器の定義として貿易管理令の中で武器とはこういうものですよということで挙げていて。しかし、今度は対米武器技術供与の中、アメリカに對してこういう武器技術を日米防衛援助協定に基づいて提供いたしますよという中に含まれます。法律と交換公文とが矛盾があるじゃないですかと、こういう点を私は指摘しているんです。アメリカはあの国際条約は批准していないんですね。そういう点からもこれは全くおかしいじゃないですかと、こういう点を指摘しているんです。だからこそ、法律と交換公文とが矛盾があるじゃないですかと、この点を指摘しておられるのか、これをまずお尋ねいたします。

○政府委員(渡辺尤君) お答え申上げます。

我が国はSDI研究計画に對する参加の問題につきましては、御承知のように、九月の九日に官房長官談話発表をしておりますが、その中で我が国の企業等の参加ができる限り円滑なものとするために、必要な具体的措置について米国政府と協議するということを申しております。これに基づきまして米国との協議をいたしておりまして十月の二十八日から三十一日までワシントンで関係省庁の代表が参りまして最初の協議をいたしました。御承知のように、この協議の対象となり得る問題というものは相当幅の広いものでございますし、また、それぞれにいろいろ技術的な詰めを要する点もございますので、まだ先回の交渉はいわば皮切りをしたという感じでござりますので、今後なお協議を続ける必要があると

武器技術としてどのようなものが観念されているかという点を示しておるわけでございます。

こういう武器をアメリカに求められれば日米防衛援助協定に基づいて提供いたしますよと、こういう中に細菌兵器を掲げているということなんですよ。武器とはこういうものですよといふことで、この対米交換公文の中に定めているんじやないんですよ。日本から提供すべき武器としてずっと記を書いてるわけです。その中に細菌兵器があるというのはどうことなんですか。片一方において国際条約を批准し、そしてまた国内法で持たない、つくらないということを決めて、そういう物品をなぜアメリカに対する供与の中に含めているのか、これは矛盾しているじゃないですかと、こういう点を私は指摘しているんです。アメリカはあの国際条約は批准していないんですね。

○委員長(岩本政光君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

○堀江正夫君 私は、防衛廳に對する質問に先立つて、SDIの研究參加と安全保障室について御質問いたしたいと思います。

○野田哲君 それは極端に言えば、あなたの詭弁だと思いますよ。

○野田哲君 武器の定義として挙がつてゐるんだ、そこまではわかるんですよ。そこまではわかるんです。武器の定義として貿易管理令の中で武器とはこういうものですよといふことで挙げていて。しかし、今度は対米武器技術供与の中、アメリカに對してこういう武器技術を日米防衛援助協定に基づいて提供いたしますよという中に含まれます。法律と交換公文とが矛盾があるじゃないですかと、この点を私は指摘しているんです。アメリカはあの国際条約は批准していないんですね。

○政府委員(渡辺尤君) お答え申上げます。

我が国はSDI研究計画に對する参加の問題につきましては、御承知のように、九月の九日に官房長官談話発表をしておりますが、その中で我が国の企業等の参加ができる限り円滑なものとするために、必要な具体的措置について米国政府と協議するということを申しております。これに基づきまして米国との協議をいたしておりまして十月の二十八日から三十一日までワシントンで関係省庁の代表が参りまして最初の協議をいたしました。御承知のように、この協議の対象となり得る問題というものは相当幅の広いものでございますし、また、それぞれにいろいろ技術的な詰めを要する点もございますので、まだ先回の交渉はいわば皮切りをしたという感じでござりますので、今後なお協議を続ける必要があると

午後一時二十六分開会

午後零時十五分休憩

思っております。

私どもといたしましては、既に参加問題についての方針を決定したことでもございますので、でるべき限り早い時点で協議を取りまとめたい、必不可少にこれを長く延ばすことはないと考えておりまつけれども、ただ、先ほど申し上げましたように、いろいろ技術的な点もござりますし、今のところいつまでに結果を得られるということをはつきり申し上げられる段階にはないので、その点御理解をいただきたいと思います。

○堀江正夫君 今のような状況でござりますと、まだ先走つておるかも知れませんが、よいよ民間が研究に参加するということになつた場合、そこには、午前中も論議が行われましたが、軍事技術の問題も当然出てくるでありますよう、また、汎用技術については民間相互と言われておりますけれども、両者の企業はもつまことに横綱と前頭か十両といったほど格差があるわけとして、現実的には具体的な諸問題がいろいろと生起をする。したがつて、時宜に適した適切、強力な政府の指導と支援が絶対に必要となるんじやないかと予想されるわけであります。したがつてこの場合、政府の窓口はもちろんできるだけ单一にすることが望ましいことは言うまでもありませんが、恐らく外務と通産が直接かかわり合うということになるんだろうと思うわけでして、その窓口あるいは分担について現在どのように考えておられるか、承つておきたいと思います。

○政府委員(渡辺允君) これまでもSDI参加問題につきましては、外務省、防衛省、通産省、科学技術省等関係省庁の間で緊密な連絡調整を図りながら取り進めてきました。将来具体的に日本の企業等の参加が行われることになりました場合に、例え必要な場合にそれに支援を与えるといったようなことについて、政府のどこが担当するかということでござりますけれども、これは今後どのような必要が生じてくるかなど、ことにもよるわけでござりますけれども、現段階では、それぞれ現在関係しております省庁がそれ

ぞれの担当分野についてお互に連絡調整を図りながらそれを担当していくという建前で考えておるわけでございます。

いずれにいたしましても、政府といいたしましては、現在行つておりますアメリカとの協議も含めまして、我が国の民間企業等でそれぞれの御判断に基づいて参加を希望される場合に、そのような参加ができる限り円滑にいくように引き続き検討をし、所要の措置をとっていきたいというふうに考えております。

○堀江正夫君 少なくとも民間が出てきた問題をどこに行つて相談したらいいんだ、あそこにも行き、ここにも行きというようなことにならないようちやんとした態勢をとるべきじゃないかなと、このように思うわけでして、十分に御検討いただきたいと思います。

次は、安全保障室についてであります。まず、安全保障室が発足して以来今日まで行われてきた検討の成果、これについては新聞ではハイジャック対策のマニュアルができたといったようなことも伝えておるわけありますが、その概要と今後の検討の予定について簡単にお答えいただきたいと思います。

○政府委員(佐々淳行君) お答えいたします。

七月一日に安全保障室が発足いたしましてから、御承知のように、国防事項と新たに重大緊急事態対処という任務が加わりましてござります。

国防事項の方でございますが、防衛白書あるいは八月の防衛予算概算要求、こういう問題に関しまして、懇談会を含めまして三回安全保障会議を開催したところでござります。今後の見通しでござりますけれども、当然六十二年度防衛予算の主要項目をこの年末には御審議いただき、こういうことに相なるかと思います。

次に、重大緊急事態対処の方でございますが、ハイジャック等非人道的暴力防止対策本部というものが五十四年からございましたが、安全保障会議これをドッキングさせまして、各省庁の御協力を得て、これに対するいわゆるマニュアルをほぼ

完成したところでございます。今後は、その他のとかミグ25亡命事件のような非常に重大な、国における危機管理、危機対処、こういう問題と同時に、いわゆる有事法制の第三分類に属する問題があります。これについては先般、同僚の飯田委員から国民の避難、交通機関の統制を内閣における危機管理、危機対処、こういう問題と同時に、いわゆる有事法制の第三分類に属する問題があると思います。これについては先般、同僚の

かどうかは知りませんけれども、防衛庁が行つてきました民防の研究成果を安全保障室に渡して、その調整にゆだねることになったといった内容の報道もされております。それはそれとして、現在全く欠落をしている市民防護等を含むこれらのいわゆる第三分類の諸問題については、安全保障室が各省に問題提起させ、これを受けて調整をして、これらの問題をどのように考え、今後どのように整備を図るというのが安全保障室の本来の任務の重要性一つだと、私はこう思つわけであります。これが、これらの問題をどのように考え、今後どのように対処されようとしておるのか、承りたいと思います。

○政府委員(佐々淳行君) 安保室に課せられました任務は極めて重大であると私どもその責任の重大性を強く認識、痛感をいたしておりますところでございます。何分七月一日発足したばかりでござりますので、限られた人員、限られた予算でどういう効率的な作業をやるか腐心をしておるところでございます。この問題につきましては、六十二年度予算等につきましてどうしてもやはり必要な通信器材等非常用の連絡の通信網が必要でござりますので、こういう必要なものを現在要求をしておるという段階でございます。

なお、この安保室の仕事というのは私ども独力でできるものではございません。各省庁が実際におやりになるのを内閣官房の調整機能としてお手伝いをするわけでござりますので、各省庁の御協力、御理解が何よりも大事であると考えております。この面では大変各省庁ともこの重要性を理解いただいて御協力をいただいておる、こういう現状でございます。

○堀江正夫君 危機対応という本来の第一義的な任務からしますと、ことしも防衛二法でも中央指揮所の二十四時間勤務体制をとるための人員要求が出でるわけですが、安全保障室も常時勤務でいるだけの最小限の人員というのは必要じやないか。そうしなければいざというときに機能しないじゃないかと、こう思うわけでございますが、そ

の人員の点については来年度どうなつておりますか。

○政府委員(佐々淳行君) お答えいたします。

現在、ドライバーまで入れまして二十六名という体制でございまして、御指摘の当直体制はちよつと組めない現状にございます。しかしながら、なるべく長時間空隙を生じないようにということでお當番を設けまして、朝八時出勤で十時まで勤務とうことでカバーをし、その残りはチエスコムといふ電話とか、行き先を追つかけてくる電話があるのでございますが、そういうものを設置する、あるいは二十四時間勤務をしておる警察庁、防衛省等の第一報をちょうだいする、こういう体制を組んでおるところでございます。

人員の問題につきましては、臨調なり合理化、機構改革というような大きな流れの中で、発足の際に三名ふやしていただいたということでございますが、来年度はちょっと人員は無理ではないかと考えております。

○堀江正夫君 今のような人員体制だと私は大変だと思いますね。来年度どうしても人員増ができるないとするならば、関係各省の協力を得て、やはり最小限の二十四時間勤務体制をとるような努力が必要じやないかなと私は思いますので、あえて申し上げておきます。

これからは防衛省関係についてお尋ねいたします。

まず第一は、防衛二法の改正について一点だけ、航空自衛隊の予備自衛官の問題につきまして、これは質問というよりも私の意見を申し上げたいと思います。

これについては衆議院の論議の中で、外部の短SAM要員であるといふうにその内容が明らかにされておりますが、従来、日本に対する侵略は奇襲の可能性が強いと言われるわけです。そして、その場合はもちろんレーダーサイトは第一次的な攻撃目標となる。ところが、予備自衛官は防衛出動が発令されないと招集できないのですから、外部が欠員のままで短SAMが有効に活動で

きないという事態も懸念されると思います。そうありますけれども、私は今は、これはこれなりに大変意義のあることでありまして、もちろんこの法律案の改正に賛成でありますけれども、率直に言いますと、元来、この短SAM要員というものは定員化をして、そして即応態勢を完備しておき優先度の非常に高い性格のものではないかと思うわけでございます。すなわち航空自衛隊の予備自衛官も、きのう本会議で総理が自衛隊の行動を補備支援するものと言わっていましたが、私も事に所要が急に増加する警備や補給や整備業務等に重点的に充当を考えるべきものではないかと、こう思っておりますので、この点十分に検討をお願いしたいと思います。これについての答弁は要りません。

次は、防衛計画の大綱と中防について若干お尋ねをいたします。

私は大綱というのは言うまでもなく基礎的防衛力構想が基本となっている。その基盤的防衛力構想では、平時及び間接侵略対応の防衛力、防衛体制を整備するとともに、限定的小規模侵略に原則として独力対処ができる、かつ新情勢に円滑に移行できるよう防衛力の建設を目標としているものだと理解をしておるわけでございます。そこで、衆議院の野坂委員の質問に対しても、「大綱の基本的理念」というものは見直さない」と御答弁になつてます栗原長官の「大綱の基本的理念」とは一体何を言つておられるのか、この点をまずお伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(栗原祐幸君) ただいまのお話にありましたとおり、限定かつ小規模の侵略に独力で対応する、また、情勢いかんによつてはそれに即応するような状態についてもいけると、そういう態勢を整えておくことが我が国にとって極めて重要なことがあります。また、必要最小微限度の防衛力の整備と、そういうふうに認識をしております。

○堀江正夫君 今私は、私の理解を申し上げたわけありますが、長官の申されたのは基盤的防衛力構想の中の重要な一部面ではありますけれども、

も、先ほど申し上げましたように、そのほかに平時あるいは間接侵略に對応するところの防衛体制という面もありますし、また、新しい情勢に移行できるような防衛力という面もあるわけでござい

まして、その点で実はきょうは平時保有の防衛力の水準等の枠組みとかいろんな問題をお聞きしようと思つましたが、どうも時間の関係もありますので略まして、大綱と中防との関係についてお尋ねをしたいと思います。

大綱で言つています平時の枠組みというものと限定的小規模対処との関係については、大綱と中防との間に基本的な考え方はさう変化はないものと思っておりますけれども、今も長官が申されましたが、そのウエートの置き方にはやや差があるようにも考えられるわけであります。すなわち中防では直接侵略対処にウエートがかかっていれる、そういう見方もあるわけですが、その点はいかがですか。もしそうだとすれば、その背景と理由をお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(西廣整輝君) 先ほど先生も申されましたし、また大臣がお答えになりましたように、大綱の一つの特徴的といいますか、極限状態といつてお聞かせ願いたいと思います。

私は、もちろん防衛力は基本的に対処力を持たなければならぬ、それでなければ抑止力も期待できないと思つております。その意味で、相手の能力の変化に応じて我が能力も当然変えるべきものである。また、我々自身について言ひますと、質の変化に即して内容も量も変わつてしかるべきだ。しかし、この量は相手の能力によつては量そのものが当然ふえることも考へなければならぬこともあり得るんだと、こう思つております。

次は、総理からもまた防衛庁からも、この変更は当然だという意味の発言のあります別表の問題であります。

○堀江正夫君 今のお考えには若干私は異見もございませんけれども、次に移らせていただきます。

次は、総理からもまた防衛庁からも、この変更は当然だという意味の発言のあります別表の問題であります。

私は、もちろん防衛力は基本的に対処力を持たなければならぬ、それでなければ抑止力も期待できないと思つております。その意味で、相手の能力の変化に応じて我が能力も当然変えるべきものである。また、我々自身について言ひますと、質の変化に即して内容も量も変わつてしかるべきだ。しかし、この量は相手の能力によつては量そのものが当然ふえることも考へなければならぬこともあり得るんだと、こう思つております。

私は、もちろん防衛力は基本的に対処力を持たなければならぬ、それでなければ抑止力も期待できないと思つております。その意味で、相手の能力の変化に応じて我が能力も当然変えるべきものである。また、我々自身について言ひますと、質の変化に即して内容も量も変わつてしかるべきだ。しかし、この量は相手の能力によつては量そのものが当然ふえることも考へなければならぬこともあり得るんだと、こう思つております。

別表は、当時の部隊、装備の主要なものについてその量を示したものであると理解しておりますが、したがつて、これの変更は当然だと私も思つておるわけですが、ここで防衛庁から特に別表の変更は可能であるという明確な根拠、その理由を伺つておきたいと思います。

○政府委員(西廣整輝君) たゞたびお答え申し上げておりますもの、これは先ほど来話の出でおります一つの典型としては、限定的小規模事態に独立をもつて対応し得る能力を持つこと、というこ

とであろうかと思うわけです。能力がその目標になつておるということありますると、それに対応得るための力を持つということありますから、それに必要な量なり質なりというものが必要であるわけですが、また、その量については大まかに枠組みというものを、単に限定的小規模だけをねらつたものじやありませんが、訓練その他も含めて考えて、別表で、陸で言えば定員であるとか師団の数、海空で言えば航空機なり艦艇の主要な装備の数、あるいは警戒管制部隊の数等で示的に示してあるわけあります。そこで、そういつたものを維持するために、まず本文の方で、軍事技術の進歩その他に即応するため常にそういう水準といふものを保つための努力をしていくということがまず書かれておるわけあります。

りますけれども、そういう情勢が緊迫した際により有効な防衛力に転換し得る基盤というものを持たせなくちゃいけないということが明記されておるわけであります。その点について我々の研究は、より情勢が緊迫した際に、例えばどの程度の防衛力の急速増勢が可能であるかどうか、期間はどのくらいであり、限界をどのくらいのものまで広げることができるかというような研究は常に行つてはおりますけれども、なかなかこれは非常に難しい問題があります。一部のものについてかなりの彈力性がある場合もありますし、あるものが非常にネックになる場合もある。それと、多くの場合は、そういった急速拡充する際には必要な主要な装備等をアメリカがどの程度供与してくれるかといったような問題もあるわけでございまして、なかなかこれがここまでできるという確信は得られないわけであります。我々としては常々そういうことについて研究は続けておるというふうに御理解いただきたいと思います。

○堀江正夫君 今申されたように、大変難しい

ろんなアクターがあるわけですが、これはや

り防衛庁でしか研究できないこととして、防衛

でしかこれは準備できないことですから、せひと

も精力的に、計画的にこの検討を進めていただきたい。こういふことを重ねて申し上げておきます。

次は、大綱の水準達成とGNPの1%の問題で

あります。

新聞等では長官は、大綱の水準達成が基本で

あって、また1%問題については、1%程度との

お考えもあるやに報じております。また長官は、

大綱の水準が歯どめであると言つておられるとも

言われております。私は、防衛力は元来相対的な

ものであつて、みずから歯どめという考え方を持

つことは極めておかしい、率直に言つてこのよ

う考え方はやめるべきだ、このように思つている

ものであります。それは、政府がその責任において大綱あるいは中防を決定した、それはまさに目標であります、現実的にはこれが歯どめ的な機能を十分に果たしておることは明瞭であります。

したがつて、今後もこの辺の理屈、実態、こういうものをよく国民に理解させる努力は必要なんじやないかな、こう思うわけでございます。
また、1%の問題につきましては、十年間もこなげることができるかというような研究は常に広げることができますけれども、なかなかこれは非常に難しい問題があります。一部のものについてかなりの彈力性がある場合もありますし、あるものが非常にネックになる場合もある。それと、多くの場合は、そういった急速拡充する際には必要な主要な装備等をアメリカがどの程度供与してくれれるかといったような問題もあるわけでございまして、なかなかこれがここまでできるという確信は得られないわけであります。我々としては常々そういうことについて研究は続けておるというふうに御理解いただきたいと思います。

○堀江正夫君 今申されたように、大変難しい

ろんなアクターがあるわけですが、これはやはり防衛庁でしか研究できないこととして、防衛

でしかこれは準備できないことですから、せひと

も精力的に、計画的にこの検討を進めていただきたい。こういふことを重ねて申し上げておきます。

次は、大綱の水準達成とGNPの1%の問題で

あります。

新聞等では長官は、大綱の水準達成が基本で

あって、また1%問題については、1%程度との

お考えもあるやに報じております。また長官は、

大綱の水準が歯どめであると言つておられるとも

言われております。私は、防衛力は元来相対的な

ものであつて、みずから歯どめという考え方を持

つことは極めておかしい、率直に言つてこのよ

う考え方はやめるべきだ、このように思つている

ものであります。それは、政府がその責任において大綱あるいは中防を決定した、それはまさに目標であります、現実的にはこれが歯どめ的な機能を十分に果たしておることは明瞭であります。

内外に公約しておる防衛計画の大綱水準の達成を

期する、一応これでいくんですよということを明確にする、そういう意味の歯どめというものは私は

じた理解しかできないというのが国民だと思うんですね、防衛問題に関する限りは、本当に国民に

拘束をされてきた、その結果が国民の中に相当程度定着をしている、こういう事実を無視しようと

うとは思いませんけれども、これがいかに国際常識を逸したものであるかという理解も国民の中にはだんだんと広まっているのが現実だと思います。また、これが歯どめ論と一緒になつていかに防衛の本質を国民に誤認させてきたかということはちようちゆうを要しませんが、これはまさに政府の責任だと、私はそう思つております。

私は、六十二年度の防衛予算は、恐らく1%といふこの誤ったきずなから脱却する一つの転機に

なるのではないかと、こうも思つております。

この際、國民に防衛を真正しく理解させるためにも、また日本の防衛についての国際的責任を明確にするためにも、過去二回、自民党的政調会で承認されたGNP1%の枠は撤廃する、この考えを十分に酌み取つていただきたい。また、そのよ

うに積極的に努力されるのが國民に対する防衛に

かかるもつ一つ、1%論の問題でござりますが、皆さんにお願いするためにも、國民の意識とい

うものとかけ離れていろいろ論することはできない

と思うんです。私は正直言つて、今自衛隊員の隊員募集などについても機会あることに関係の國民

の皆さんとの御協力をいただこうとして努力をして

いるわけでございます。そういう意味合いで私は、

現実的な処理として、防衛計画の大綱水準を達成

するために最大の努力をする、この姿勢、決意はそれからもう一つ、1%論の問題でござりますが、

皆さんの御協力をいただこうとして努力をして

変わらないわけでございまして、御理解をいただ

きたいと思います。

それからもう一つ、1%論の問題でござりますが、

それからもう一つ

で臨んでおります。

○堀江正夫君 今長官から実態を的確に把握された御言明がございましたが、実は、申し上げるまでもないことがありますけれども、第一次防から四次防まで振り返りますと、毎次常に正面も積み残して目標の達成ができなかつた。特に後方に至つてはほとんど顧みられることはなかつた。防衛計画大綱になりましてそのような反省の上にも立つてこれがつくられたわけあります。が、しかもこれが十年近くたつてその達成率はおくれおくれで非常に低い。そういう中で中防に衣がえされて今その第二ラウンドを迎えておる。このような計画の中に今日の防衛力の実態というものがるわけでございます。したがいまして、今長官が明確に申されました、その基本姿勢は、ぜひともかたい決意を持つて、断固として貫いて防衛庁の責任というものを国民の前で果たしていただきたい、このことをお願いをして、あと具体的な若干の問題に入ります。

まず、思ひやり予算についてであります。マスコミは最近何度もいろいろな観点からこの問題を取り上げておりますが、この問題は日本にとって、当面の日米問題としてとらえてみても、また国内問題として見ても、本当にゆるがせにできない極めて重要なかつ深刻な問題だと思っております。これは単なる防衛予算を幾らやすかといつた次元の問題をはるかに超えた、まさに最高度の政治的な課題であるとも言えると思います。現在これについての関係当局の検討状況についてお聞きしようとは思いませんけれども、どうかこの認識と基本の上に立つて、大所高所からこれを前向きで積極的に政府が一体となつて処理されるように心から要望をいたします。積極的に国民の理解と協力を求めながら、從来の枠にこだわらないところの大胆な施策の提起も必要ではないかということも提言として申し上げておきます。これについては御意見は要りません。

次は、正面防衛力の充実の問題でござりますが、この中でFSXについて二、三お伺いいたします。

六十二年度の概算要求にはFSXについての何らかの予算要求はされておるでしようか。これをまず伺います。

○政府委員(西廣整輝君) 現在までのところ、FSXについて六十二年度要求の中には直接それに結びつく経費は要求いたしておりません。

○堀江正夫君 FSXの決定の問題は、大変防衛府でも苦心をしておられることが思いますが、全般情勢上いつまでも延ばすというわけにはいかない問題ではないかと思つております。一体いつごろまでに決定をしようとしておられるのが、この点をお伺いします。

○政府委員(西廣整輝君) 御承知のように、現有のF1支援戦闘機の耐用命数その他を考えますと、仮に次期の支援戦闘機が開発の上、整備をする機種になつたということになりますと、我々としては一日も早く着手をしたいというように考えておりますので、このFSXの検討もできるだけ早く検討を終えたいというように考えておるわけであります。

しかしながら、といって開発物に決まつたといふことでもございませんので、現在ここまでに決めなくちやいけないということであるタイミングミットを決めて作業をしていくことではございませんで、やはり運用上あるいは技術上もろもろの観點から最適のものを選ぶということについて確信を得たところで決定をいたしたいというように考えております。

○堀江正夫君 私はF1の現状から見ますと、いずれにせよ来年度中にいろいろなことを具体的に手をつけていかなければならないといったようなことになるんじゃないかななど、こう思うわけでございます。そういうような観点からいいますと、十二月の政府予算案の決定の中で、概算要求の中身を一部組みかえてでも何らかの予算を計上しておくか、決定後の推進に困らないだけの措置は何らかの方法で講じておくことが必要なことやないかなと思いますが、いかがですか。

○政府委員(西廣整輝君) 先ほどお答え申し上げ

たように、どういう形のものが選択されるかに よつて必要なりトタイムというものが違つてくるわけで、一概に申せないわけであります。何でも申し上げるようですが、我々としては十分な

度も申し上げるようですが、我々としては十分な結論が得られるんであれば一日も早い方がよいと いうふうに考えておるわけでございます。

○堀江正夫君 次に、即応態勢の問題につきまして、海空の定員増であるとか、陸の充足率の問題であるとか、レーダーサイトの直接防空力を強化するための短SAM等の陣地の用地取得の問題でありますとか、いろいろお聞きしておきましたが、あるとか、いろいろお聞きしておきましたが、一度見ても、一貫して毎年最小限のアップであります。

陸上自衛隊の充足率は、長い間基本的には訓練に必要な最小限という考え方ですと八六%で抑えられ、ある時期はそれ以下にもなったこともあります。それに対して防衛庁は、四十九年度以降見ても、一貫して毎年最小限のアップでありますので、このFSXの検討もできるだけ早く検討を終えたいというように考えておるわけであります。

一度見ても、一貫して毎年最小限のアップであります。

陸上自衛隊の充足率は、長い間基本的には訓練に必要な最小限という考え方ですと八六%で抑えられ、ある時期はそれ以下にもなったこともあります。それに対して防衛庁は、四十九年度以降見ても、一貫して毎年最小限のアップでありますので、このFSXの検討もできるだけ早く検討を終えたいというように考えておるわけであります。

一度見ても、一貫して毎年最小限のアップであります。

その後、五十六年度に〇・三三%のアップが認められた、こういう実態でございます。この〇・三三%のアップによって、わずかに二師団等の二部の部隊は即応態勢をとることができるようになりますが、北海道の地方部隊についても、他の外部の部隊は主要装備は一〇〇%を保有しながらまだ低充足のままであります。それに対して防衛庁は、四十九年度以降見ても、一貫して毎年最小限のアップでありますので、このFSXの検討もできるだけ早く検討を終えたいというように考えておるわけであります。

○政府委員(西廣整輝君) 陸上自衛隊の充足率に

ことあります。しかしながら、先生も御指摘のよう、全般の財政事情その他の中で何を優先するかということでおのずから充足率について限界のあることもこれまで事実であります。

それともう一つ申し上げたいのは、陸上自衛隊の充足率は今八六・数%ということになっておりますが、これはあくまで平均充足率であります。その内容といふものはやはり時によって変わつておられます。例えば数年前までは、この八六・数%のうち、幹部、曹についてはこれはもうほぼ一〇〇%である、士がすべての欠員を抱えておるという形になつております。しかしながら、御承知のように最近、予備隊発足時入隊した人たち等を中心に、大量の幹部、曹の定年退職者が出ております。そういうことになりますと、充足の状況といふものが非常に様子が少しずつ変わってきていく。かつては非常に少なかつた士の人員といふものが、当然のことながらこれは二士で入つてきて入れがわることになりますので、ふえてきておるということで、同じ八六%の充足の中でも様子が変わつてきつたつあるということもまた事実であります。

いずれにしましてもそれ以外に、各師団その他装備等も変わつてくるわけでございますので、そういう装備品に見合つた人員というのも時代によつてどんどん変わつてくるということもありますので、我々としては常に人員充足がいかに変わつてきつたつあるということもまた事実であります。

いずれにしましてもそれ以外に、各師団その他装備等も変わつてくるわけでございますので、そういう装備品に見合つた人員というのも時代によつてどんどん変わつてくるということもありますので、我々としては常に人員充足がいかに変わつてきつたつあるということもまた事実であります。

これは率直に申しますと、私は防衛庁当局の責任だ、こう思つておるわけであります。これらまだ低充足のままであります。即応態勢上大きな欠陥を露呈していることは言うまでもございません。今日までこのような状態に置かれてきたことは率直に申しますと、私は防衛庁当局の重大的な責任だ、こう思つておるわけであります。これについては御見解と、来年度は本当に、本気で最大についての御見解と、来年度は本当に、本気で最も優先的な課題としてこの要求しておるアップを行つて即応態勢の整備を前進させるつもりかどうか、この点明確にお答え願いたいと思います。

○政府委員(西廣整輝君) 陸上自衛隊の充足率に

つまつては、私どもかねがね申し上げおりま

すように、我々の立場からいえば、できる限り高

充足である方が望ましいということはもう当然の

が、中防の第二年で正面防衛力と同時に後方をうんとやりたい、私もまさにそうだと思っておりまして、練度の向上の問題であるとか、あるいは隊員施策の問題、いろいろと御質問もし、意見も申

し上げようと思いましたが、時間がもう参りましたので、最後に、長官の訪中の問題につきましてお尋ねいたしたい、と思います。これはもう時間がありませんから、一括して全部申し上げます。

最初に、長官は先般、来年の訪中の御意思を表明をされておりますが、まず、中国側が日本に積極的に軍事交流を求めておるその意図をどのように防衛庁は受けとめておられるのかということが一つであります。

第二は、対ソ戦略上、中国が重要な存在である。ということは言うまでもないことであります。日本の対中政策は非軍事面ではもちろんどんづら強化に努めるべきであります。軍事面についてもは当然のことながら限度があり、節度が必要である。むしろこの面は、アジア全部を考えた場合において、一般的にはこれによるプラス面よりもマイナス面の方が懸念される面もないわけではありません。そういう意味において、長官は訪中に何を期待し、今後どの程度の交流の幅を考えられているのかという点でござります。

題を申し上げてみたいと思いますが、私は、アジアにおいて軍事交流を一層深める必要があるのには、もちろん相手があることでござりますが、当然日本の安全にとって極めて重要であると歴代の政府が宣言しておりますところの韓国であるべきだ、こう考えておるわけであります。韓国に対する防衛庁長官の訪問は、過去山下長官の一回だけでありまして、その軍事交流もいろいろと相互に理由があるわけでありますが、極めて限られたものにとどまっているのが現状であります。韓国との軍事交流にももちろん限度があることは当然でありますから、それとしても学生の交流であるとか訓練の相互視察であるとか、練習艦隊の相互訪問程度は行われてしかるべきじゃないか、こう思うわけでございまして、こういうような意味におきまして、訪中とあわせて長官の訪韓というものは考えられておらないのか。また、私は今、若干具体的に申し上げました交流の問題をまず韓国と進め

お尋ねを申し上げます。

○國務大臣(栗原祐幸君) まず訪中の方ですけれども、私はこの間衆議院の内閣委員会で申し上げたんですけれども、これは経過があるんです。私が第一回目の防衛庁長官のときに、向こうの張愛萍という国防部長が私のところに表敬されたんです。そのときにも、非公式においてだけませんかという意味のお話があつたんです。それにつけ、私はお断りしなかつたんです。その後、加藤長官のときになりましたから、防衛庁と中国の方と非常に交流が御案内のとおり強く出た。そして夏目次官も行くし、向こうからいろいろ幹部が来る。そして加藤長官にも中国側から訪中の御招待があつた。加藤長官は内閣改造があつてそれができなかつた。私が今度防衛庁長官になつた。そこで向こうが、今度は、この間、総後勤部長というのが来たときに、また国防部長からの御招待が正式にあつたんです、言葉としては。

私は、こういう経過を見ますと、もうこの段階でお断りするということは一体どんなものかというのが思ひなんです。私は、防衛庁長官であると同時に國務大臣ですから、政治家ですから、私には中国に行くという問題がどのようなものであるかということは十分に認識しております。しかし、今度こういうふうな経過になると、これはお断りすることの方が極めて失礼である。しかも、中國へ行つて中国の方のいろいろお考えを聞くといふことも決して悪いことじゃない。中国が近隣諸国についてどう考へてゐるか、あるいは世界の平和に対するどう考へてゐるかということを、ひざを交えてお話を伺うことも非常に有意義である。そういうふうに考えまして踏み切つたわけであります。

韓國の方はどうだということをございまするけれども、これまたいろいろと御意見ございました。御意見は御意見として拝聴いたしますけれども、現在、韓國につきましては、私は訪問するそぞういう気持ちを持つておりません。

○飯田忠雄君 本年の九月十日ごろの人民日報に
国際版であったと思います。国際版の人民日報に
中国の空軍が建設されたいきさつがわざわざ報ぜ
られました。これはちょうど終戦の年に日本軍の
航空隊で林部隊というのが満州におりました。満
州の遼陽の近辺の飛行場においてその飛行隊
がソ連に屈服することを拒否しまして鳳城県上
湯、これは奉天と安東との鉄道とそれから満鉄線
との間の三角地帯ですが、そこを南へ下がってき
たところです。そして、たまたま私がその方面の
県の協和会の事務長をしておりまして接触をする
ことができたんですが、最初国民党から依頼され
後で中国共産党から依頼されまして、その林部隊
を八路軍の方へ入るよう勧められたことがござ
います。それで林部隊は八路軍に入りました。そ
して当時、中共軍には飛行隊はなかったのですが、
林弥一郎少佐ですが、この方は現在でも藤井寺に
住んでおられますけれども、非常に苦労されまし
て、もう壊れた飛行機を集めて、それを組み立て
て、自分の部下約三百四十名と一緒になって中國
の兵隊に飛行訓練をしたわけです。そして、中國
共産党的飛行部隊ができました。その飛行部隊は、
これは朝鮮戦争のときにはアメリカ空軍と戦つて
いた角の勝負をしたという事実がございます。そし
て、その飛行部隊を訓練をして大変今でも慕われ
ておるのが林弥一郎さんですね。毎年、現在の中
國空軍の総司令の御招待を受けて行かれます。現
在の中国空軍の総司令は王海といふ人ですが、こ
の方はその林少佐が訓練しました学校の第二期生
なんです。現在の中国空軍の幹部というものがそ
の影響下にあるということをございまして、そ
ういうことをわざわざ人民日报が国際版で報じたと
いうことは一体何だらうかということをごさいま
す。

これは明らかに日本の、はつきり言えば自衛隊
に対する働きかけではないか。つまり、我々の空
軍はおたくの力によってできんだですよといふこ
とをはつきり言つておる状況であります。そして
現在、中国空軍は林少佐のところへいつも手紙を

私は、これは国際政治の一つのあり方であると、こう考るんです。中国が日本と今戦争する気もないし、将来——現在中ソ間が非常に仲よくなつてない段階において、中国が頼るのはやはり日本だと、こういうところから始まつた一つの政治的な動きであろうと思うわけでございます。

こういう問題も参考にしていただき、我が国を攻めてくる国がないようにするためのひとつ手段として、私は防衛庁長官が訪中されることは大変結構だと、こう思います。中国ばかりでなく、できるだけ多くの国に参りまして、日本の国に対する武力攻略を加えるよう、そういう心を起させないことをしていただくのがいいと思います。きょうはこの話をする予定はなかつたんですが、それが出来ましたので、そういう問題について、今の長官なりあるいは日本の政府の首脳者の方はどう考えておられるのかお伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(栗原祐幸君) 私は、基本的には日本は今国際国家の中の日本ですから、日本の防衛力ということものはこういうものでござりますよといふことを関係の各国に十分に知らせる必要があると思うんですよ。また、世界の各国がどのように日本に対しても防衛面なり何かで期待をし、考えておるかということもよく承知をする必要があると思ふんですよ。そういう意味合いでは、できるだけ各国を訪問するということはいいことだと思いますが、ただ防衛庁長官が、一つには時間的な制約もありますが、もう一つは私がいろいろ行くといふことは、純粹にこういうふうに見るかどうかと、いうことは非常に疑問ですね。純粹に見る人もいるけれども、純粹に見ない人も結構おるわけですから、そういう意味では、どこにいつどうするかということは慎重な対処が必要だと思いますが、ということはございませんが、御恩報じをするんだということでやつております。

ているか、日本はこういうものでござりますよと
いうことを各國に知らせるることは極めて必要であ
る、こういふう考へております。

○飯田忠雄君 きょうは実は法案の審議でござ
りますので、法案について詳しくお尋ねをするのが
趣旨でございますが、もちろん防衛の本義につい
てもお尋ねをいたしたいと思います。しかし、時
間の関係でできるだけ細かい問題から先にお尋ね
をしてまいりますので、御了承願います。

まず最初が、防衛廳設置法の一部改正部分の第
八条関係でございます。

これによりますと、自衛官の定数を六百六人増
加する、こういうことになつておりますが、その
根拠ですね、六百六人ふやすという根拠は、ただ
漫然と六百六人という数字が出たわけではなか
うと私は思うわけです。いろいろ御説明の文書が
ございまして、それを見ますと増員理由として護
衛艦とか潜水艦が七隻増すので千六百十八人要る
んだ、それから次に、潜水艦一隻を除籍するので
千二百七十八人減ずるんだ、こういったようなこ
とが書いてございました。

これは、実はそろばん勘定しますとどうも合わ
ぬのですが、もう少し親切な御説明を得たいと思
います。これはどういうことでこうなつたのでござ
いましょうか。

○政府委員(西廣整輝君) すべてを申し上げるの
は大変項目の数が多くございますが、やや簡略化
して申し上げますと、海上自衛隊及び航空自衛隊
で新たに就役してくる艦艇、例えば潜水艦が一隻
とか護衛艦が三隻とか、そういうもの船
がござります。それから航空機であればP-3Cで
あるとか、航空自衛隊のF-15であるとかといった
新しく就役といいますか、取得されてくる航空機
といいますか、同じ数じやございませんが、古く
なつて耐用命数がきてしまつて除籍をする艦艇あ
るいは航空機、航空機であれば海上自衛隊で言え
ばP-2JのようなP-3Cの前のタイプの航空機あ
るいは航空自衛隊の航空機、戦闘機等があるわけ

でございます。そういうたるものそれを差し引
きしきなくちやいけない。ふえる方で申し上げます
と、今申し上げた装備品が入つてくることによつ
て必要とする人員というのは千六百十八人でござ
います。それに対し、航空機なり艦艇が減つて
いくことによって減員してよい人員というのが千
二百七十八人おるわけでございます。つまりその
差、三百四十人が、まず装備品が入つてくる、ある
いは落ちていくことによる関係で必要になつてくるわ
けでございます。

そのほかに部隊の新編等がござります。例え
ばAEWという早期警戒機があつて早期警戒機の部
隊をつくる、そういう部隊を新設する、あるいは
は從来古くなつてきた部隊でそれを減らしてしま
う。あるいは我々としていろんな意味で人員の効
率化ということを考えて人員の削減をやつており
ます。そういうことで、増員の方か百三十二名、
部隊等の運用なり新改のためには百三十二名
名要ります。逆に定員の見直し、効率化等により
まして削減するものが百二十名、差し引き十二名
の増員になる。合わせまして三百五十二名が海上
自衛隊の増員になるといったような形になります。

○政府委員(西廣整輝君) 同様に、航空自衛隊につきましては航空機等
の就役に伴う増加が二百八十三名ござります。それ
に対し、航空機等が減つていくものの減が百七十
九名ござります。さらに部隊の新改編等に伴う増
が三百三十五名ございまして、それに対する省力
化の方の人間が二百八人いる。そのすべての差し
引きが二百三十一人の増になるというような計算
になつています。そのほかに今回お願いしている
中には統合幕僚會議の事務局の人間、これは陸海
空に所属しない定員でござりますが、これが先般
完成いたしました中央指揮所を二十四時間運用す
るために二十三名の増員を、これは純増でお願い
をしておるということで、すべてを足しまして六
百六名の増員をお願いしておるという次第であります。
○飯田忠雄君 午前中の同僚議員の御質問により
ますと、欠員が相當あるということでございまし

た。局長の御答弁によると、それは三直にすべき
ところを二直で我慢してやらしておる、こういう
問題だと思います。自衛隊の艦艇勤務というものが
は、三直ならばやはり三直やらせるということで、
その人数だけはそろえていただかない事故を起
こすもとだと思います。

それで、そういう点についてなぜ欠員が生じた
のかという点なんですが、結局応募する人が少な
いので欠員が生じたのか。それとも予算上の問題
から、予算定員といつもの実際の実員の定員と
は違いまして、予算定員どおり採用したんじや月
給も払えないといったようなことになりますか
ら、そういうたよな予算上の問題から生じた欠
員なのか、その点はいかがでしよう。

○政府委員(西廣整輝君) 端的に申しまして、現
在の欠員といいますか、充足率というものを定め
ておりますのは財政上の理由でございまして、限
られた経費枠の中で、人員のある程度抑ええた形で
維持していくことによって、浮いてきた金を緊急
の装備等の購入に充てておるというのが実情でござ
います。

○飯田忠雄君 そういたしますと、現在の欠員と
いうのは、欠員が生じているのは当然やむを得ぬ
欠員であつて、応募が足らぬとか、あるいはその
ほかの理由のものではないんだ、これが現状だ、
こういう意味でござりますか。今の欠員というの
は、今の欠員の程度がこれが予算上からいくなら
当然の欠員だ、こういうことでしようか。

○政府委員(西廣整輝君) 防衛廳の従来からの考
え方からいきますと、海空の自衛隊につきまして
は一〇〇%の充足、ただ、一〇〇%といいまして
が、結局欠員が生じたといいますのは、例えれば昇
格原資がないのであらかじめ計画的につくった欠
員であるのか、あるいはそうではないのかという、
そういう点はどうでしょうか。

○政府委員(西廣整輝君) これは年度の予算にお
きまして何%の平均充足にするということで、財
政当局との話し合いといいますか、決定によりま
して、予算で平均充足率といつものを決定いたし
まして、その範囲内で人員補充をやっていくとい
う形になつております。

○飯田忠雄君 そういうことはよくわかります
が、しかしそうだからといって、例え海上自衛
隊の船に当然乗せるべきものを削つたりされると
いうことは私は問題だと思いますがね。三直制の
ものを二直制にすれば、これは必ず事故が起ころ

ころ九六ということで、若干下回った数字になつ
ております。

なお、陸上自衛隊につきましては、我が方もも
う少し高い充足率といつもの期待いたしており
ますし、要求もいたしておりますが、先ほど申し
たように陸上自衛隊については各國もかなり低い
充足率でやつております。それは一つには各國は
徴兵制といつものがありますので、いざとなれ
ば急速にそれが埋めることができますので、でき
ますし、要求もいたしておりますが、先ほど申し
たように陸上自衛隊については各國もかなり低い
充足率でやつております。それは一つには各國は

それから航空自衛隊の場合でも、整備員を減らせばこれは事故が起るものであると私は思いました。そういう点で航空自衛隊とか海上自衛隊の方の欠員は、人員かどうか必要だということであれば、それは予算をふやすべきだね、それしかもう手がないんです。自衛隊のうちで陸上自衛隊の予算を減らして海空をふやすとか、そういうことをやるんならまだわかりますが、そういう点についてはどう考えておいででしょうか。

○政府委員(西廣整輝君) 先ほど来申し上げていますように、我々としましては最終的には全体の経費枠の中で最も優先順位の高いものということであんばいをするわけございますが、人員につきましては、先ほど申し上げたように全体の人員費枠というものを考えますと、海空の比率としては海空が九六%、陸については八六%強がぎりぎりの限界である、でき得ればこれをいざれども少し上げたいというふうに考えておるということであります。

○飯田忠雄君 この問題はこの程度にしておきま

して、次の問題に入りますが、今度は自衛隊法の

六十六条第二項関係ということでございます。

まず予備自衛官、この自衛隊法の第六十六条で

予備自衛官の規定があるわけですが、この予備自

衛官は設けられました根拠となる考え方、これは

どういうものかということ、それからこういう予

備自衛官的な制度というのは、外國の制度として

存在するかという問題についてお伺いをいたしま

す。

○政府委員(西廣整輝君) 自衛隊に予備自衛官制

度を設けております基本的な理由と申しまして

は、大きく分けて三つぐらいあるうかと思ひます。

一つは、平時はさほど必要ない部隊、例えは補

給部隊であるとか輸送部隊といったものは、平時

あつたにこしたことはありませんか、通常は演習

をしてまた駐屯地に帰つてくるということではさほ

ど、そう多くのものが必要ないわけでございますが、そういったものについて、有事は前線に部隊

が出てしまって、それに対し十分なる補給なり

輸送をしなくちやいけないということになりますと、その種部隊を有事にやはり緊急に編成しなくてやいけない。それは基幹的なものは実員の自衛官のうちの例えは学校の要員であるとか、そういうものが一つございます。

第二点は、午前中にもちよつと申し上げました

が、主力の部隊、例えは師団等が前線に詰めかけていくということになりますと、その師団が平時担当しております警備区域というものは空き家になってしまつ。そういうものについて最小限の警備態勢をとるための部隊といったものをやはり編成をしなくちやいけない。そういう部隊の要員に充てるべき人間が必要であるというのも、

さらに言えば、戦闘によって当然のことながら死傷者等が発生をするわけであります。そういうものの補充をしなくちやいけない。それらのこと

も含めまして、予備自衛官制度というものは設けられておるというように考えております。

○飯田忠雄君 それでは、予備自衛官制度によりましていろいろの防衛上の利益があると思いますが、予算上利益が生ずることはございましょうか。

○政府委員(西廣整輝君) 御質問の趣旨、必ずしも十分とらえておるかわかりませんが、今申し上げたように、平時からそれを実員として持つておるということは、いかにもぜいたくといいますか、非常に金がかかるという考え方が相当大きくなつて有事に充当するという考え方があつたにあります。ちなみに、自衛官を一人年間抱えるために必要な金額というものは、階級によつて差はござりますけれども、平均的にいえ

ば、人件費その他全部ひつくるると五百万強の金がかかるということになりますし、それに対し

て、予備自衛官であればそれの数十分の一で済むということもあるうかと思ひます。

○飯田忠雄君 予備自衛官制度で、この制度がい

ろいろ国際関係で軍備としての承認を受けておる

かどうかという問題ですが、例えは予備自衛官制

度があることによつて、アメリカの方が日本の軍

事力としてそれが整備されておるということを認めていますけれども、大体毎年これは、陸上自

衛隊について申しますと八千人から一万人程度。

十七年で八千四百十五名、五十九八年で九千七百四十六名、五十九九年八千八百七十名、六十年で九千七百三十二名、大体こういう数字になつております。

○政府委員(瀬木博基君) 我が国の予備自衛官制

度につきまして言及しておりますが、アーリカに

うのも含めて計算しておるのかという問題でござりますが、どうでございましょう。

○政府委員(瀬木博基君) 我が国の予備自衛官制

度につきまして言及しておりますが、アーリカに

うのは、数は多くないと思いますが、アーリカに

つましまして、同盟諸国の責任分担という、午前中の質疑でも若干言及がございました文書が毎年出ております。その文書の中で、諸外国が、アメリカから見た同盟国がどういうような形で防衛責任を分担しているかといふいろいろの指標がござります。その指標の一つに予備役の兵員の数といふものも入つております。これによりますと、アメリカから見た同盟国の中で十番目に日本は位いたします。十番目ということは、アメリカ、ドイツ、フランスというような国のはか、トルコとかスペイン、ギリシャ、オランダというような国の中には十番目に位しているといふことで、そのように評価されているようであります。また、それ以外に日本の予備自衛官制度について言及がありまつるものとしては、昨年出ましたところのソ連の国防省などが編集いたして発行した「日本の軍事力」という文書がございまして、その中に、日本の予備自衛官につき、日本の予備自衛官は毎年の訓練招集を通じた高度の訓練によりその大部分が補練の訓練を受けることなく、直ちに戦闘部隊に編入し得る、といふような評価が下されております。これ以外のものについては特に我々承知いたしておりません。

○飯田忠雄君 それでは、この予備自衛官になりまして、なつた人に何らかのメリットがあるかと

いう問題ですが、例えは何かの資格を与えられるとか、それとも何か将来勲章がもらえるとか、いろいろなことがあると思ひますが、何かございません。

○飯田忠雄君 なお、さらに航空自衛隊でございますが、これは毎年度の採用人員が五十名未満ということです、非常に少ないというところから、ただいま申し上げましたような陸上自衛隊についてと同じような統計はとつておりますので、手元に数字はございません。

海上自衛隊についてでございますけれども、これは毎年度の採用人員が五十名未満ということです、非常に少ないというところから、ただいま申し上げましたような陸上自衛隊についてと同じような統計はとつておりますので、手元に数字はございません。

○飯田忠雄君 それでは、この予備自衛官になりまして御審議いただいております自衛隊法の改正によりまして設けられるということでございまして、現在志願者については申し上げられる段階ではございません。

○飯田忠雄君 なお、さらに航空自衛隊でございますが、これは現在御審議いただいております自衛隊法の改正によりまして設けられるということでございまして、現在志願者については申し上げられる段階ではございません。

○飯田忠雄君 それでは、この予備自衛官になりますと、なつた人に何らかのメリットがあるかと

いう問題ですが、例えは何かの資格を与えられるとか、それとも何か将来勲章がもらえるとか、いろいろなことがあると思ひますが、何かございません。

○政府委員(松本宗和君) 予備自衛官の待遇とい

うぐあいに考えさせていただきたいと思いますけれども、予備自衛官につきましては月々予備自衛官手当といたしまして現在三千円が支給されております。また、訓練招集に応じました場合に、その訓練の日数に応じまして一日当たり四千七百円という手当が支給されておりますけれども、予備自衛官であるということをもちまして何らかの、たゞいまお話をありました資格であるとか免状とか、そういうものが取り得るというようなメリツトといふものはございません。

○飯田忠雄君 それでは、予備自衛官の任用期間

の問題ですが、六十八条によりますと最長七年と、

こういうふうになつておりますが、そういう年数をお決めになりました根拠はどういう理由でなつたんでございましょうか。

○政府委員(松本宗和君) お答えいたしますが、七年というのはちょっと私わからんんです、が、六十八条によりますと、「予備自衛官に採用された者の任用期間は、採用の日から起算して三年とする。」と、再任用されました場合には、やはり引き続き三年を任用期間として、「任用できる」となつておりまして、継続任用の回数には法律上現在制限はございません。

○飯田忠雄君 わかりました。

予備自衛官になりますと、時々訓練招集をおやりになると思いますが、この訓練招集をするということは、受ける人から見ると一つの生涯教育の機会が与えられたんだと、こういう感覚を持つ人もあると思いますが、自衛隊で訓練招集をなさる場合に、それは純粹に兵力の予備員としての訓練をなさるのか、あるいは人間教育の意味も入つておるのか、こういうことでございますが、いかがでございますか。

○政府委員(依田智治君) 予備自衛官は、先生御存じのようになりますと、有事におきまして主として後方警備とか後方支援というような点に充当することとしておりますので、したがいまして、私ども現在、まだ退職して一年以内の者は一日訓練、その他の者は五日間という訓練を実施しておるわけですが、主として目標としては現職の自衛官として在職中に体得していた練度を維持するということを目指にして実施しております。

具体的には、共通の訓練としまして、基本的な小銃射撃とか体育、それから陸上自衛隊の場合には小隊規模の戦闘訓練とか、また、需品とか輸送等の支援職種のものにつきましてはそういう職種訓練をやりますし、海上自衛隊につきましては各人の特技に応じた術科をするわけでございます。

ただ、こういう術科面だけでは任務が十分に遂行できませんので、やはり予備自衛官としての使命感といふものを持ってこれに当たつていただく

必要がありますので、最新の国内外の情勢とか自衛隊の現況等、そういう使命感の確立に役立つようなものもその都度新知識として勉強していただきますが、その心がけであります。そういうことが本人の心がけ次第では自分の練成にもなるというようになりますが、予備自衛官の定員を定める根拠ですが、これは自衛官の数との関連で数を決められたのか、あるいは予算上の理由なのかという問題がござりますね。それはどちらの方の理由でしようか。

○政府委員(西廣整輝君) 予備自衛官の定員を定める根拠ですが、予備自衛官といふものが彼らなりの組織をつくっているということはございません。意味であれば、予備自衛官といふものが彼らなりの組織をつくっているということはございません。で、それぞれ防衛庁との間に予備自衛官という身分で結ばれておるわけでございます。したがいまして、予備自衛官というのは、その居住している近くの最寄りの部隊あるいは地連等を介しまして年間に必要な訓練等をしていただくという形になつております。したがいまして、予備自衛官だけの何らかの団体なり組織というものはつくられていません。

○政府委員(西廣整輝君) 予備自衛官の員数につきましては、まず有事、陸海空それぞれから予備自衛官をもつて充てたい職域といいますか、職員の数というものが出てくるわけでございます。

それに対して、予備自衛官といふのは、現行制度では自衛官を経験した者の中から採つていくことにありますので、そう一遍に何万人と採るわけになりますので、退職者の中から選んでいくといふことになりますから、おのずから年間にふやし得る量というのは決まつておるわけであります。そういうことを兼ね合わせまして、本年度はここまで予備自衛官で充てるべき職員の数を埋めたいた部分があるのであるは答弁漏れになるかもしれないが、予備自衛官に対する防衛招集命令といふのは、防衛出動命令が下令をされた場合に、防衛庁長官が必要があると認めるときに内閣総理大臣の承認を得て防衛招集命令が出せるというようになります。したがいまして、予備自衛官をどの段階で何人に對して防衛招集を命ぜること、そのときどきの事態なり様相によつて変わつくると言わざるを得ないと思ひます。いすれにしましても、予備自衛官が招集される期間といふものは、最大限、防衛出動命令が下令されておる期間といふに御理解いただ

りますね、予備自衛官個々ばらばらに恐らくないと思いますけれども、何らかの組織を考え正としてお願ひをしておるということでござります。

○飯田忠雄君 それでは、予備自衛官の組織でございますね、予備自衛官個々ばらばらに恐らくないと思いますけれども、何らかの組織を考え正としてお願ひをしておるということでござります。

○政府委員(西廣整輝君) 今御質問の点は、これはいずれも今後の研究課題であらうと思つて我々が研究しておるところでございますが、二つの面があろうかと思います。

一つは、例えは現在実員の自衛官で処理をしております各種の後方部門の業務、例えは整備員とかそういういろいろな業務がございます。そういったものについて一部外部に現在より以上に委託できないかという問題があらうかと思ひます。そういうことを委託した場合に、それでは有事

おりましょうか。

○政府委員(西廣整輝君) 御質問が予備自衛官だけの何か別の団体なり組織ができるかといふ意味であれば、予備自衛官といふものが彼らなりの組織をつくっているということはございません。

で、それぞれ防衛庁との間に予備自衛官といふ身分で結ばれておるわけでございます。したがいまして、予備自衛官といふのは、その居住している近くの最寄りの部隊あるいは地連等を介しまして年間に必要な訓練等をしていただくという形になつております。したがいまして、予備自衛官だけの何らかの団体なり組織といふものはつくられていません。

なお、有事に予備自衛官がどういう組織に所属をするかというになりますと、これは防衛出動命令が出、防衛招集で予備自衛官が出頭した段階から身分的には自衛官と同じになります。その段階でそれ予定されておった部隊あるいは新編される部隊等に配属されるということになるわけでございます。

○政府委員(西廣整輝君) それで、予備自衛官の防衛招集とか訓練招集の行われる時期とかあるいは日数は、これはもう一定しておるんでございましょうか。

○飯田忠雄君 それでは、予備自衛官の防衛招集とか訓練招集の行われる時期とかあるいは日数は、これはもう一定しておるんでございましょうか。

○政府委員(西廣整輝君) ちょっと聞きとれなかつた部分があるのであるは答弁漏れになるかもしれないが、予備自衛官に対する防衛招集命令といふのは、防衛出動命令が下令をされた場合に、防衛庁長官が必要があると認めるときに内閣総理大臣の承認を得て防衛招集命令が出せるというようになります。したがいまして、予備自衛官をどの段階で何人に對して防衛招集を命ぜること、そのときどきの事態なり様相によつて変わつくると言わざるを得ないと思ひます。いすれにしましても、予備自衛官が招集される期間といふものは、最大限、防衛出動命令が下令されておる期間といふに御理解いただ

りますね、予備自衛官個々ばらばらに恐らくないと思いますけれども、何らかの組織を考え正としてお願ひをしておるということでござります。

○政府委員(西廣整輝君) 今御質問の点は、これはいずれも今後の研究課題であらうと思つて我々が研究しておるところでございますが、二つの面があろうかと思います。

一つは、例えは現在実員の自衛官で処理をしております各種の後方部門の業務、例えは整備員とかそういういろいろな業務がございます。そういったものについて一部外部に現在より以上に委託できないかという問題があらうかと思ひます。そういうことを委託した場合に、それでは有事

にするというお考えを承つたんですが、そうしますと、自衛官の定年といふものがあつて、その定年の過ぎた者を予備自衛官にするということだと思いますが、その予備自衛官には定年はないのかと思いますが、いかがでしようか。

○政府委員(松本宗和君) 予備自衛官の採用年齢でございますけれども、現在、自衛隊法施行規則によりまして、士長以下につきましては三十七歳未満、それから定年制の自衛官であります幹部准尉、曹につきましては定年年齢に一歳を加えた年齢未満ということを定められております。ただ、予備自衛官につきましては定年制をとつております。そこで、実際問題といたしまして、余り老齢化いたしますとこれは好ましくないということを年齢未満による質の低下を来さないよう、そこで、老齢化による質の低下を来さないよう、その点につきましては個々に配慮いたしております。

○飯田忠雄君 それでは、予備自衛官を拡大するこ^トによって自衛官の数を抑制することができますかというような問題ですがね。そうすれば、もしもその点につきましては個々に配慮いたしております。

○飯田忠雄君 それでは、予備自衛官を拡大するこ^トによって自衛官の数を抑制することができますかというような問題ですがね。そうすれば、もしもその点につきましては個々に配慮いたしております。

○飯田忠雄君 それでは、予備自衛官を拡大するこ^トによって自衛官の数を抑制することができますかというような問題ですがね。そうすれば、もしもその点につきましては個々に配慮いたしております。

の場合どうなるんだというような心配が出てまい
るわけですが、委託した先の人が仮に予備自衛官
ということであれば、有事はその方が自衛官に
なつていただい引き続きその業務を担当しても
らえるということであれば、現状以上に業務を外
部に出すことができるんではないかということで
あります。としますと、そのことによつて、定員が
削減できないまでも、本年お願ひしておるよつな
例えは海空の増員がより少なくて済む、あるいは
しなくて済むということも可能になる可能性はあ
るということござります。

また、全くこれも論理的な可能性でございますが、例えばスイスのようなところは、御承知のように、平時の実員というのは数万人でありますけれども、有事は七十万人から部隊をつくるわけでござります。それはある意味では予備役制度によつてそれが可能になつておるわけでござりますが、そのためにはやはり現在のような予備自衛官とは違つたそれなりの相当の訓練等ができる体制、そういった裏づけがあつて初めてできることであろうかと思いますが、そういうしたことより理論的な可能性としてはあり得るということは申し上げられると思います。

○飯田忠君 予備自衛官の場合に、例えば空軍の場合は、パイロットなんかは大変重要な技術でございますが、そういうのも予備自衛官にあるのでしょうか。

○政府委員(松本宗和君) パイロットのような技術があるかというお話をございますが、現在の予想されております予備自衛官についての役割から考えてまして、パイロットというような第一線と申しますか、そういう面で活動するといいますか、働くような態様までは現在考えていないといふところから申しまして、現在陸上自衛隊と海上自衛隊だけが予備自衛官を持つておりますけれども、パイロットの技術を持つておる者がおるかもしれませんけれども、それはパイロットとしての役割を期待しての予備自衛官ではないというぐあいに考えたいだいたらよろしいかと思います。

○飯田忠雄君 それでは最後に、この子備自衛官の件については、旧軍の在郷軍人制度というのをございましたね。あの制度と同じようなもののか、あるいは違うのか、どうなっていますか。

○政府委員松本宗和君 子備自衛官でございま
すが、これは防衛招集命令によりまして自衛官と
して勤務させるということで、自衛隊の継戦能力
を確保するための人的基盤というぐあいに考えら
れますけれども、我が国の子備自衛官の制度につ
きましては、その採用が、自衛官であった者の志
願に基づいて選考によって採用しておるというも
のでございます。

これに対しまして、旧軍の在郷軍人制度といい
ますか、これは予備役、後備役、補充兵役などから
なっておりまして、これは徴兵制を前提としてお
ります。そういう意味で現在の子備自衛官制度と
は大きく異なるものではないかと考えております。
○飯田忠雄君 それでは、この関係はこの程度に
しまして、次に、自衛隊法の九十五条の関係の質
問をいたします。

この九十五条によりますと、武器等の防護のた
めの武器使用の制限が書いてございますが、そこ
で武器の使用をする場合が掲げられておりまし
て、人に危害を及ぼす場合については、正当防衛、
緊急避難の場合、つまり刑法の三十六条、三十七
条に該当する場合は危害を加えてはならない
、こういうようになつております。

私はこの条文を見まして、恐らくこれは警察官
職務執行法の第七条をかりてきて、そのまままね
して書かれたんではないかと思いますが、重大な
違いは、警察官職務執行法では項目が後に二つ書
いてあります。次に書いてあること以外の場合
では正当防衛、緊急避難など、こうなつていいる
だけれども、警察官の武器の使用についてはも
う少し絞りをかけると、こういうことで絞りがか
ついて、本来ならそれだけで違法性が阻却され
るんですね。ですから、言いかえれば、警察官が警察
法その他の法令に基づいて行う行為というものに
ついて、本来ならそれだけで違法性が阻却される
かかるには違うのか、どうなつていてますか。

では意味があるんですが、自衛隊法の九十五条の場合はその絞りの範囲が書いてないんです。絞りの範囲を書かないで、警察官職務執行法の前の方に書いてある、本文に書いてあるところだけを引ついろいろの弾薬庫だと武器だとか、あるいは今度おつくりになる有線電気通信設備だとか、いろいろ掲げてありますね、ああいうものを守る場合には武器を使用できると、こう書いてあるんですね。ただし、刑法の三十六条、三十七条规定の三十六条と三十七条の場合だけに限定してしまったという点なんですね。

元来、自衛隊法に基づいて自衛官は武器を使用するわけでございまして、しかも、弾薬庫を守るという業務はこれは法令上の業務であるわけですね。自衛隊の法令上の業務を自衛官が行うに当たりまして武器を使用した、そして人を傷つけたという場合には、刑法の原則からいいますならば、それは当然違法性が阻却されてしまうのであるはずなんですね。正当防衛以外でも罰しない、緊急避難でなくても罰しないはずなんです。「法令又ハ正当ノ業務ニ因リ為シタル行為ハ之ヲ罰セス」と、刑法の三十五条にはっきり書いてある。そうしますと、刑法の三十五条の原則によらないでわざわざ自衛隊法が九十五条を設けられたということは、これは自衛隊について特別刑法を設けたということになるわけなんです、一般的の刑法以外に。警察官職務執行法の場合は七条で絞りをかけた、例えば、死刑、無期もしくは長期三年以上の懲役に該当する罪を犯した者を逮捕する場合に、これが逃げる場合にはけがを与えても構わぬと、足を撃つても構わぬと、こういうわけですね。ところが、自衛隊の場合はそういう場合が書いてないんです。

そこで、例えば火炎瓶の所持については三年以下の懲役、こうなつてます。火炎瓶を持っておる

せられる。それから、もちろん爆発物取締罰則に
よりまして、爆発物を使用すれば死刑、無期、七年
以上の懲役なんです。それから、弾薬庫に入り込
んで弾薬を盗み出せば窃盜です。これは十年以下
の懲役なんです。あるいは看守しておる者をおど
かしてそれは強盜ですね。これは五年以上の懲役
なんですよ。そうしますと、そういう非常に重い
罪というものは必ずしも緊急避難、正当防衛に該
当しない場合でも起こつてくる。緊急避難とか正
当防衛は緊急の場合ですからね、現在の危難を避
けるためとか、現在の自分がもうやられるという
段階になつて初めて正当防衛になる。泥棒が入つ
てきて、火炎瓶を持って火をつけようとしてやつ
てくる程度じや正当防衛とか緊急避難にならな
い。そういう場合は武器を使用できるけれども、
傷つけてはいかぬとなつております。これは
一般人がやれば無罪になるのに、自衛官がやると
無罪にならぬというの是一体どういうわけか。こ
ういう問題が生ずるわけです。ですから、規定の
仕方が非常に散漫な規定の仕方をしていると私は
思います。この点はやはり研究をしていただきな
いと困るわけですね。

うことから不必要な乱暴な行為に発展しかねない、窮鼠猫をかむという状態をつくり出すということにならぬとも限らぬと、私は思いますね。

こういうこの規定について検討を加えられる必要があるのではないか。自衛隊法、つまり警察官職務執行法のようなああいう絞りをかけたものをつけるならないですよ。これはひとつ御研究を願うべき問題だと思いますが、この点についてどうお考えになりますか。お尋ねします。

○政府委員(友藤一隆君) ただいま御指摘の自衛隊法九十五条の規定でございますが、これは我が国の防衛力を構成する重要な物的手段が破壊されたり、奪取されたりすることにより防衛力が低下するのを防ぐため警察権の行使として、武器等の警護に当たる自衛官の職務権限として武器の使用を認めた、こういうことでございまして、この点は先生御指摘のとおりでございますが、私どもとしましては権限の行使については非常に慎重な態勢で望んでおるわけでございまして、御指摘の刑法三十五条の「正当行為」に当たるべきではないか、こういうことでございますが、その「正当行為」という点につきましては、武器の使用そのものが私どもとしては弾薬とか火薬あるいは車両、航空機等を防護するのに必要な範囲ということでございます。したがいまして、その武器の使用は人に危害を直接与えるということを目的にするわけでなくして、むしろそういう事態を防止する、奪取されないように措置をするというのが大前提でございまして、その点犯人を逮捕するような事例とは若干対応が異なるのではないか、かように考えておるわけでございます。

ましても、奪取あるいは破壊に及ぼうとするような場合には適切な手段でもってそれを阻止するわけございますけれども、なおかつ、それが非常に危険が及んで正当防衛あるいは緊急避難に該当するような場合には人を傷つけることもやむを得ない、こういうような規定になつておるわけでございまして、その点本法の趣旨等からいたしまして、私どもとしては現在の立法の仕方というもの

については妥当なものではないか、かように考えておるわけでございます。

なお、三十五条との関係で申し上げますと、自衛隊法八十八条でもって自衛権の行使として武力を行使いたします場合には、こういった警察権の行使と異なりまして、今も御指摘のありましたよう個々の刑法上の制限というようなものは特に課せられていないということをございますので、御理解を賜りたいと思います。

○飯田忠雄君 実はこの九十五条は警察権行使の規定なんですよ。警察権行使の規定であって、いわゆる戦争用の規定じやない。警察権行使の規定ならば当然、少なくとも警察官職務執行法と歩調を合わせなくてすね。海上保安庁法でも警察官職務執行法と歩調を合わせています。

もう一つは、警察官職務執行法の場合は、犯人を逮捕するという積極行為に出る場合でしょう。自衛官の場合には積極行為に出ないんです。自分の守つておるものを見取られるのを防ごうという立場ですから、なおさら警察官職務執行法よりは守れるという態勢をつくらなければならぬのじやないか。つまり、緊急避難か正当防衛でなければ武器を使つたら大変なことになるということであれば、そういう判断が実際の場合に自衛官にできるかという問題もあります。

それで、結局弾薬庫を破壊して弾薬庫から弾薬を持ち出すという行為が、これがどういう結果を招来するかという問題を私は心配するわけですね。国民の生命、財産に大変な危害を及ぼす事態をつくり出すと私は思います。そういうようなことをなるのを防止するためのものですから、もちろん、命を奪つてはいかぬと書くのならないです。衛生長官以外の大臣でも構いません。運輸大臣以外の大蔵の指揮下に入る場合は、その指揮下において仕事を行うということが書いてあります。防衛長官による場合は、その指揮下における大臣の指揮下に入る場合に、どうですか。

○政府委員(友藤一隆君) 自衛隊法八十一条の規定によりまして、内閣総理大臣が海上保安庁の全部または一部をその統制下に入れ、防衛長官に指揮させる場合でございますが、これにつきましては法律は八十二条一項にござります。それから、これを受けまして自衛隊法施行令の百三十二条に規定がございまして、「法第八十条第二項の規定によるましても防衛長官は海上保安庁長官を指揮す

刑法上からも大変疑念がありますのは、これは自衛隊については特別刑法を設ける規定だから私は問題にするわけです。刑法なら刑法どおりやつて

くれという要求を我々としては言いたいわけです。

それでは、これはそういうことでとめておきます。

それから次に、自衛隊法の八十一条の第二項を見ますと、海上保安庁が内閣総理大臣の統制下に入ることが決めてあります。この場合の指揮権の問題がどうも明確でない。長官によつて指揮させるとあります。すると、海上保安庁の全部また

は一部を内閣総理大臣の統制下に入れて、防衛庁長官がこれを指揮すると、こうなつておりますが、この場合に指揮の仕方が、例えば法務大臣が検事長を通して検察官を指揮するという方法のよう

なやり方なのか、あるいは直接防衛庁長官が海上

保安庁長官を差しおいて海上保安庁を指揮されるのかという点が明らかでないわけです。

指揮権の問題につきまして、海上保安庁法によりますと、海上保安庁長官は防衛庁長官の指揮下に入ることもあるとつきり書いてあります。防衛長官以外の大蔵の指揮下に入る場合は、その指揮下において仕事を行うということが書いてありますので、そういう規定とこれとの関係はどうなるのか、

こういう問題ですが、どうですか。

○政府委員(友藤一隆君) 自衛隊法八十一条の規定によりまして、内閣総理大臣が海上保安庁の全部または一部をその統制下に入れ、防衛長官に指揮させる場合でございますが、これにつきましては法律は八十二条一項にござります。それから、これを受けまして自衛隊法施行令の百三十二条に規定がございまして、「法第八十条第二項の規定によるましても防衛長官は海上保安庁長官を指揮す

る、こういう形に現在法令上はなつておる、こういうことでござります。

○飯田忠雄君 それでは次の問題に入りますが、自衛隊法の七十八条を見ますと、そこに「間接侵

略」という言葉が使ってござりますが、この「間接侵略」という言葉がまだこれは極めて意味がわからぬものでございまして、これは一体間接の武力侵略をいうのかどうかという問題ですね。

自衛隊は武力で防衛するものですから、そうしますと侵略も武力侵略でなければならぬはずですね、という考え方もあるわけですね。そうするとそれは、間接の武力侵略をいう、こうなるわけですが、間接の武力侵略とは一体何だろうかという問題です。これは本当にわからない問題ですが、どういうふうな御理解で

自衛隊は武力で防衛するものですから、そうしますと侵略も武力侵略でなければならぬはずですね、という考え方もあるわけですね。そうするとそれは、間接侵略その他の緊急事態に際し「云々という規定がござります。この「間接侵略」でございまして、これは私どもでは外国の教唆または干渉によって引き起こされた日本国における大規模の内乱及び騒擾というふうに解釈をしておりまして、武力攻撃かどうか、こういうお尋ねでございまして、これは私どもでは外國の教唆または干渉によって引き起こされた日本国における大規模の内乱及び騒擾といふうに解釈をしておりまして、武力攻撃かどうか、こういうお尋ねでございまして、これは外部からの武力攻撃そのものでございまして、これは七十六条の規定でございまして、ここでは一般的の警察力をもつては対処できないような出動により対処すべき事項でございまして、ここでは一般の警察力をもつては対処できないような緊急事態の一種を間接侵略といふようにとらえておるわけでござります。

○政府委員(友藤一隆君) 自衛隊法七十八条、これは治安出動の規定でございますが、ここに法文上も「間接侵略その他の緊急事態に際し」云々という規定がござります。この「間接侵略」でございまして、これは私どもでは外國の教唆または干渉によって引き起こされた日本国における大規模の内乱及び騒擾といふうに解釈をしておりまして、武力攻撃かどうか、こういうお尋ねでございまして、これは私どもでは外國の教唆または干渉によって引き起こされた日本国における大規模の内乱及び騒擾といふうに解釈をしておりまして、武力攻撃かどうか、こういうお尋ねでございまして、これは外部からの武力攻撃そのものでございまして、これは七十六条の規定でございまして、ここでは一般的の警察力をもつては対処できないような出動により対処すべき事項でございまして、ここでは一般の警察力をもつては対処できないような緊急事態の一種を間接侵略といふようにとらえておるわけでござります。

○政府委員(友藤一隆君) まず、お答えいたしま

す前に、先ほどの御質問に対する御答弁について若干補足を申し上げますと、先ほど七十八条といふに申し上げましたが、そのほか任務を決めております第三条の方にも「間接侵略」という引用がございますので、補足をいたしておきます。御指摘の思想侵略、経済謀略、こういったようなものでございますが、これがどういうものか、なかなか難しいわけでござりますけれども、私もとしましては、ただいま申し上げましたような間接侵略その他の緊急事態に際しまして一般の警察力をもつては治安を維持することができないと認められる場合に、自衛隊法七十八条により、自衛隊の全部または一部の出動を内閣総理大臣によつて命ずることができ、こういうことになつておるわけでございまして、一般に治安については警察の方で御所管になつておるわけでございますが、私どもとしましては、治安出動ということになりますと、一般の警察力で対応できない、こういうような場合における対応というふうに観念をいたしておりますわけございます。

○政府委員(友藤一隆君) 当然、内乱ということになりますれば、内乱罪とかそういう条項の対象になるものも出るわけでござります。

○飯田忠雄君 これも表現の仕方ですが、こういふ難しい「間接侵略」なんという言葉よりも、今おつしやつたようなわかりやすい言葉で書いていいだけとよくわかるんですが、これは御研究を願いたい一つの問題です。

それから、第七十八条の第二項に「衆議院が解散されている場合」という言葉がございまして、その後で「その後最初に召集される国会」とあります、そこでも承認を得るんだと、こういうわけなんです。「その後最初に召集される国会」というのは、これは選挙が終わつて初めて行われる衆議院の国会という意味なのか、あるいは参議院の緊急集会というのがござりますが、参議院の緊急集会でもいいのか。どちらかということですが、い

かがですか。

(委員長退席、理事大城眞順君着席)

ことしているんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(友藤一隆君) 自衛隊法八十四条の御質問でございますが、これは「領空侵犯に対する措置」の規定でございまして、我が国の領空の上に、国会の承認は事後承認という形になつております。それで、同条の第二項のただし書きの規定によりまして、国会が閉会中の場合は衆議院が解散されている場合においては、その後最初に召集される国会において承認を求める事とされまして、第七十六条の「防衛出動」の規定を見ますと、こちらの方は、出動に際しましては、原則として事前に国会の承認を得ることとされておりまして、したかつて、衆議院が解散されているときには衆議院の緊急集会により承認を得るというような形になつております。これと対比いたしてみますと規定ぶりが異なつておるわけでござります。

このような七十八条の趣旨や七十六条との規定ぶりの相違から見ますと、七十八条に言います衆議院が解散されている場合におけるその後最初に召集される国会というの憲法第五十四条第一項により召集される国会というものと解釈をされるわけでござります。

○飯田忠雄君 それでは次の問題に入ります。

自衛隊法の八十四条の問題ですが、そこに領空という言葉がありますが、その領空の範囲はどの程度を指しておるのか。

○政府委員(友藤一隆君) 「わが国の領域の上空」というふうに八十四条には使つてあるわけでございますが、これは、国際法上、例え一九四四年の国際民間航空条約第一条等がございますが、我が国が完全かつ排他的な主権を有する領域、これは領土及び領海に入るわけですが、これの上の空間を意味するといふふうに解釈をいたしております。

○飯田忠雄君 その空間なんですが、例え空间が国に領空を侵したことになるでしょうから、そういう点で、従来の定義はまことにあいまいも

申上げましたように、国際法上の慣行等にゆだねられておる部分が相当大きいのではないかとうふうに考えております。

○飯田忠雄君 國際法上の慣行とはどういう慣行がござりますか。

○政府委員(斎藤邦彦君) ただいま御質問の宇宙空間の範囲でござりますけれども、これは今のところ宇宙空間を定義しようという国際的な努力が続けられてはおりますけれども、今のところはつきした境界ということについては合意ができるかもしれません。しかしながら、この領空に対する主権というものが宇宙空間を除いて領土及び領水の上空に及ぶという点につきまして、国際法は確立していると考えられます。

○飯田忠雄君 そうしますと、領空の「空」というのは大気空気の意味に理解するんでしようか。空気の意味で理解すれば、空気のあるところ、こうなりますね。

○政府委員(友藤邦彦君) 申しわけございませんが、どの辺まで空気があるのか私余りよく知らないのでござりますけれども、この辺で境界を引こうという国際的な議論が行われておりますのは、先ほど申し上げましたとおり、まだ合意がございませんけれども、大体上空九十キロとかあるいは百十キロとか、そういうところが討議の中心になつているようござります。したがいまして、メートルで申しますと十万メートルでございましょうか、そのぐらいの高さのところで引くというのが大体のアイデアのようござります。

○飯田忠雄君 それでは次の問題に入ります。

同じく八十四条に「外国の航空機」という言葉があるんです。「外國の航空機」という表現は、これもまた非常にわからないのは、一体航空機とは何だということになりますが、人が乗つておる場合に航空機と言つていい、こういうふうになるでしよう、我が国の領空を侵したことになるでしょうから。

○政府委員(松本宗和君) お答えいたします。

ただいま御指摘のように、自衛隊法九十八条によりまして、「学校教育法に規定する大学」これは大学院も含めますが、そこに「在学する学生で、政令で定める学術」、これは現在歯科と理工系の学科でございますが、これを「専攻し、修業後その専攻した学術を応用して自衛隊に勤務しようとする者」に対しまして、学資金が貸与されるという制

ですか。

○政府委員(友藤一隆君) 自衛隊法八十四条の御質問でございますが、これは「領空侵犯に対する措置」の規定でございまして、我が国の領空の上に、国会の承認は事後承認という形になつております。それで、同条の第二項のただし書きの規定によりまして、国会が閉会中の場合は衆議院が解散されている場合においては、その後最初に召集される国会において承認を求める事とされまして、第七十六条の「防衛出動」の規定を見ますと、こちらの方は、出動に際しましては、原則として事前に国会の承認を得ることとされておりまして、したかつて、衆議院が解散されているときには衆議院の緊急集会により承認を得るというような形になつております。これと対比いたしてみますと規定ぶりが異なつておるわけでござります。

このような七十八条の趣旨や七十六条との規定ぶりの相違から見ますと、七十八条に言います衆議院が解散されている場合におけるその後最初に召集される国会というの憲法第五十四条第一項により召集される国会というものと解釈をされるわけでござります。

○飯田忠雄君 それでは次の問題に入ります。

自衛隊法の九十八条に学生に対する「学資金の貸与」の規定がござります。大学に在学するところの学生に対して、将来自衛隊に勤務するということを条件として学資金を貸与するわけですが、こういう法律ではつまりと「学資金の貸与」の規定を設けて、その対象に普通の大学の学生を挙げた場合に、この在学中の学生は法律によって与えられておる学資金を使って将来自衛隊員になるなどこうなつておる以上、その在学はやはり準公務ではないか、こういうふうに言うこともできるようになつてしまりますが、そういう点について、公務ではないか、こういうふうに言うこともできるかがでしようか。

○政府委員(松本宗和君) お答えいたします。

ただいま御指摘のように、自衛隊法九十八条によりまして、「学校教育法に規定する大学」これは大学院も含めますが、そこに「在学する学生で、政令で定める学術」、これは現在歯科と理工系の学科でございますが、これを「専攻し、修業後その専攻した学術を応用して自衛隊に勤務しようとする者」に対しまして、学資金が貸与されるという制

度がございます。

「その貢費学生でござりますけれども、修学後自衛隊に勤務しようとする者」でありまして、在学中には単に学資金の貸与を受けているというのではない。つまり、奨学金を受けておるというのに似ておりますけれども、隊務を遂行していない

「ということになりますので、その学生の在学中につきましては、準公務というのは公務に準ずるといふぐあいに考えさせていただきまして、これは準公務と認めるることはできないのではないかとうのが私どもの解釈でございます。

○飯田忠雄君 実はこの質問を申し上げましたのは、公務員の災害補償法の適用が認められないかという意味で御質問を申し上げたんです。

防衛庁で学資金を貸与されて勉強しておるその人が災害に遭ったという場合に、やはり将来防衛庁に勤めるんだから、この災害補償ということも認めた方がいいのではないかという政策の問題ですが、これはいかがでしょうか。

○政府委員(松本宗和君) ただいま、これは準公務といいますか、職員ではないということで準公務と言ふわけにはまいらないということをお答えいたしました。それとの関連で、実は公務災害補償でございますけれども、防衛庁職員給与法によりまして適用されております国家公務員災害補償法、これは公務災害補償が適用されておるわけでござりますが、この防衛庁職員給与法で適用されております災害補償法の適用を受けます職員といいますのは防衛庁の職員ということになつております。したがいまして、この九十八条によります学生の対象とはならないというのが現状でございます。

○飯田忠雄君 この学生に金を貸してその人が卒業して自衛官になりますよね。そして、自衛官になつてから、また自衛官を退職してほかの仕事についたという場合に年金の問題がござりますねことは、もう将来自衛官にするということですか

ら、金を払つたと同じなんですね、なればもう返

そういう場合に、この学生についての処遇の問題ですが、雇用したという、一種の準雇用の形と、いうことで認める事ができるならば、年金の起算点はそこから、防衛庁が金を貸した時期から始

め得ることになるのですから、そういう点について、そういう政策をおとりになることについてどうお考えでしようか。

うことでござりますけれども、まず防衛庁の職員ではないということから、防衛庁共済組合の組合員ではないということになります。したがいまして、共済組合の算定基礎となりますが組合員期間にはこの学生である期間、貸与を受けておる学生で

ある期間については、これは制度的に算入できないということになつておりますて、これにつきましては、共済制度の問題でございますので、防衛庁でこれ以上のことは申し上げられないのではないかと思います。

○飯田忠雄君　それでは次の問題に入ります。
自衛隊法に別表というのがござりますが、自衛
隊法の別表のことが書いてござりますね、別表第
三の関係です。その中で今度、入間市が狹山市に
変更になるわけなんです。ところが、狹山市と

うのははどの狭山市かさっぱりわからないのです。実は大阪府に狭山町がありまして、近くこれが市になるんです。そうすると、これも狭山市になるんですね。これははつきり県の名前を書いておきませんと、一体どこの狭山市かわからないと

いうことが起ります。この別表三ばかりでなしに、「一も」を見てみますと県が書いてないんです。政令都市なら県を書かぬでもいいけれども、政令都市じゃない市に県が書いていないというのは、それは非常に混乱を生ずるものだと思いますが、

この点についていかがでしようか。
○政府委員(友藤一隆君) 二つ狭山市ができると
いう話は今初めて伺つたわけでござりますが、そ
のような事態になりますれば、またこの辺の対応
を検討いたさなければならぬと考えております

す。
貰ひ、文書等行はるゝ所を、

○飼田忠雄君 本来政令都市以外の市の場合は何々県何々市と書くのが正式の呼び方であるはずなんです。別表は法律ですから、やはり正式の呼び方で書いていただかないと困るわけです。これもひとつ研究材料にしておいてください。

〔理事大城眞規君退席、委員長着席〕

だと思いますが、これは民間の航空機を借り上げでやるということだと非常に不便かどうかという問題が実はあるわけです。総理府で所管なさつておると、パイロットもいないし、大変金がかかるので自衛隊にやらせるというのも一つの方法です。

す、これは、それはそれでいいですよ。いいですが、民間航空機の借り上げでは国賓に対しても失礼に当たるかと、こういう問題ですが、いかがでしようか。

は、私どもは依頼を受けて輸送をやることでございますが、接遇のものの御判断は、接遇をされるところで御判断をいただくことになります。

国賓等の輸送の規定は、御案内のとおり、本年五月の東京サミットにおきます各国要人等の輸送のために、総理府で購入をされました三機のヘリコプターをサミット以後どのように活用していくかということで御検討になりました結果、私どもが

航空機の運航について相当能力もござりますし、今後、円滑な国賓等の輸送の実施というようなことを考えますと、自衛隊が引き受けるのがよからうということで、任務に支障のない範囲で依頼を受けて実施することになりまして、この

改正をお願いをしておるわけでござります。
それで、要人輸送用のヘリが借り上げでいいかな
いのかということでございますが、本来、私ども
からお答えする立場にはないと思いますけれど
も、私どもが仄聞いたしておりますところでは、

サミット時における要人等の輸送の重要性にかん

○飯田忠雄君 この質問を実は私が申しましたのは、例えば比較的文化が余り発達しない国の中において購入をされたというふうに聞いておりま

賓を我が国に迎える場合に、向こうからは飛行機に乗つてくるだけの力もないという場合には迎えに行かにやいけませんね。その場合に、自衛隊機で迎えに行くということ、民間の借り上げ機で迎えに行くことと両方あると思うんです。

そこで、そういう国賓がこちらへ来るのを迎えて、行つて連れてくることは含まないんだというなら、それはもう問題外です。しかし、国賓の輸送というこの意味がそういうこともあるということになりますと、そういう輸送を自衛隊で引き受け

られるということについては、危険負担の点で問題はないかということなんですが、いかがでしょ
うか。

くまで訪問のお客様が日本にお見えになつてから接遇をするということをございます。そしてその場合に、訪問客が本邦まで到着される交通手段につきましては訪問の方で手当てをしているということですざいますので、制作者のような事

態は生じないといふに考えております。

次として佐藤栄作君が選任されました。

載した無人航空機が我が領空に入った場合に、これを外国の航空機とみなして自衛隊は出動なさるかという問題ですが、こういう場合はどうでしょ。爆弾を積んでいるかどうかわからぬけれども、無人飛行機が入ってきた、日本の飛行機ではない

しかも同盟国の飛行機でないことがはつきりして
いる場合に、それを撃ち落とすかどうかという問
題です。

○政府委員(友藤一隆君) 私どもとしましては、
八十四条の警察権の発動としての要件に該当して
おるものであればそれなりの措置をとる。警告し
て領空外へ退去していくよう行動をとると
ともに、退去しない場合には最寄りの飛行場へ着
陸させるような措置をとっていく、こういうことで
ございます。もちろん許可を受けて入ってくるもの
の、国際条約に基づいて入ってくるものについて
は八十四条の対象にはならないわけでございま
す。

ただ、御質問のように、爆弾を積んで云々とい
うお話をございますが、どういう事態を想定され
ておるのか、私どもちよつとわかりませんが、もし
しそれが武力攻撃ということをございますれば、
防衛出動の下令等の要件に該当するということであ
ればそういった措置を別途とる、こういうことにな
らうかと思います。

○飯田忠雄君 先般、実はいろいろ構造の銃をつ

くりまして撃ち込んだ件があるでしょ、国内で、

あれの国際化を考えるわけですが、我が國の中へ

外から、例えは国内騒乱をやるために爆弾を積ん

で無人飛行機を飛ばすという場合には、そういう場

合にそれは侵略があつたとして自衛隊では出動な

さるのかと、こういう質問なんですがね。

○政府委員(友藤一隆君) 武力攻撃がいつからあ

つかといふようなこととの関連があると思ひます

が、いづれにしましても、そいつた武力攻撃など

が判定するのはなかなか困難な事態もあると思

います、私どもしましては、レーダーサイト、

その他の情報等を十分活用いたしまして、そいつ

た事態が不意に起らぬないように対応いたしてお

るわけでございまして、レーダーサイト等も二十

四時間、不明機の情報等があればすぐ対応して、

八十四条の領侵措置をかけてチェックすると、

こういうようなことで対応いたしておるわけでござ
ります。したがいまして、それがある国が国家的
の意見を持って我が国を侵略するということが
はつきりしておるといふことがわかりますれば、

これは先ほど申し上げましたように防衛出動が當
然下令される事態になると、かように考えます。

○飯田忠雄君 私は、この自衛隊法の改正につき
ましての細かい点の質問を申し上げましたが、そ
の部分はそれで大体終わりました。

それで最後に、この防衛というものについての本質の問題ですが、結局現在の国際政治では力と道義とをませこせにしまして、都合のいいのを使つて政治が行われるのが現実でございまして、

残念なことに、現在の国際政治では背後はどうしても武力というものが伴つておるわけです。そ

れで國家構造の一部として武力というものが当然のこととして今日の段階では考えられておるわけ

なんですが、そういうことを背景といたしまして、我が国が戦争を放棄した上ででの武力を持つということは、一應合法として認めるということになつてきております。つまり、自衛隊をつくりまして自衛隊を積極的に使つて戦争をするということはしないが、しかし、国際政治の手段として自衛隊を利用するということになつておるんではないかと思つんです。

アメリカからの要求なり、あるいは他の国が日本と外交交渉をする場合の関心度合いというものは、やはり日本の国がどれだけの自衛力を持つておるかという点が相当国際政治上では響いてくる

ということをございまして、端的に申しますならば、自衛隊というものは數は大きくなてもいい

が精銳でなければならぬと、精銳でなかつたら国際政治の手段としてはもう役に立たぬ。しかし、

精銳ではあるだけでも、これは戦争には使わ

ないんだということになると思ひます。そういう

震計が破壊されるということなど観測の困難も生じておきたい点があります。

一つは、一昨日の政府の第二回対策本部会議の

重点事項にも書いてあります、現地では一部地

官に内閣の対応とそれから御判断をお伺いしたい

と思うんですが、私は四つばかり緊急問題として

指摘をしておきたい点があります。

私は、とりあえず緊急の問題について官房長官に三原山噴火につきまして御質問をいたしました。

伊豆大島三原山火山噴火によりまして、島外避難をされた島民の皆さんに心からお見舞いを申し上げるとともに、関係者の方々の御努力に感謝を申し上げるわけであります。

官に内閣の対応とそれから御判断をお伺いしたい

と思うんですが、私は四つばかり緊急問題として

指摘をしておきたい点があります。

一つは、一昨日の政府の第二回対策本部会議の

重点事項にも書いてあります、現地では一部地

官に内閣の対応とそれから御判断をお伺いしたい

と思うんですが、私は四つばかり緊急問題として

指摘をしておきたい点があります。

官に内閣の対応とそれから御判断をお伺いしたい

と思うんですが、私は四つばかり緊急問題として

<

のことながら出てござるを得ない。これらについてはやはり行政として適切な手を打っていく必要がある、こういうことでございます。

ただ、その前提になるのは、やはり何といましても、本当に危険な噴火の状況でございますので、生命に対する安全がどうかということをまず第一に判断をしなきやならぬわけでございます。さて、それの判断の上に立つて、住民の皆さん方の不安感なりいら立ちに対する解消策をどうするかと。しかもこれは、噴火の危険状態がいつころおさまるかという時間的な関係とも極めて密接な関連があるわけでございます。そういうようなことで、実は昨日も下鶴噴火予知連の会長さん、それから気象庁の長官の方に私のところへ来ていたときましていろいろな状況を伺いましたが、まだ非常な危険性がある。北西の海岸ぶち、あれは元町の方になりますかね、それから南東の方は波浮の港、この線を連ねた線ですけれども、なかなか危険性があつて、そして同時にまた、それが先行き、今まで中央のあの噴火口、こちらへの噴火の状況が果たして将来どうなるかといったようなことで、予知連の会長さん御自身も、非常に危険性を認めておるんだけれども、さていつこれが落ちつくかということについては必ずしも、まあ当然の話だと思いますが、的確な断を下すところまでいっております。

そこで政府としては、やはり最後は行政がこれに対応しなきやならないと。それで、その根柢はいわゆる予知連の皆さん方の判断、ところが、その予知連の皆さん方が判断するのについて、今御質問の第一点にあります。それが壊れたものもありますし、ある材料ですね、これが壊れたものもありますし、あるいは東大の地震研究所が、あれはたしか一年半か二年前ぐらいにおつくりになつたんじゃないかなと思いますが、必ずしも十分整備してなかつた、こういうお訴えがございましたので、これは政府は予備費を出してでも何でも早急に必要なものは、手に入るならばいつでも対応いたしますから

たします、これは。さて、そうしながら同時に不安感を除去するためには、第二番目の一家庭の中から強健な方が少なくとも一人でもお帰りになつて自分の家がどうなつておるだろうかと、あるいは緊急の避難でございましたからあの品物だけはこつちへ持つてきましたかと、ともかくこの一週間余り留守の間にどうなつておるだろうとか、当然の不安を持つておる、帰りたいということ、これはひとつ予知連の判断の出次第、やはり一日二日とかいうんじやなしに、場合によれば数時間でも島に帰らせてあげる、そしてそれが終われば直ちにまた引き返す。それをピストンでやる。その船の準備をする。もう少し一日でもおれるというような噴火予知連の判断であれば、これは私は、場合によれば家中で住んでいただくのは大変危険ですから、とりあえずは船を宿泊所に使う、こういったようないろんな措置があると思います。これらについてもせひひとつ検討を早急にしてもらいたいと、こういうことを指示をしてございます。それからもう一つは、広いところに住んでおるので風邪も引かれるおそれもありましようし、やはりだんだん疲労が募つてくる、いら立つといったようなことになると果たして今までの避難所でいいのかという問題が出てきますが、これらはやつぱりどれくらいの期間で、割合短時間で大島の方へ帰れるのかどうかと、これまでに予知連の判断にかかるつておる。しかし、これが少し長引くようであれば、当然のことながら今の御質問の中についたような住宅の対策ということも考える必要があると、こう考えております。

それから、家畜の問題は当日もございました、既に物によつては私は素人なんですけれども、何か一日か二日か水やらなかつたり、物やらなかつたら死ぬのがあるそうです。これは困る、何とかひとつの家畜の命を助けてやってもらいたいと、こういう御要望がございました。これはまあできれば犬、猫といったようなものに至るまでもうまいくことが望ましいけれども、それはさう機材が必要のか言つてくれということにしてございます。それが出でくれば政府としては対応い

問の命の次に考えなければならぬということです。これは手当てをしまして、たしか東京都は獣医を長にして現地へ行つていただいて処置をいたしましたが、さて、これも期間が長くなつたために、この善後処理といふことについては、私はなかなか難しくなるなと思います。これも一にかかる人口の方がこちらへ来ておるわけございませんから、これは取り組まなければならないと思いまして、また、けさ国土庁の長官と打ち合わせて今お答えをしているような物の考え方で対応いただく決意でございます。

○内藤功君 細かいことはまた他の委員会の他の機会で質問したいと思います。万全の措置をとつていただくように、また、私の申しました四点目につきましたでもひとつ御検討をお願いをしたいと思います。

それでは法案の内容に入りたいと思います。予備自衛官の問題です。

まず、予備自衛官をいわゆる今後の五ヵ年計画の中でどのくらいの規模の人員数にしようとしておりませんから具体的な研究の進みぐあいはわかりませんが、いずれにしましても、我が国の自衛隊の予備勢力というものが非常に小さくて彈力性が少ないという点で、それをどうすればいいかという研究、さらには現在の人員というものをより効率的に使うために予備自衛官をどう活用していくかという問題、これらの問題について研究を始めておることは事実であります。それがどういう形になるかというのは今後の研究の成果次第とくことでありまして、現在とやかくすぐ何十万要るとか、どうなるかというようなことを申し上げる段階ではないと思います。

○内藤功君 同じく検討事項の中で、法的な検討は日本のいわゆる防衛構想、それから自衛隊の本

たします、これは。さて、そうしながら同時に不安感を除去するためには、第二番目の一家庭の中から強健な方が少なくとも一人でもお帰りになつて自分の家がどうなつておるだろうかと、あるいは緊急の避難でございましたからあの品物だけはこつちへ持つてきましたかと、ともかくこの一週間余り留守の間にどうなつておるだろうとか、当然の不安を持つておる、帰りたいということ、これはひとつ予知連の判断の出次第、やはり一日二日とかいうんじやなしに、場合によれば数時間でも島に帰らせてあげる、そしてそれが終われば直ちにまた引き返す。それをピストンでやる。その船の準備をする。もう少し一日でもおれるというような噴火予知連の判断であれば、これは私は、場合によれば家中で住んでいただくのは大変危険ですから、とりあえずは船を宿泊所に使う、こういったようないろんな措置があると思います。これらについてもせひひとつ検討を早急にしてもらいたいと、こういうことを指示をしてございます。それからもう一つは、広いところに住んでおるので風邪も引かれるおそれもありましょうし、やはりだんだん疲労が募つてくる、いら立つといったようなことになると果たして今までの避難所でいいのかという問題が出てきますが、これらはやつぱりどれくらいの期間で、割合短時間で大島の方へ帰れるのかどうかと、これまでに予知連の判断にかかるつておる。しかし、これが少し長引くようであれば、当然のことながら今の御質問の中についたような住宅の対策ということも考える必要があると、こう考えております。

○内藤功君 防衛庁の業務・運営・自主監査委員会では自衛官を経験しない人の採用を考えております。実は昨晩遅く総理から私のところに電話がありまして、今言つたような事柄について、ひとつやつぱりどれくらいの期間で、割合短時間で大島の方へ帰れるのかどうかと、これまでに予知連の判断にかかるつておる。しかし、これが少し長引くようであれば、当然のことながら今の御質問の中についたような住宅の対策ということも考える必要があると、こう考えております。

○政府委員(西廣警輝君) 私、この問題担当しておられる隊員をどのくらいにするかという構想、その他いろいろ絡む問題ではあるが、この人員数についてはどういう大枠を考えているのかという点をまず伺いたいと思います。

○政府委員(西廣警輝君) 昨年政府で決定された防衛力整備五ヵ年計画におきましては、予備自衛官の員数を何人にするとということを具体的に定めおりません。ただ、経費計画等での他の増員等も含めてどの程度の金額を仮置きしておくかという問題があろうかと思いますが、その中では、大変大まかに言えば一万人強の増員をできればよいといふことです。

○内藤功君 「二十万とか三十万とかいうことがやはりたい」というようによつておられます。私はなかなか難しくなるなと思います。これも一にかかる人口の方がこちらへ来ておるわけございませんから、これは取り組まなければならないと思いまして、きょうも三時から国土庁長官を中心とした第三回伊豆大島噴火対策本部会議を開いて、官房長官ぜひ検討してもらいたいといふお話をございましたして、また、けさ国土庁の長官と打ち合わせて今お答えをしているような物の考え方で対応いただく決意でございます。

○内藤功君 細かいことはまた他の委員会の他の機会で質問したいと思います。万全の措置をとつていただくように、また、私の申しました四点目につきましたでもひとつ御検討をお願いをしたいと

ことがあるわけですね。西廣さんの衆議院の答弁でもそういうことが出ています。それで、この法的な検討事項というのは自衛隊法になると思つんですが、自衛隊法の六十七条の自衛隊の経験者から任命するという、この六十七条の改正を検討しているということだろうと思うんですが、それだけですか、そのほかにどんな法的な検討をしておられるのか、考えておられるのか。

○政府委員(松本宗和君)　ただいま答弁がございましたように、まだすべてにわたって検討中でございます。もし予備自衛官につきましてその適用業務の範囲を広げるということで増員等を考えるということになつた場合に、その規模によりましては、現在の制度、つまり、自衛隊を経験した者の中から採用するということでは間に合わないのでないかとも想定いたしまして、いわゆる自衛隊を経験していない人の中から採用するとの可否及びそれに関連いたします法的側面も含めて検討しておりますといふぐあいに從来から答弁さしていただけております。

その法的側面でございますが、当然自衛隊法も入ると思いますが、どの範囲ということにつきましてもこれはまだ現在検討の段階でござりますので、的確に御答弁できる段階ではございませんので御了解いただきたいと思います。

○内藤功君　この法案が予備自衛官の増員ですか、そういった面も含めてやはり我々に資料を明らかにしていただきたいと思うのです。例えばこの六十七条の改正のほか、私大分踏み込んだ質問になりますけれども、例えば訓練期間、報酬、それからいわゆる服務義務、それから予備自衛官に民間から未経験者を採用した場合の階級ですね、こうした問題はどうですか、検討しているんですか。

○政府委員(松本宗和君)　まず、民間から採用することの可否を現在検討しておるということです。いまして、今先生踏み込んでとおっしゃつたわけでござりますけれども、現在まだ我々その踏み込んだところまで検討が至つておりませんので、その点まだ御答弁できる段階にはございません。

○内藤功君　そこで、予備自衛官のいわゆる行動

の範囲ですね。衆議院の内閣委員会の答弁や当委員会での答弁を聞きますと、有事における人員の確保、特に野戦における補給、装備、それから病院、後方の警備ということを答弁しておられます。が、そのほかに輸送とかそれから陣地構築というような任務もこれに付与していくという考え方なんでしょうか。防衛庁の考え方。

○政府委員(西廣整輝君)　具体的にすべての業務について予備自衛官の職務範囲を決めておるわけではありませんが、いずれにしましても予備自衛官でござりますので、年齢的にある程度現役の隊員に比べて年がいつておるとかいろいろな問題がござりますし、それと、長い間自衛隊の勤務から離れておるわけでござりますから、そういう技術的に難しい仕事はできないということは当然のことでありますので、おのずからその使われる範囲といふものは比較的軽易な仕事であり後方の仕事が主體にならうというふうに考えております。

○内藤功君　この予備自衛官の問題に関連しまして現在のこの予備自衛官については招集命令に応じない場合の罰則はどういうふうになつておりますか。

○政府委員(松本宗和君)　自衛隊法百十九条によりまして「三年以下の懲役又は禁固」ということになつております。

○内藤功君　現在の規定で予備自衛官が防衛募集に応じた場合の報酬は規定されておりましますか。報酬、給与はどういうふうになつておりますか。

○政府委員(西廣整輝君)　先ほど申し上げておられる自衛隊未経験者から予備自衛官をというごとに、防衛庁としてあるいは日本の国政の上でこういうメリットがあるという点は、防衛府長官、政治家のお立場でどんなふうに今おなかも中で考えいらっしゃるかというのを伺いたいと思います。

○内藤功君　最後にこの問題で、長官、こういう今検討しておられる自衛隊未経験者から予備自衛官をというごとに、防衛庁としてあるいは日本の国政の上でこういうメリットがあるといふ点は、防衛府長官、政治家のお立場でどんなふうに今おなかも中で考えいらっしゃるかというのを伺いたいと思います。

○内藤功君　長官いかがですか、特にお考えないですか。

日本戦略研究センター、この報告書がここにございます。これは金丸副総理が所長をやっておられたばかりの委員会でも取り上げられた問題です。有力な国会議員のお名前も見えます。顧問には瀬島龍三氏などがなつておる。ここで出された報告書によりますとこの三十ページ、我が国の防衛を二十数万の自衛隊員だけで全うすることは不可能だ。「このため、志願する国民を組織化してそれを支離れおるわけでござりますから、その協力を受けることが不可欠の要件となる。これによつて数少ない自衛隊員の大部分を直接戦闘員として第一線に参加させ、より効果的に運用することも可能となり、防衛戦力が飛躍的に強化される。」私はこれが民間人あるいは自衛隊未経験者から採用するということの一つの背景として考えられるのじやないかと思つておるのです。しかし、なかなかそういう内容を出してこないので議論にならない。私はこの点を特に指摘をしておきたいと思うんです。

○政府委員(西廣整輝君)　本研究は昭和五十八年に研究着手したわけでございますが、一つの研究がようやく終わりにかかるておりますので、できることで早い時期にまとめて上げたいというふうに考えております。

○内藤功君　報道によれば年内と、非常に近い時期という報道もありますが、いかがでしようか。

○政府委員(西廣整輝君)　年内にできるかどうか、際どいところではないかなというふうに考えております。

○内藤功君　それに関連しまして洋上防空という問題が今論議されています。この点は防衛庁、外務省にお聞きしたいのですが、外務大臣は何か所用があるということなので外務大臣が時間が来るだけ早い時期にまとめて上げたいというふうな措置をとることも一つの方法ではないかと、こういうふうに考えております。

○内藤功君　それに関連しまして洋上防空という問題が今論議されています。この点は防衛庁、外務省にお聞きしたいのですが、外務大臣は何か所用があるということなので外務大臣が時間が来るだけ早い時期にまとめて上げたいというふうな措置をとることも一つの方法ではないかと、こういうふうに考えております。

○内藤功君　それに関連しまして洋上防空という問題が今論議されています。この点は防衛庁、外務省にお聞きしたいのですが、外務大臣は何か所用があるということなので外務大臣が時間が来るだけ早い時期にまとめて上げたいというふうな措置をとることも一つの方法ではないかと、こういうふうに言われておるわけですが、結局これが何を守るのか、いわゆる防御対象は何かと、そこら辺のところからひとつお答えいただきたいと思います。

○政府委員(西廣整輝君)　御承知のとおり、我が自衛隊は、国土、國を守ると同時に、我が国が生存していくための生活必需品を運ぶ船舶、あるいは防衛行動を継続するための最低必要な物資の物資を運ぶための船等を防護する任務を持つておるわけでござりますが、その際、従来から空から海上でも御理解、御協力いただけるものについてそ

ろの船舶に対する脅威があつたわけであります。が、そのうち從来特に重視されておったのは、潛水艦による攻撃が一番重視されて、それに備えた防衛力整備というものが現在進みつつあるわけであります。

一方、空からの脅威ということになりますと、從来の周辺諸国の軍備を見ますと、相当足の長い航空機というものは存在はしておりますけれども、その数がまだ少なかつた、あるいはその爆撃機等が船舶を攻撃できてもそれは船舶の頭上に来て爆弾を落とすといったような形の攻撃しかできなかつたということで、空からの脅威による我方の被害というものはそう多くは見積もる必要がなかつたわけであります。しかしながら、最近になつて非常にスピードの早い長距離爆撃機等が出現をしてきており、しかもそれがミサイルを使つて遠くから攻撃できるようになつたということです、それに対しても我が方の現在の装備ではほとんど対抗手段がないということで、相手を擊退、擊破することができませんので、いつまでたつても空からの脅威というものが減らずに被害が出続けるということ、船舶の安全確保を図るために航空からの攻撃、いわゆる洋上防空の手段を何らか講じないと十分な任務達成ができないということであるわけであります。

○内藤功君 このところがいつもそれでいて、いろいろ研究しました。洋上防空の必要性、洋上防空において考えられる脅威ということの答えとしては今の答えなんですねけれども、私の聞いているのは、これだけの兵力ですね、艦船、航空機、あるいは技術、装備、あるいは機器、燃料、膨大な予算をつき込むわけでしょう。そうしてよつてもつて守ろうとする、守るとするその防御対象は何かと、この点です。それに絞つて答えてください。

○政府委員(西廣整輝君) 今のお答えで十分尽きていると思いますが、我が国が生存し、かつもし我が国に侵略があった場合に、その防衛のための行動を継続するために必要な物資等を海外から入れていく、あるいは内航輸送する、そういう最

小限の物資輸送を行つておる船舶の安全を確保するためには、そういうものが必要であるということです。余りよく存じておません。

○内藤功君 それでは聞きますが、洋上防空はアメリカの言葉は何と言いますか。

○政府委員(西廣整輝君) 私は日本人でございませんので余りよく存じておません。

○内藤功君 だれもおらぬか、参事官の中でないの。答えられる人いないの。

○政府委員(瀬木博基君) 突然のお尋ねでござりますので、後刻調べまして御回答申し上げます。

○内藤功君 日米の有機的な整合性ある協力も余りそれほどのことはないようです。いいです。

○政府委員(西廣整輝君) 何度も申し上げるようですが、我々が整備しよう、あるいは整備する必要があります。なんではないかという問題点について米側が全く誤解はない、ということを申し上げておるわ

けであります。

一方、先生が今言われましたポイントディフェンスなりエリシアディフェンス、そういうた言葉が用語としてあることも我々は存じておりますが、それと我々が言つております洋上防空の構想なり研究対象としているものとはおのずから違う、ということを御理解いただきたいと思います。

○内藤功君 そうすると、アメリカの方のフリートディフェンスと日本の洋上防空は違うと、こういうふうに承つていいんですね。

○政府委員(西廣整輝君) 我が国の防衛力整備は、あくまで我が國のためにやつておるものであつて、アメリカの物の考え方の中ではつておるわけでございませんので、違つておる部分もあるだろうし、重なつておる部分もあるうと思いま

すが、我々のはあくまで我々が申しておる洋上防空といふことでござります。

○内藤功君 そうすると、日本の洋上防空とアメリカのこのフリートディフェンスの一番違うところはどこですか。

○政府委員(西廣整輝君) 先ほど来申ししておるよ

りトディフェンスとは私は違うというふうに考えております。

○内藤功君 米海軍ではフリートディフェンスといふことでもう徹底しているんですね。まずボイントディフェンスといって、これは個艦防御です。

○内藤功君 その表側はアウターディフェンスと言つて外周防衛、F14、あるいは最近

ではF18、早期警戒機、これで守る。これで両方やつているわけですね。その両方は、食い違つているのかないかという問題です。食い違つて保するということが彼らにとって最大の眼目になります。それほど多くの物を海外に依存していないという点であります。

○内藤功君 それでは聞きますが、洋上防空はアメリカが海上交通保護、あるいはSLOCの防衛という場合は、通常はみずから戦闘部隊が行動する、あるいはそれに対する補給部隊が行動する、それらの安全を確

保するということが彼らにとって最大の眼目になります。それほど多くは、我々としてはそういうことよりも、まず国民が生存し、日本が総戦能力を維持する、そういうことが最大の眼目である点で非常に違つておるというふうに考えておるわけです。

○内藤功君 そうしますと、毎年一月とか六月とか八月だと、ハワイあたりで日米の協議がありますね。そういうときに、この前の防衛庁長官に至つてはOTLを調査、研究したいというところまで口に出すんですね。洋上防空というのも言の端に上つてゐる。そういうときに向こうは

フリートディフェンスと言つて、こつちは何と言うんだかわかりませんが、洋上防空と言つて、話が合わないはずなんですね。これは必ず論争になるはずです。アメリカと日本の間でもつて、フリートディフェンスがあるはフリートディフェンスでないのか、洋上防空の意義、その何を守るのか。いわゆるハイ・バリュー・ユニットといいますか、防衛すべき対象は何か、ということで論議がなきやならぬですね。それはどうなんですか、激しい論議があるんですね。

○政府委員(西廣整輝君) そのようない論議は、私余り経験したことにはございませんが、我々としてはアメリカがフリートディフェンスのためであろうが、あるいはアメリカの國土防衛のためであるうが、さまざま防空システム、あるいは防空のための装備品等を開発をし、あるいは装備をしよとしている。その中で、我が方の構想に合う装備というものの、我が方に合うものではないかという装備等を求めるというのは当たり前のことでありますし、それについて何ら紛争が起きる、あるいは論争が起きる代物ではないかというふうに考えており

○内閣功君　このO.T.H.レーダー、これは五百億円すると言われていますね。それからその次のイメージス艦、これは一隻少なく見積もつて千五百万円だと言われている。四隻買おうなんという構想もあるんですね。それからP-3CにレーザーA.P.S.13Bですか、これをくつつけたP-3C・A.E.W.というのを一機二百億円で購入しようとする幕から出でてきている。もしこういうものがやられた場合に、膨大な予算ですね、それで一体何を守るのかという点が私は今の答弁でもはつきりとしない。アメリカはもう当然艦隊ですね、空母機動部隊です。それから戦艦自身の機動部隊ですよ。これも構想です。日本の方は、国会での答弁ではですよ、日米会談で何をやっているか私はわかりませんが、国会での答弁では、重要物資輸送の船舶。明らかにここに私は食い違いがあると思うんです。食い違いがここにあるんですね。こういうような問題、これが国民の前に隠されたままやはり論議されている。私は重大なことだと思いますよ。フリートディフェンス、この問題についてもぜひ調査をして答えていただくことを私は要求するものです。

次に、時間の関係で最後にもう一点伺いますが、これは陸上自衛隊の関係です。陸上自衛隊の隊員の認識票というのが今問題になっていますね。縦二八センチ、横五センチ、厚さが〇・四ミリ、千二百度の熱に耐えられるというものを全隊員に交付をした。この内容について御説明いただきたい。

○政府委員(松本宗和君)　認識票でございますが、これは訓練、演習等におきまして死傷事故等が発生しました場合に、隊員の識別あるいは負傷者の救護を容易にするために現在作成しておるものでございまして、これは從来から、海空自衛隊におきましては、パイロットと航空機に搭乗して業務を行います隊員に認識票を持たせております。

今回、陸上自衛隊につきましてもこれを所持させることとしたわけでございますが、これは近年に至りまして、航空機によります輸送でありますとか、あるいはヘリボーン戦闘等の訓練が非常に広く実施されるようになりました。こういうことになると、海空自衛隊と同様に認識票をにかんがみまして、海空自衛隊と同様に認識票を

作成し所持させるという必要があると考えまして、これは昭和六十年度から、昨年でございますが、陸上自衛隊の航空科部隊、普通科部隊及び地雷施設等の訓練を行います施設科部隊等の隊員を対象に認識票を作成しておるところでござります。

○内藤功君 陸曹幹部用のは氏名、血液型で、陸士用のは一連番号だけです。こういうふうに聞いておりますが、これはどうしてそういうふうにしたんですか。

○政府委員(松本宗和君) 六十年度から採用することいたしました段階で、これは数の関係もござりますし、人数の出入りもあるというようなことで、当初はそういう今先生がおっしゃいましたような区別を考えていたようでございます。ただ、現在はやはりそれではふくあいであろうということで、海空と同じように氏名も刻印するといつようになります。

○内藤功君 氏名の刻印は日本字ですか、ローマ字、英語文字ですか。

○政府委員(松本宗和君) 日本字かローマ字かというところはちょっと詳しく述べておりませんが、多分ローマ字であろうと考えます。

○内藤功君 そのとおりですね。そのほかにGSDFという大文字がありますが、これは何ですか。

○政府委員(松本宗和君) GSDFといいますのはこれは陸上自衛隊の略でございます。

○内藤功君 元の防衛研修所の第一部長の前田さんの本にはGSDFが陸上自衛隊だということがわかる日本国民はどのくらいいるかと書いてありましたが、全くそうだと思いますね。これは一体だれに見てもうらうのかということを思いたくなります。

国籍を刻印してあるのは、これはどういうわけですか、あえて国籍を刻印したのは。

○政府委員(松本宗和君) 国籍でございますが、これは海空自衛隊におきましても当初から国籍を刻印してござります。これは共同訓練を行いますとかいうようなこともございまして、まあ通常、国籍を入れておるということで、JAPANといふ国籍を刻み込んでおるということでございま

○内藤功君 今この時期にこういう国籍それからG.S.D.F.という一般の日本国民にはわからない陸上自衛隊の符号、しかもローマ字で氏名刻印といふものをやらされたことについて、私は今のいろいろな状況のもとで非常なやはり疑問を持たざるを得ないわけです。

最後に、横田基地の問題についてお伺いをしたいと思います。

横田基地内のアメリカ第五空軍司令部の中に、日米共同使用ということで航空自衛隊の連絡幹部が派遣されていると、こういうふうに私ども聞いておりますが、事実関係はどういうふうになつているかということを御報告願います。

○政府委員(依田智治君) お答えいたします。

航空自衛隊の関係で横田基地にことしから連絡幹部が常駐をしておりますが、これは航空自衛隊の日米共同訓練に当たりまして、訓練計画の作成等のために、従来はその都度要員が横田に出向いて調整しておったわけでございますが、最近非常に日米共同訓練等の回数も増加しておりますので、より密接な連絡をとるということで、本年から訓練計画の調整を行うということで常駐させておるというものでございます。

○委員長(岩本政光君) 内藤委員、時間が来ております。

○内藤功君 最後の質問ですが、まとめて聞きますから、ちょっとお答えいただきたい。

○委員長(岩本政光君) 簡単に。

○内藤功君 連絡調整官の階級ですね、それから人数、今後の増員の予定ありやなしや、それから予算ですね、以上の点をお答えいただきたい。

○政府委員(依田智治君) 現在二名で、一佐一名、二佐一名でございます。

予算的な面につきましては、これは從来あります機等を使つておりますので、そういう方面には予算はかかるおりません。それから光熱費等につきましては、今後かかる経費について米側と調整して、これはうちの方の使用については支払う。なお、今後の増員の予定というような問題につきましては、今のところ計画しておりません。

○政府委員(西廣整輝君) 先ほどすぐお答えできませんでしたので、追加してお答え申し上げます
が、洋上防空について米側と話し合ふ、あるいは
文書等を取り交わす際の用語はマリタイム・エ
ア・ディフェンスという言葉を使っておるようで
ござりますので、お答え申し上げます。
○委員長(岩本政光君) 本案に対する本日の質疑
はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後四時四十九分散会

十月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案
件が付託された。

一、一般職の職員の給与等に関する法律の一部
を改正する法律案

二、特別職の職員の給与に関する法律の一部を
改正する法律案

三、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を
改正する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律の一部
を改正する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律の一部
を改正する法律案

五年法律第九十五号の一部を次のよう改訂する。
第十条の三第一項第一号中「二十三万円」を「二
十三万五千円」に改め、同項第二号中「四万二千
円」を「四万二千五百円」に改める。

第十一条第三項中「一万四千円」を「一万五千
円」に、「九千五百円」を「一万円」に改める。

第十九条の二第一項中「千六百円」を「一千三百
円」に、「二万円」を「二万二千円」に、「三千二
百円」を「四千二百円」に、「二千四百円」を「三
千四百五十円」に、「一万五千円」を「一万八千円」
に、「四千八百円」を「六千三百円」に改め、同条
第二項中「一万千円」を「一万三千円」に改める。

第二十二条第一項中「二万四千八百円」を「二万
五千四百円」に改める。

附則第十七項中「昭和六十一年十二月三十一日」
を「昭和七十二年十二月三十一日」に改める。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職務の級 号 債	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	俸給月額										
1	94,900	115,900	135,400	165,200	180,500	197,700	214,500	232,800	261,400	294,700	336,500
2	97,800	121,600	142,300	172,800	188,500	206,000	223,000	241,600	272,300	306,400	350,600
3	101,000	128,100	149,200	180,400	196,600	214,400	231,600	250,600	283,200	318,200	364,700
4	104,100	135,300	156,200	188,300	204,600	222,800	240,200	259,700	294,200	329,900	378,800
5	107,700	141,800	163,400	196,300	212,700	231,200	248,900	269,000	305,400	341,700	392,900
6	111,700	147,000	170,500	204,200	220,600	239,600	257,700	278,300	316,500	353,500	407,000
7	115,900	152,200	177,400	212,000	228,300	247,900	266,600	287,700	327,700	365,200	421,000
8	120,000	157,200	184,200	219,600	235,900	256,500	275,500	297,000	338,700	377,000	434,900
9	123,600	161,700	189,900	226,900	243,500	265,200	284,400	306,300	349,700	388,700	448,700
10	126,900	165,800	195,500	234,100	251,100	274,000	293,300	315,500	360,300	399,900	462,200
11	129,700	169,900	201,000	241,300	258,700	282,800	302,200	324,700	370,600	409,200	472,700
12	132,600	173,900	206,300	248,500	266,100	291,600	310,800	333,800	380,600	418,200	479,300
13	135,000	177,900	211,600	255,300	273,000	300,300	318,900	342,400	389,500	425,700	485,700
14	137,400	180,800	216,400	262,100	279,900	308,400	326,000	350,900	396,300	432,600	491,700
15	139,600	183,700	221,000	268,100	285,600	315,900	332,600	357,900	402,900	437,200	496,500
16	141,200	186,500	225,600	273,900	290,800	322,000	338,200	364,300	407,400		
17		189,300	229,800	278,200	295,600	327,700	343,300	368,600	411,900		
18		191,800	233,300	281,900	299,400	331,700	347,700	372,600	416,200		
19		193,800	236,500	285,500	303,100	335,600	351,700	376,600			
20			239,000	288,200	306,200	339,500	355,600	380,500			
21				241,500	290,800	309,200	343,300	359,400	384,300		
22					243,900	293,400	312,100	347,100	363,100		
23						246,300	296,000	315,100	350,800		
24							248,600	298,600	318,100	354,400	
25								250,900	301,100	320,900	
26									253,200	303,600	323,700
27										255,400	306,000
28											308,400

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

口 行政職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 備	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	85,200	118,400	134,000	151,500	175,200	199,700
2	87,800	123,500	139,800	157,500	181,200	206,200
3	90,400	128,700	145,600	163,400	187,200	212,700
4	93,000	134,000	151,500	169,300	193,200	219,700
5	95,600	139,300	157,400	175,200	199,300	226,800
6	98,500	144,500	163,300	181,000	205,400	234,100
7	101,800	149,600	168,900	186,400	211,200	241,400
8	105,200	154,600	174,400	191,500	216,500	248,700
9	109,000	159,600	179,900	196,600	221,700	256,100
10	113,400	164,400	185,200	201,700	226,900	263,500
11	118,400	169,200	190,000	206,600	232,100	270,800
12	123,500	173,700	194,800	211,300	237,300	278,000
13	128,600	178,200	199,500	216,000	242,400	285,100
14	133,600	182,400	204,100	220,700	247,400	291,300
15	138,400	186,400	208,600	225,400	252,300	297,400
16	142,900	190,100	213,100	230,100	257,100	303,400
17	147,000	193,700	217,600	234,300	261,800	309,400
18	151,100	197,200	222,100	238,100	266,300	314,700
19	154,700	200,700	226,400	241,400	270,400	319,700
20	157,600	203,200	230,300	244,700	274,300	324,100
21	160,400	205,400	233,400	247,700	278,000	328,400
22	163,200	207,500	236,000	250,600	281,600	332,500
23	165,900	209,500	238,400	253,500	284,100	335,900
24	168,400	211,600	240,700	256,200	286,500	
25	170,600	213,600	242,800	258,800	288,900	
26	172,700	215,600	245,000	261,300		
27	174,800	217,600	247,100	263,600		
28	176,800	219,600	249,200	265,800		
29	178,700	221,500	251,300			
30	180,500		253,400			
31	182,300		255,400			
32	184,100					

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 債	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	俸給月額						
1	108,200	166,200	198,700	233,300	261,400	294,700	336,500
2	112,200	173,800	207,000	242,100	272,300	306,400	350,600
3	116,400	181,400	215,400	251,100	283,200	318,200	364,700
4	122,200	189,400	223,900	260,200	294,200	329,900	378,800
5	128,600	197,400	232,400	269,400	305,400	341,700	392,900
6	135,800	205,300	240,900	278,600	316,500	353,500	407,000
7	142,900	213,300	249,500	287,900	327,700	365,200	421,000
8	150,000	221,100	258,300	297,100	338,700	377,000	434,900
9	157,100	228,700	267,100	306,300	349,700	388,700	448,700
10	164,300	236,200	275,900	315,500	360,300	399,900	462,200
11	171,300	243,800	284,700	324,700	370,600	409,200	472,700
12	178,100	251,300	293,500	333,800	380,600	418,200	479,300
13	184,800	258,800	302,300	342,400	389,500	425,700	485,700
14	190,400	266,100	310,900	350,900	396,300	432,600	491,700
15	195,900	273,000	319,000	357,900	402,900	437,200	496,500
16	201,300	279,400	326,000	364,300	407,400		
17	206,500	284,400	332,600	368,600	411,900		
18	211,700	288,300	336,600	372,600	416,200		
19	216,400	292,000	340,500	376,600			
20	221,000	295,100	344,400	380,500			
21	225,600	298,100	348,200	384,300			
22	229,800	300,800	352,000				
23	233,300	303,400	355,800				
24	236,500	306,000	359,400				
25	239,000						

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
号 備	俸給月額										
1	105,200	131,400	155,700	188,600	205,300	222,700	239,400	257,600	285,100	316,800	350,700
2	109,200	138,100	163,000	196,900	213,500	231,000	248,500	266,700	294,400	327,900	361,900
3	113,600	144,900	170,500	205,200	221,800	239,300	257,600	275,900	304,100	339,000	373,200
4	118,400	152,300	177,700	213,300	230,100	248,400	266,700	285,100	313,700	349,800	384,400
5	123,400	158,200	184,800	221,500	238,300	257,500	275,800	294,400	323,200	360,400	395,700
6	128,300	162,800	191,700	229,700	246,400	266,600	284,900	303,800	332,700	369,900	407,000
7	132,500	167,100	198,200	237,600	254,500	275,600	294,100	313,200	342,100	379,300	421,000
8	135,300	170,700	203,700	245,200	262,600	284,700	303,300	322,700	351,500	388,500	434,900
9	137,900	174,300	209,000	252,800	270,500	293,800	312,500	332,200	360,800	397,600	448,700
10	140,400	177,800	214,100	260,300	278,200	302,900	321,700	341,600	370,100	406,600	462,200
11	142,400	181,300	219,100	267,700	284,800	312,000	330,800	351,000	379,000	415,600	472,700
12	144,400	184,500	224,000	274,900	290,800	321,100	339,900	360,300	387,900	424,600	479,300
13	146,300	187,600	228,200	280,300	296,700	330,100	349,000	369,300	396,800	433,400	485,700
14	147,900	190,600	232,000	284,800	302,600	339,100	356,200	378,200	405,200	441,100	491,700
15	192,700	235,400	289,100	307,800	347,800	363,100	386,200	413,500	445,500	496,500	
16		238,700	293,200	312,900	354,000	369,500	393,300	417,900			
17		240,900	296,500	317,500	359,900	374,800	397,700	422,100			
18			299,800	321,300	365,100	379,700	401,700	426,200			
19			302,400	324,900	369,100	383,700	405,700				
20			305,000	328,300	373,000	387,500	409,600				
21			307,500	331,100	376,800	391,300	413,400				
22			309,900		380,500	395,000					
23			312,300		384,200						
24					387,800						

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に從事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職務の級 号 備	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	109,700	118,800	134,100	173,100	205,800	222,700	239,400	257,600	285,100	316,800	350,700
2	114,100	123,400	141,900	181,000	214,000	231,000	248,500	266,700	294,400	327,900	361,900
3	118,600	128,000	149,700	189,200	222,300	239,300	257,600	275,900	304,100	339,000	373,200
4	123,200	133,800	157,600	197,400	230,600	248,400	266,700	285,100	313,700	349,800	384,400
5	127,800	141,400	165,400	205,700	238,800	257,500	275,800	294,400	323,200	360,400	395,700
6	133,400	149,000	172,700	213,900	246,900	266,600	284,900	303,800	332,700	369,900	407,000
7	140,600	156,500	179,900	222,200	255,000	275,600	294,100	313,200	342,100	379,300	421,000
8	147,900	163,800	187,100	230,300	263,100	284,700	303,300	322,700	351,500	388,500	434,900
9	155,200	170,600	194,400	238,400	271,000	293,800	312,500	332,200	360,800	397,600	448,700
10	162,400	177,400	201,700	246,100	278,800	302,900	321,700	341,600	370,100	406,600	462,200
11	169,000	184,300	208,800	253,700	286,600	312,000	330,800	351,000	379,000	415,600	472,700
12	175,800	191,200	216,000	261,200	294,300	321,100	339,900	360,300	387,900	424,600	479,300
13	182,600	198,200	223,200	268,500	302,000	330,100	349,000	369,300	396,800	433,400	485,700
14	189,500	205,300	230,100	275,700	309,600	339,100	356,200	378,200	405,200	441,100	491,700
15	196,300	212,300	237,000	282,900	317,200	347,800	363,100	386,200	413,500	445,500	496,500
16	203,100	219,200	243,900	290,000	324,300	354,000	369,500	393,300	417,900		
17	209,600	225,600	250,800	297,000	331,200	359,900	374,800	397,700	422,100		
18	215,500	231,900	257,800	304,000	337,400	365,100	379,700	401,700	426,200		
19	221,300	238,200	264,800	310,600	343,000	369,100	383,700	405,700			
20	227,100	244,500	271,900	316,800	347,100	373,000	387,500	409,600			
21	233,000	250,600	279,000	323,000	350,600	376,800	391,300	413,400			
22	238,800	256,900	286,000	329,100	354,100	380,500	395,000				
23	244,700	263,200	293,000	334,600	357,500	384,200					
24	250,500	269,400	299,600	338,200	360,800	387,800					
25	256,200	275,600	305,800	341,400	364,100						
26	261,900	281,600	312,000	344,600	367,300						
27	267,300	287,300	318,100	347,800							
28	272,600	293,000	323,500	350,900							
29	276,700	297,900	327,100	354,000							
30	280,700	302,500	330,300	357,000							
31	284,700	307,000	333,500								
32	288,700	309,900	336,600								
33	291,300	312,800	339,600								
34		315,600	342,600								
35		318,400	345,500								
36		321,100									

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

口 公安職俸給表(二)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
号 備	俸給月額										
1	105,200	131,400	155,700	188,600	205,300	222,700	239,400	257,600	285,100	316,800	350,700
2	109,200	138,100	163,000	196,900	213,500	231,000	248,500	266,700	294,400	327,900	361,900
3	113,800	144,900	170,500	205,200	221,800	239,300	257,600	275,900	304,100	339,000	373,200
4	118,900	152,300	177,700	213,300	230,100	248,400	266,700	285,100	313,700	349,800	384,400
5	124,300	158,200	184,800	221,500	238,300	257,500	275,800	294,400	323,200	360,400	395,700
6	129,800	163,600	191,700	229,700	246,400	266,600	284,900	303,800	332,700	369,900	407,000
7	134,600	168,800	198,200	237,600	254,500	275,600	294,100	313,200	342,100	379,300	421,000
8	139,200	174,000	204,200	245,200	262,600	284,700	303,300	322,700	351,500	388,500	434,900
9	143,400	179,000	210,100	252,800	270,500	293,800	312,500	332,200	360,800	397,600	448,700
10	147,400	183,700	215,900	260,300	278,200	302,900	321,700	341,600	370,100	406,600	462,200
11	151,300	188,300	221,500	267,700	285,300	312,000	330,800	351,000	379,000	415,600	472,700
12	155,300	192,900	226,700	274,900	292,000	321,100	339,900	360,300	387,900	424,600	479,300
13	159,200	197,500	231,900	281,100	298,500	330,100	349,000	369,300	396,800	433,400	485,700
14	162,900	202,100	237,100	286,500	304,800	339,100	356,200	378,200	405,200	441,100	491,700
15	166,600	206,300	242,300	291,600	310,100	347,800	363,100	386,200	413,500	445,500	496,500
16	170,200	210,200	246,800	296,500	315,300	354,000	369,500	393,300	417,900		
17	173,400	213,700	251,200	300,100	319,900	359,900	374,800	397,700	422,100		
18	176,400	217,100	255,200	303,400	323,700	365,100	379,700	401,700	426,200		
19	179,200	219,200	258,600	306,100	327,500	369,100	383,700	405,700			
20	181,900		261,000	308,700	331,000	373,000	387,500	409,600			
21	183,900		263,400	311,200	333,900	376,800	391,300	413,400			
22			265,800	313,700	336,700	380,500	395,000				
23			268,100	316,200		384,200					
24			270,500	318,600		387,800					
25			272,800								
26			275,000								

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職務の級 号 備	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額	7 級 俸 給 月 額
1	112,000	144,900	187,500	226,200	256,400	288,400	361,200
2	117,400	152,600	196,400	236,300	266,600	300,200	373,500
3	124,000	160,800	205,600	246,300	276,700	312,100	385,800
4	130,600	169,100	214,800	256,300	286,800	324,000	397,700
5	137,300	177,400	224,000	266,200	296,700	335,600	409,500
6	144,100	185,100	232,900	275,800	306,400	347,000	421,100
7	150,700	192,100	241,400	285,300	315,900	358,400	432,600
8	157,300	199,000	249,600	294,400	325,100	369,600	442,900
9	163,700	205,900	257,500	303,000	334,200	380,600	452,600
10	169,700	212,600	265,000	311,100	343,200	390,800	460,600
11	173,900	218,700	272,400	319,200	352,100	400,700	468,200
12	177,900	224,100	279,500	327,300	360,600	410,500	475,700
13	181,700	229,600	286,500	335,400	368,700	419,300	482,000
14	185,500	234,900	293,400	343,300	376,700	427,200	487,600
15	188,700	239,900	300,200	350,600	383,300	434,300	492,200
16	191,800	244,400	307,000	357,600	389,000	441,000	
17	194,900	248,900	313,400	364,600	394,400	447,000	
18	198,000	252,200	319,400	369,700	399,400	451,400	
19	200,100		323,100	373,900	404,300	455,700	
20			326,800	377,900	408,800	459,900	
21			330,300	381,900	412,800	464,000	
22			333,800	385,800	416,700		
23			337,200	389,600			
24				393,400			
25				397,100			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

口 海事職俸給表(二)

職務の級 号 備	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	97,000	119,100	146,900	172,700	201,300	229,500
2	99,500	124,000	153,000	179,700	208,500	236,600
3	102,300	129,500	159,200	186,800	215,700	243,800
4	105,800	135,200	165,700	194,000	222,400	250,900
5	109,800	140,800	172,600	201,100	228,700	258,200
6	114,100	146,500	179,600	208,200	234,700	265,700
7	118,800	152,300	186,700	214,900	240,600	273,200
8	123,700	158,100	193,800	220,700	246,200	280,700
9	128,700	164,000	200,800	226,500	251,700	288,300
10	134,400	169,900	207,800	232,100	257,200	295,900
11	140,000	175,900	214,300	237,600	262,700	303,500
12	145,600	181,800	219,900	242,700	268,200	311,000
13	151,200	187,300	225,400	247,600	273,800	318,600
14	156,700	192,800	230,900	252,400	279,100	325,600
15	161,700	198,200	236,000	257,000	284,500	331,900
16	166,600	203,400	240,900	261,400	289,600	338,100
17	171,400	208,400	245,400	265,300	294,100	344,200
18	176,100	213,100	249,900	269,000	298,300	349,700
19	180,700	217,800	254,100	272,700	301,500	355,000
20	184,700	221,900	257,900	276,000	304,600	359,900
21	187,600	225,400	261,100	279,000	307,800	364,500
22	190,300	228,500	264,000	282,000	310,900	368,900
23	192,300	231,300	266,800	284,600	313,900	372,600
24		233,900	269,100	287,100	316,900	
25		236,100	271,500	289,700	319,800	
26		238,300	273,800	292,200		
27		240,500	276,100			
28		242,600	278,300			
29			280,600			
30			282,800			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職務の級 号 備	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
1	111,600	137,200	188,600	219,700	281,700
2	116,500	145,700	197,100	229,400	292,400
3	121,700	154,100	205,700	239,100	303,100
4	128,200	162,700	214,500	249,000	313,800
5	134,800	171,300	223,500	259,000	324,600
6	142,100	179,900	232,600	268,900	335,400
7	149,400	188,500	241,700	278,900	346,300
8	157,100	197,000	250,800	288,800	357,200
9	165,000	205,500	259,900	298,600	368,000
10	173,100	213,900	268,900	308,300	378,800
11	181,100	222,300	277,600	317,500	389,600
12	188,700	230,500	286,300	325,900	400,400
13	195,800	238,600	294,900	334,100	411,200
14	202,600	245,700	303,500	342,200	422,100
15	208,900	252,700	311,700	350,000	433,000
16	215,100	259,000	319,600	357,800	443,600
17	221,000	265,100	327,500	365,400	453,000
18	226,800	271,200	335,000	373,000	462,300
19	232,500	277,200	342,500	380,200	471,500
20	237,900	283,100	350,000	386,800	480,100
21	243,100	288,900	357,200	393,400	487,900
22	248,300	294,600	364,300	400,000	493,800
23	253,300	300,000	370,700	405,800	498,800
24	258,100	305,400	376,500	411,500	503,600
25	261,900	310,800	380,600	416,700	
26	265,700	315,300	384,100	420,300	
27	269,300	319,000	387,400	423,900	
28	272,800	322,300	390,700	427,400	
29	275,400	325,500	393,900		
30	277,900	328,600			
31	280,400	331,700			
32	282,800	334,800			
33	285,200	337,800			

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

口 教育職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 備	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	103,500	128,900	241,200	327,500
2	107,200	136,400	250,000	336,800
3	111,500	143,900	258,800	346,100
4	116,000	151,300	267,600	355,400
5	121,200	158,600	276,400	364,700
6	127,100	165,900	285,200	374,000
7	133,700	173,300	294,000	383,300
8	140,700	180,700	302,900	392,500
9	147,800	188,000	311,800	401,700
10	154,900	195,300	320,600	410,800
11	161,900	203,000	329,400	419,600
12	168,900	211,500	338,200	427,900
13	175,900	220,100	346,700	435,400
14	182,700	228,700	355,100	442,800
15	189,600	237,300	363,400	447,400
16	196,400	245,800	371,600	
17	203,200	254,300	379,800	
18	209,900	262,700	388,000	
19	216,600	271,100	396,200	
20	222,500	279,500	403,500	
21	228,400	287,900	410,600	
22	234,000	296,200	417,500	
23	239,400	304,600	424,200	
24	244,700	312,900	428,400	
25	249,900	320,500		
26	255,000	327,900		
27	259,900	335,100		
28	264,500	342,400		
29	269,000	349,600		
30	272,500	355,800		
31	275,800	361,800		
32	279,100	366,900		
33	282,100	371,400		
34	284,500	375,800		
35	286,800	380,200		
36	289,100	383,200		
37	291,300			
38	293,500			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の級 号 備	1 級	2 級	3 級	4 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	103,500	111,500	205,700	324,000
2	107,200	117,100	214,600	332,300
3	111,500	122,800	223,500	340,600
4	116,000	128,900	232,400	348,800
5	121,200	136,400	241,200	357,100
6	127,100	143,900	250,000	365,300
7	133,700	151,300	258,800	373,500
8	140,700	158,600	267,600	381,500
9	147,700	165,900	276,400	388,700
10	154,700	173,300	285,100	396,000
11	161,400	180,700	293,700	402,500
12	168,100	188,000	301,700	409,000
13	174,500	195,300	309,600	414,200
14	180,800	203,000	317,400	419,300
15	186,900	211,500	325,200	423,400
16	192,900	220,100	332,900	
17	198,800	228,700	340,400	
18	204,400	237,300	348,000	
19	210,000	245,800	355,500	
20	215,300	254,300	362,900	
21	220,400	262,700	369,700	
22	225,200	271,000	376,000	
23	229,700	279,300	381,600	
24	234,000	287,600	386,400	
25	237,400	295,200	390,400	
26	240,800	302,600	393,600	
27	243,700	309,900	396,700	
28	246,300	316,800	399,700	
29	248,800	323,400		
30	251,100	329,600		
31	253,300	335,700		
32	255,400	341,600		
33	257,500	346,900		
34		352,200		
35		356,900		
36		360,900		
37		364,800		
38		368,600		
39		371,200		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

二 教育職俸給表四

職務の級 号 債	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
1	115,900	146,800	188,600	239,100	367,900
2	122,700	154,700	197,100	249,000	378,700
3	129,900	163,000	205,700	259,000	389,500
4	137,200	171,500	214,500	268,900	400,300
5	144,800	180,000	223,500	278,900	411,100
6	152,400	188,500	232,600	288,800	422,000
7	160,100	197,000	241,900	298,600	432,900
8	167,900	205,500	251,400	308,300	443,600
9	175,800	213,900	261,200	317,500	453,000
10	183,700	222,400	271,000	326,500	462,300
11	191,100	230,900	280,800	335,400	471,500
12	198,500	239,600	290,600	346,300	480,100
13	205,600	248,400	300,300	357,200	487,900
14	212,300	257,200	309,500	368,000	493,900
15	219,000	265,900	318,300	378,800	498,900
16	225,400	274,500	326,900	389,600	503,700
17	231,500	282,600	335,300	400,400	
18	237,500	290,500	343,600	411,200	
19	243,100	298,200	351,500	422,100	
20	248,600	305,900	359,100	431,600	
21	253,800	313,600	366,500	438,000	
22	258,900	321,100	373,900	444,200	
23	264,000	328,600	380,500	450,200	
24	268,600	335,900	387,000	456,200	
25	272,900	343,100	393,200	461,500	
26	277,000	350,000	398,500	466,000	
27	280,100	356,800	403,700	470,300	
28	283,100	363,300	407,500		
29	286,100	369,600	411,100		
30	289,100	375,000	414,600		
31	292,000	380,200			
32		385,400			
33		388,800			
34		392,200			
35		395,500			

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 備	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	95,000	121,100	195,100	232,500	270,700
2	97,900	128,000	204,400	241,900	281,700
3	101,100	135,800	213,700	251,300	292,700
4	104,300	143,600	223,100	260,700	304,000
5	108,200	151,500	232,400	270,100	315,500
6	113,100	159,400	241,700	279,500	327,500
7	118,200	167,300	250,800	288,700	339,600
8	123,600	175,200	259,900	297,800	351,800
9	130,400	183,100	268,900	306,600	364,000
10	137,300	191,000	277,700	315,200	376,100
11	144,500	198,800	285,700	323,700	388,100
12	151,700	206,600	293,500	332,100	400,100
13	159,100	214,400	301,000	340,400	411,800
14	166,500	221,700	307,600	348,700	423,500
15	173,600	229,000	313,800	356,900	435,100
16	180,700	236,100	319,900	365,100	446,700
17	187,600	242,500	325,900	373,300	458,300
18	194,300	248,900	331,800	381,400	468,100
19	200,000	255,300	337,600	389,500	475,400
20	205,400	261,700	343,000	396,300	481,700
21	210,800	268,000	348,200	402,900	487,000
22	216,100	274,200	353,000	407,600	492,300
23	221,200	280,400	357,500	412,200	496,500
24	226,300	285,300	361,400	416,200	
25	230,900	290,000	365,000		
26	234,700	293,700	368,600		
27	238,300	297,100	372,100		
28	241,100	300,500			
29	243,800	303,900			
30	246,400	307,200			
31	249,000	310,400			
32	251,500				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職務の級 号 債	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
1	166,600	229,300	262,800	341,800
2	176,100	240,400	274,100	352,900
3	185,700	251,500	285,500	364,000
4	196,700	262,800	296,800	375,000
5	207,600	274,000	308,000	386,000
6	218,500	285,200	319,300	396,600
7	229,300	296,400	330,500	407,100
8	240,200	307,500	341,800	417,200
9	250,800	318,600	352,800	427,200
10	261,200	329,600	363,900	437,200
11	270,000	339,100	374,900	447,200
12	278,400	348,300	385,200	457,200
13	286,700	357,200	395,200	467,100
14	294,900	365,800	405,100	477,000
15	303,100	374,300	414,900	485,700
16	311,200	382,800	424,400	493,900
17	319,300	391,300	433,600	501,500
18	326,300	399,800	442,800	507,700
19	331,100	406,400	452,100	512,700
20	335,600	412,600	459,000	517,500
21	338,700	418,400	465,800	
22		422,500	470,400	
23		426,500	474,900	
24		430,300	479,300	
25		434,100	483,700	
26		437,800	488,000	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

口 医療職俸給表(二)

職務の級 号 債	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額
1	円 97,900	円 119,900	円 152,500	円 174,400	円 206,000	円 241,600	円 270,900	円 329,400
2	101,200	125,400	159,700	182,000	214,600	250,600	282,100	341,300
3	104,700	132,000	167,000	189,600	223,300	259,700	293,400	353,400
4	109,100	138,500	174,300	197,300	232,000	269,000	304,600	365,600
5	113,600	145,100	181,800	205,100	240,700	278,300	315,900	377,900
6	118,400	151,600	189,300	213,000	249,400	287,700	327,100	390,100
7	123,900	158,300	196,900	220,900	258,100	297,000	338,300	402,200
8	130,300	164,900	204,500	228,800	266,800	306,300	349,400	414,300
9	136,700	171,600	212,300	236,500	275,500	315,500	360,300	426,300
10	142,500	178,100	220,000	244,200	284,300	324,700	370,600	438,200
11	147,500	184,600	227,400	251,800	293,000	333,800	380,600	445,400
12	152,600	190,300	234,500	259,300	301,400	342,400	389,500	451,700
13	157,500	195,900	241,600	266,800	309,400	350,900	396,300	457,700
14	161,800	201,500	248,700	273,900	316,900	357,900	402,900	463,300
15	166,000	206,900	255,600	281,000	323,000	364,300	409,500	468,700
16	170,100	212,200	262,400	286,800	329,100	368,600	413,900	473,200
17	174,100	217,100	268,800	292,000	334,400	372,600	418,200	
18	178,100	221,700	274,900	297,200	339,300	376,600		
19	181,000	226,300	279,500	301,100	343,200	380,500		
20	183,900	230,500	283,400	304,800	347,100	384,300		
21	186,500	233,800	287,200	308,300	350,800			
22	188,600	236,300	290,000	311,600	354,500			
23	190,600	238,700	292,600	314,600	358,100			
24		241,000	295,200	317,400				
25		243,200	297,700					
26		245,400	300,200					
27			302,600					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の級 号 備	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額
1	102,700	118,000	158,500	178,100	206,600	236,800
2	106,400	123,500	164,700	184,900	214,000	245,100
3	110,300	128,900	171,400	191,600	221,500	253,600
4	114,200	134,900	178,000	198,400	229,000	262,400
5	118,000	140,800	184,700	205,100	236,400	271,400
6	123,500	146,700	191,300	212,000	243,600	280,400
7	128,800	152,500	197,900	218,800	250,800	289,400
8	134,700	158,300	204,400	225,700	258,000	298,400
9	140,600	164,000	211,000	232,500	265,000	307,400
10	146,300	169,700	217,500	239,200	272,100	316,400
11	151,900	175,400	224,000	245,900	279,100	325,300
12	157,400	181,000	230,500	252,500	286,200	334,100
13	162,700	186,500	236,900	259,100	293,300	342,900
14	167,900	191,900	243,400	265,700	300,300	351,300
15	173,000	197,200	249,900	272,200	307,400	359,500
16	178,100	202,500	256,200	278,500	314,400	367,100
17	183,000	207,700	262,500	284,900	321,100	374,700
18	187,800	212,700	268,700	291,100	327,000	381,600
19	192,500	217,700	274,700	297,300	331,600	387,800
20	197,200	222,800	280,600	302,700	335,900	391,900
21	201,700	227,800	286,500	307,700	340,200	395,700
22	206,100	232,700	292,100	312,500	343,700	399,400
23	210,300	237,600	296,700	316,200	347,000	
24	214,000	242,500	301,100	319,700	349,700	
25	217,600	247,400	305,300	323,000		
26	220,800	252,300	308,600	325,800		
27	224,000	256,600	311,700	328,600		
28	227,000	260,700	314,400	331,200		
29	229,400	264,700	317,000			
30	231,800	267,300	319,500			
31	234,100	269,700	322,000			
32	236,300	272,200				
33		274,600				

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

号	俸	俸 給 月 額
1		円 461,000
2		508,000
3		566,000
4		626,000
5		675,000
6		726,000
7		789,000
8		850,000
9		911,000
10		970,000
11		1,027,000
12		1,049,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、
(施行期日)

2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定第十九条の二第一項及び第二項の改正規定は昭和六十一年一月一日から施行する。

を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の一 般職の職員の給与等に関する法律(以下

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

第四条第二項中「二万四千八百円」を「二万五千四百円」に、「四万四千二百円」を「四万五千二百円」に改める。

を「一〇三、一〇〇円」に改める。

特別職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）の規定（附則第五項の規定を除く。）は、昭和六十一年四月一日から適用する。

2 旧国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法（昭和五十七年法律第三十六号）

〔改正後の法〕という。)の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。
(最高号俸を超える俸給月額の切替え等)

6
(旧号俸等の基礎)
前二項の規定の適用については、職員が属して
いた職務の級及びその者が受けていた号俸又
は俸給月額は、改正前の法又は昭和五十四年改
正法附則第七項及びこれらに基づく人事院規則
の規定に従つて定められたものでなければなら
ない。
(給与の内扱)

7 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内訳と

（人事院規則への委任）
なす。

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改 三二二

正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の一部を
改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百二万五千円」を「百四万九千円」に改め、同条第三項中「百二十五万八千円」を

も、同様とする。
(切替日前の異動者の号俸等の調整)

別表第一 参事官等俸給表(第四条—第六条関係)

職務の級 号 債	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 債	指 定 職
	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額		俸 級 月 額
1	181,800	256,100	287,600	324,200	370,200	1	461,000
2	190,100	265,800	299,600	337,100	385,700	2	508,000
3	198,600	275,700	311,600	350,000	401,200	3	566,000
4	207,400	285,700	323,700	362,900	416,800	4	626,000
5	217,500	295,900	335,900	375,900	432,300	5	675,000
6	226,600	306,200	348,200	388,900	447,800	6	726,000
7	236,000	316,500	360,500	401,900	463,200	7	789,000
8	245,300	326,800	372,600	414,800	478,500	8	850,000
9	254,800	337,000	384,700	427,600	493,700	9	911,000
10	264,300	347,100	396,400	440,000	508,500	10	970,000
11	273,800	357,200	407,700	450,200	520,100	11	1,027,000
12	283,500	367,200	418,700	460,100	527,300		
13	293,300	376,700	428,500	468,400	534,400		
14	303,100	386,100	436,000	475,900	540,900		
15	312,900	393,800	443,300	480,900	546,200		
16	322,700	400,800	448,200				
17	332,500	405,500	453,000				
18	341,900	409,900					
19	350,900	414,200					
20	358,700						
21	365,900						
22	372,100						
23	377,700						
24	382,500						
25	386,700						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二　自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十八条の三關係)

備考(一) 統合幕僚會議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸將、海將又は空將であるものについては、この表の規定にかかるわらず、陸將補、海將補及び空將補の二階級に定める額の

俸給を支給するものとし、陸海軍の正副官員は、各級の官職に准ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。この表の(1)等陸佐、(2)等海佐及び(3)等空佐の正副官員は、各級の官職に准ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。この表の(1)等陸佐、(2)等海佐及び(3)等空佐の正副官員は、各級の官職に准ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

請願者 岡山市天神町二ノ一七 岸本静雄
外十名

紹介議員 加藤 武徳君

國家の平和と安全を守るために防衛力の整備とともに、外交及び防衛上等の秘密保護のための法制上の整備が重要である。ところが、我が国には昭和二十二年の刑法一部改正において、いわゆるスパイ罪が削除されたことにより、駐留米軍や公務員の守秘義務があるにすぎない。そのことが我が国の平和と安全を守る上において致命的ともいえる大きな欠陥となつてゐる。ついては、日本の平和と安全を守り、かつ国民の生命と財産を守るために今国会でスパイ防止のための法律を制定されたい。

第四七〇号 昭和六十一年十一月五日受理

台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願

請願者

大坂府豊中市新千里南町二ノ一八
ノ三 宮川定吉 外二十名

紹介議員 堀江 正夫君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四九七号 昭和六十一年十一月六日受理

台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願

請願者

東京都世田谷区成城四ノ六ノ一五
辰巳栄一 外六十一名

紹介議員 堀江 正夫君

この請願の趣旨は、第一〇三号と同じである。

第五二四号 昭和六十一年十一月七日受理

国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願

請願者

大阪市城東区野江一ノ一三ノ三
九〇三 鶴澤種二 外千八百一名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第五二五号 昭和六十一年十一月七日受理

国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願

請願者

青森市石江富田六六ノ一五
三浦

この請願の趣旨は、第一〇三号と同じである。

十一月二十一日本委員会に左の案件が付託され

た。
一、国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願(第五二三号)(第五二四号)(第五二五号)(第五二六号)(第五二七号)(第五二八号)

(第五二九号)(第五三〇号)(第五三一号)(第五三二号)(第五三三号)(第五三四号)(第五三五号)(第五三六号)(第五三七号)(第五三八号)

一、台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(第五六五号)(第六二三号)

一、国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願(第六六八〇号)(第六八一號)(第六八二号)(第六八三号)(第六八四号)(第六八五号)

一、台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(第六八六号)(第六八七号)(第六八八号)(第六八九号)(第六九〇号)(第六九一號)(第六九二号)(第六九三号)(第六九四号)(第六九五号)

一、台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(第六九六号)

一、台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(第六九七号)(第七〇六号)

一、台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(第六九八号)(第七〇五号)(第七〇六号)

一、台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(第六九九号)(第七〇〇号)(第七〇一号)

一、台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(第七〇二号)(第七〇三号)(第七〇四号)

一、台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(第七〇五号)(第七〇六号)

一、台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(第七〇七号)(第七〇八号)

一、台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(第七〇九号)(第七一〇号)

一、台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(第七一一号)(第七一二号)

一、台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(第七一三号)(第七一四号)

一、台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(第七一五号)(第七一六号)

一、台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(第七一七号)(第七一八号)

一、台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(第七一九号)(第七二〇号)

一、台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(第七二一号)(第七二二号)

一、台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(第七二三号)(第七二四号)

一、台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(第七二五号)(第七二六号)

一、台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(第七二七号)(第七二八号)

一、台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(第七二九号)(第七三〇号)

一、台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(第七三一号)(第七三二号)

紹介議員 和子 外千八百一名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

紹介議員 秋田県湯沢市関口寺沢二八三ノ二
後三二ノ一 阿部誠司 外千八百

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第五三一号 昭和六十一年十一月七日受理
国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願
請願者 福島県双葉郡猪葉町萩平三四 松本吉郎 外千八百一名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

<p>白井恒男 外千八百一名</p> <p>紹介議員 山中 郁子君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。</p> <p>第五三七号 昭和六十一年十一月七日受理 国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願 請願者 德島市庄町一ノ七七 間嶋時夫 外千八百一名</p> <p>紹介議員 吉岡 吉典君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。</p> <p>第五三八号 昭和六十一年十一月七日受理 国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願 請願者 広島県豊田郡木江町甲一四六ノ四 土井久志 外千八百一名</p> <p>紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。</p> <p>第五六五号 昭和六十一年十一月八日受理 台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願 請願者 北九州市八幡東区日の出三ノ一四 ノ二二 安部末彦 外二十名</p> <p>紹介議員 板垣 正君 この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。</p> <p>第六二二号 昭和六十一年十一月十一日受理 台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願 請願者 横浜市戸塚区名瀬町二、一三五ノ 六 松倉眞一 外二十二名</p> <p>紹介議員 堀江 正夫君 この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。</p> <p>第六八〇号 昭和六十一年十一月十二日受理 国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願 請願者 福岡県柏屋郡宇美町四王寺坂一五 ノ三、溝口政男 外四百五十四名</p> <p>紹介議員 謙山 博君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。</p>	<p>一、五三九 上田啓介 外四百五 十四名</p> <p>紹介議員 近藤 忠孝君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。</p> <p>第六八一号 昭和六十一年十一月十二日受理 国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願 請願者 三重県松阪市小片野町一、〇四六 中山勘四郎 外四百五十四名</p> <p>紹介議員 市川 正一君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。</p> <p>第六八二号 昭和六十一年十一月十二日受理 国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願 請願者 東京都練馬区上石神井四ノ七ノ二 八 加藤弘 外四百五十四名</p> <p>紹介議員 上田耕一郎君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。</p> <p>第六八三号 昭和六十一年十一月十二日受理 国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願 請願者 青森市青柳一ノ八ノ一三全日自労 建設一般労働組合内 工藤勝三 外四百五十四名</p> <p>紹介議員 小笠原貞子君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。</p> <p>第六八四号 昭和六十一年十一月十二日受理 国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願 請願者 福岡県鞍手郡鞍手町八尋 山田松 雄 外四百五十四名</p> <p>紹介議員 下田 京子君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。</p> <p>第六八五号 昭和六十一年十一月十二日受理 国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願 請願者 福岡県鞍手郡鞍手町八尋 山田松 雄 外四百五十四名</p> <p>紹介議員 島隆一 外四百五十四名</p> <p>第六八九号 昭和六十一年十一月十二日受理 国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願 請願者 栃木県宇都宮市海道町三五五 萩 島隆一 外四百五十四名</p> <p>紹介議員 立木 洋君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。</p> <p>第六九〇号 昭和六十一年十一月十二日受理 国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願 請願者 東京都大田区矢口二ノ二一ノ一五 ノ八〇七 初田三代子 外四百五 十四名</p> <p>紹介議員 吉岡 春子君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。</p> <p>第六九五号 昭和六十一年十一月十二日受理 国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願 請願者 神奈川県横須賀市佐野町五ノ一 一 鈴木正一 外四百五十四名</p> <p>紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。</p> <p>第六九六号 昭和六十一年十一月十二日受理 台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願 請願者 東京都新宿区四谷四ノ三一 中島 精司 外十五名</p> <p>紹介議員 田辺 哲夫君 この請願の趣旨は、第一〇三号と同じである。</p> <p>第六九一号 昭和六十一年十一月十二日受理 国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願 請願者 福岡県行橋市金屋 大池キミ子 外四百五十四名</p> <p>紹介議員 橋本 敦君 この請願の趣旨は、第一〇三号と同じである。</p>
<p>第六九二号 昭和六十一年十一月十二日受理 国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願 請願者 東京都八王子市台町三ノ二九ノ一 二 渡辺ひろみ 外四百五十四名</p> <p>紹介議員 宮本 顯治君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。</p> <p>第六九三号 昭和六十一年十一月十二日受理 国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願 請願者 横浜市戸塚区飯島町二、五二〇 九 菅沼フク 外四百五十四名</p> <p>紹介議員 山中 郁子君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。</p> <p>第六九四号 昭和六十一年十一月十二日受理 国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願 請願者 山中 郁子君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。</p> <p>第六九五号 昭和六十一年十一月十二日受理 国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願 請願者 横浜市港南区日野町二、二九三 九 中野哲子 外四百五十四 二八六 中野哲子 外四百五十四 名</p> <p>紹介議員 吉岡 春子君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。</p> <p>第六九六号 昭和六十一年十一月十二日受理 国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願 請願者 神奈川県横須賀市佐野町五ノ一 一 鈴木正一 外四百五十四名</p> <p>紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。</p> <p>第六九七号 昭和六十一年十一月十二日受理 国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願 請願者 東京都新宿区四谷四ノ三一 中島 精司 外十五名</p> <p>紹介議員 田辺 哲夫君 この請願の趣旨は、第一〇三号と同じである。</p> <p>第六九八号 昭和六十一年十一月十二日受理 国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願 請願者 福岡県行橋市金屋 大池キミ子 外四百五十四名</p> <p>紹介議員 佐藤 昭夫君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。</p>	<p>一、五三九 上田啓介 外四百五 十四名</p> <p>紹介議員 近藤 忠孝君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。</p> <p>第六八一号 昭和六十一年十一月十二日受理 国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願 請願者 三重県松阪市大黒田町城南住宅 橋本 敦君</p> <p>紹介議員 橋本 敦君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。</p>
<p>第六九九号 昭和六十一年十一月十二日受理 国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願 請願者 福岡県柏屋郡宇美町四王寺坂一五 ノ三、溝口政男 外四百五十四名</p> <p>紹介議員 脱脱タケ子君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。</p> <p>第六九〇号 昭和六十一年十一月十二日受理 国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願 請願者 埼玉県浦和市大間木六〇九ノ八 十四名</p> <p>紹介議員 内藤 功君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。</p> <p>第六九六号 昭和六十一年十一月十二日受理 台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願 請願者 東京都新宿区四谷四ノ三一 中島 精司 外十五名</p> <p>紹介議員 田辺 哲夫君 この請願の趣旨は、第一〇三号と同じである。</p> <p>第六九七号 昭和六十一年十一月十二日受理 国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願 請願者 福岡県行橋市金屋 大池キミ子 外四百五十四名</p> <p>紹介議員 田辺 哲夫君 この請願の趣旨は、第一〇三号と同じである。</p>	<p>第六九二号 昭和六十一年十一月十二日受理 国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願 請願者 東京都八王子市台町三ノ二九ノ一 二 渡辺ひろみ 外四百五十四名</p> <p>紹介議員 宮本 顯治君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。</p> <p>第六九三号 昭和六十一年十一月十二日受理 国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願 請願者 横浜市戸塚区飯島町二、五二〇 九 菅沼フク 外四百五十四名</p> <p>紹介議員 山中 郁子君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。</p> <p>第六九四号 昭和六十一年十一月十二日受理 国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願 請願者 山中 郁子君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。</p> <p>第六九五号 昭和六十一年十一月十二日受理 国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願 請願者 神奈川県横須賀市佐野町五ノ一 一 鈴木正一 外四百五十四名</p> <p>紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。</p> <p>第六九六号 昭和六十一年十一月十二日受理 国家機密法(スパイ防止法)制定反対に関する請願 請願者 東京都新宿区四谷四ノ三一 中島 精司 外十五名</p> <p>紹介議員 田辺 哲夫君 この請願の趣旨は、第一〇三号と同じである。</p>

台湾出身元日本軍人軍属の補償に關する請願

請願者 福岡市南区折立町八ノ一五 高倉

秋俊

紹介議員 堀江 正夫君 板垣 正君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第七〇六号 昭和六十一年十一月十三日受理

台湾出身元日本軍人軍属の補償に關する請願

請願者 大分県別府市亀川四の湯町一組ノ

五都甲信夫 外十五名

紹介議員 後藤 正夫君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

十一月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「四万五千九十九人」を「四万五千五百五十一人」に、「四万六千八百三十四人」を「四万七千六十五人」に、「二十七万二千百六十二人」を「二十七万二千七百六十八人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第二項中「四万三千六百人」を「四万四千九百人」に改める。

第九十五条中「火薬」の下に「船舶」を、「車両」の下に「有線電気通信設備、無線設備」を加え、「当り」を「当たり」に改める。

第一百条の四の次に次の二条を加える。

(国賓等の輸送)

第一百条の五 長官は、國の機関から依頼があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、航空機による国賓、内閣総理大臣その他政令で定める者(次項において「国賓等」という。)の輸送を行ふことができる。

2 自衛隊は、国賓等の輸送の用に主として供するための航空機を保有することができる。
別表第三中部航空方面隊の項中「入間市」を「狹山市」に改める。

二の法律は、公布の日から施行する。

附 則

昭和六十一年十一月十日印刷

昭和六十一年十一月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局